

中国における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸 日商 日機輸 日商 日機輸	(1)	サービス分野への 外資参入制限	<ul style="list-style-type: none"> 外資独資或いは外資マジョリティの現地法人が付加価値電信業務、通称 ICP (Internet Content Provider) 業務を行うことが認められていない。 外商独資の建築業者が請け負えるプロジェクトが、外国投資が 50%以上の中外連合による建設工事等に限定されている。 中国ではクラウドサービス事業を行う場合、ICP(事業者ライセンス)の取得が必要となる。理論上ではどの企業も正式に申請すれば取得できるが、実態として日系企業で取得した実績なし。サービス提供はライセンスを有するローカルクラウド業者を活用し、かつ契約窓口とせざるを得ず、当該企業のリサーチ・契約ともハードルが高い。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家発展・改革委員会による「外商投資プロジェクト審査確認及び届出管理弁法」の公布 (https://www.chinacourt.org/law/detail/2014/05/id/147805.shtml) <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2002年9月、建設部と外経貿部が共同で「外商投資建築企業管理規定(第113号)」と「外商投資建設工業設計企業管理規定(第114号)」を發布し、WTO加盟約束に従って建設市場の対外開放を進めた。「外商投資建築企業管理規定」は、2002年12月1日より、外商独資建設会社の設立を認めるものの外国の建設業者は中国国内に現地法人を設立しないと中国国内で建設工事を請負うことができないと規定し、中外合弁、合作建設企業の登録資本に関する制限及び従来実施してきた請負工事の中外の出資比率に関する規制を撤廃し、国内企業と同条件とした。更に、外商独資建設業者が請負えるプロジェクトを、1) 全額国外からの投資及び無償資金協力の建設プロジェクト、2) 国際金融機関の資金援助及び外国からの借款により国際入札を実施する建設プロジェクト、3) 外資の出資比率が 50%以上の中外共同建設プロジェクト、4) 技術的に困難などの理由で中国国内の建設業者が単独で請負えない建設プロジェクトで、省等の建設行政の主管部門が批准したプロジェクトなどに制限した。また、2004年4月1日より外国企業が中国国内で建設工事を請負うために必要とする外国企業承包工程資質証を規定し、直接受注制度を認める「在中國境内背承包工程的国外企業管理暫行弁法」が廃止されることに伴い、外国企業承包工程資質証の発行も廃止されるため国外建設業者が現地法人を設立しないと中国国内の建設工事を請負えないこととなった。現地法人設立の義務付けに伴う、資本金、技術者の資質等級毎のパフォーマンス要求基準(現地人雇用人数等)が厳しい。 プラント建設元請資格の内外格差が無くなった一方で、元請資格は現地法人/合弁企業に限定され、且つ現地法人/合弁企業を設立する場合にも元請可能範囲が資本金の5倍以内とする制約や過去の実績が必要となるなど非常に厳しい条件となっている。 2004年6月、「外商投資商業領域管理弁法」が施行され、小売業において原則100%外資出資が可能、フランチャイズ経営が可能となる自由化が図られたが、同一の外国投資家が30を超える店舗を設置する場合であって、①食糧や植物油、医薬品、たばこ、農薬、自動車など特定品目を取り扱う場合、②ガソリンスタンドを営む場合に、外資出資比率が49%以下に制限される。 商務部は、2004年8月11日、小売業の分類基準を規定する「新小売業態分類国家基準」の制定を公表し、10月1日より実施される。新分類は、小売店の立地、商圈と対象顧客、規模、商品構成、販売方式、サービス機能、情報管理システムなどの要素に基づいて、従来9種類であった業態分類を有店舗12種類(雑貨店、コンビニ、ディスカウントストア、スーパー、大型スーパー、倉庫式スーパー、百貨店、専門店、専門店、ホームセンター、ショッピングセンター、メーカー直結センター)、無店舗5種類(テレビショッピング、通信販売、インターネット販売、自動販売店、テレフォンショッピング)の17種類と細分化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 外資独資或いは外資マジョリティでの ICP (Internet Content Provider) 取得を認めてほしい。 外商独資の建設企業(外資 100%の建設企業)が実施可能な工事請負範囲の拡大をお願いしたい。 事業者ライセンス取得に関する規制の透明性向上。相手国政府に対し、当該事業者ライセンスの取得に必要な事項等の詳細説明とサービスを可能とする手順の提示を要望して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「外商投資産業指導目録」外商投資制限産業リスト(十三)五.7 外商投資建築企業管理規定 インターネット情報システム管理弁法 経営性 ICP ライセンス

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・商務部は、「外商投資非商業企業の販売の経営範囲増加に関する問題についての通知」を2005年4月2日に公布・施行し、外商投資非商業企業(生産型企業を含む)が経営範囲の拡大により商業企業としての認可を取得する問題を規定したもので経営業務範囲の拡大後も税制面で優遇を享受する場合には、自社製品以外の商品の販売収入額が売上総額の30%以下であることが要求され30%を超えると生産型企業とみなされず優遇税制の適用が受けられないなど、具体的な認可方針を明らかにした。 2005年8月16日に「外商投資商業企業設立処理手続等の関連規定」が公布され、審査手続(審査期間は地方で1ヶ月、商務部で3ヶ月)や申請資料が規定された。2005年12月9日公布、2006年3月1日施行された「地方部門への外商投資商業企業の審査認可の委任に関する通知」は、一定規模以下の店舗設置を地方政府の認可で足りることとなった。 ・2007年12月13日に開催された第3回米中戦略対話により、両国は金融サービス業の開放に関し、多くの点で合意した。 ・2008年3月3日、EUと米政府は中国が外国の金融情報サービス会社の活動を規制しているのは世界貿易機関(WTO)協定違反にあたるとしてWTOに提訴した。EUなどによれば、中国は06年9月から、英ロイター通信などに対し、中国国内で直接、顧客に情報を配信することを認めず、中国政府が指定する国営新華社通信社系列の会社を経由することを義務付けている。 また、外国の金融サービス提供企業が地方に営業拠点を設置することを禁止している。EUと米政府は今後、中国政府と協議に入り、これが不調に終われば紛争処理小委員会(パネル)の設置を求める。 ・米国は、中国政府が書籍、新聞などの出版物、音楽CDや各種DVDソフト、ビデオゲームソフトなどの輸入や国内での流通を、特定の国有会社に限定していることはWTO協定違反にあたるとして、2007年に中国を提訴していた。WTOパネルは、こうした体制は、内外格差を撤廃して国内・国外企業に平等な競争環境を提供するべきとするWTO協定のみならず、中国が2001年にWTOに加盟した時に販売と流通を3年以内に対外開放するとした約束にも違反するとの判断を下した。 ・2008年の中国TRMの場で、中国は2008年1～10月に外資系広告会社49社にライセンスを供与したとコメントがあったが、主要業務でない企業の広告業務については具体的に触れていない。 ・2009年10月、新聞出版総署は、外国企業が全額出資、合弁、合作などでオンラインゲームの運営サービスに従事することを禁じた。また、その他間接的方法で国内企業による運營業務の実質的支配や経営の参加を禁じた。 ・2010年9月、商務部は外資系企業のインターネット販売や自動販売機による販売に関する規定を発表した。(1)ネット専門会社の設立には、省レベルの商務主管官庁の認可義務、(2)他の取引業者にネットサービスを提供する場合は、工業情報化部に付加価値通信業務の事業許可証の申請義務、(3)自身のネットで商品を直接販売する場合、工業情報化部に付加価値通信業務の事業認可証の申請義務、(4)自身のネットで商品を直接販売する場合の届け出義務、などを定めている。 ・2012年8月9日、中国の海峡兩岸関係協会との台湾の海峡交流基金は、「海峡兩岸投資保護・促進取り決め」と「海峡兩岸税関協力取り決め」に調印した。投資保護対象に香港やケイマン諸島などの租税回避地(第三地)を通じた投資を含めている。 また、取用の制限投資対政府部門・機関の仲裁も設けている。 ・2012年8月14日、商務部は米ウォルマート・ストアーズが計画するインターネット通販サイト運営への51.3%の出資比率での買収を、ウォルマートが同通販サイトを利用して商品を販売することを禁じることを条件に認めると発表した。 ・2014年5月17日、日中韓投資協定が発効。 ・2014年5月17日、国家発展・改革委員会は、「外商投資プロジェクト審査確認及び届出管理弁法」を公布し(6月17日施行)、①審査確認以外に一部届出制を加えたこと、②一部審査確認権限の地方政府への委譲されたこと、③「プロジェクト申請報告書」への記載要件として投資者の状況、資源利用・生態環境影響分析、経済・社会影響分析(中国国内企業を買収するプロジェクトは、買収者の状況、買収計画、融資方法及び被買収側の状況、買収後の経営方式、経営範囲及び持ち株の状況、所得収入の利用等も記載)を規定、④審査確認機関は受理後の一括した補正通知、書面での審査意見、審査結果を発出する期限の明示を行った。 ・2014年6月17日、商務部は、「外資審査確認管理業務の改善に関する通知」を公布した。本通知は、國務院の規制緩和の方針に基づき、一部の外相投資企業に対する管理にについて、改善を図ろうとするものである。 ・2015年4月に改定された「2015年版外商投資産業指導目録」でネット出版サービスは「禁止産業」とされた。2016年2月4日に公布された「ネット出版サービス管理規定」でも外商投資企業によるネット出版サービスは禁止とされ、外商投資企業等との合作は国家新聞出版・放送テレビ映画総局の事前許可が必要。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2016年5月31日、国家新聞出版广电总局及び商務部は、新たな「出版物市場管理規定」を公布した(施行日は2016年6月1日)。中国政府は、出版物(録音録画製品、電子出版物等を含む)の発行、卸売、小売等(インターネット等の情報ネットワークを通じる場合を含む)の管理に当たり、今回の新たな「出版物市場管理規定」において若干の規制緩和は行われたものの、基本的には、依然として厳格な態度を採っている。</p> <p>(改善)</p> <p>・2004年4月16日付けで「外商投資商業領域管理弁法」が發布され、6月1日から施行された。外商投資商業企業に対する基本的要件である最低登録資本(旧規則では卸売りの場合、8,000万人民元以上;小売の場合、5,000万人民元以上)は、会社法の規定(卸売りの場合、50万人民元以上、小売の場合、30万人民元以上)に従えば良いこととなった。</p> <p>外商投資商業企業に出資する外国企業に対する厳格な資格要件(卸売りの場合、申請前3年間の年平均売上高25億米ドル以上で且つ申請前1年間の資産額3億米ドル以上;小売の場合、申請前3年間の年平均売上高20億米ドル以上で且つ申請前1年間の資産額2億米ドル以上)は、撤廃され、「外国投資者は、良好な信用を有しなければならない、中国の法律、行政法規及び関連規則に違反する行為があってはならない。....」と規定するのみとなった。</p> <p>また、卸売りに関する商品の輸出入が明示的に認められ、年度商品輸入総額の制限規定(旧規則は、当該年度の商品売上高の30%を越えてはならなかった)も撤廃され、商品の調達に有利になるように変更された。更に、卸売及び小売の場合にも、「その他の関連する付帯業務」を営むことができる旨明示し、「その他の関連する付帯業務」には、アフターサービスも含まれると理解されるためサービスの効率化を図る上で根拠が与えられた。</p> <p>・WTO 公約に沿った流通開放は、昨年、施行された法律に対する申請許可が2005年3月以降、実現されつつある。当社関連で25件、認可取得。</p> <p>・生産型企業の仕入販売は認められなかったが、2005年より仕入全体の30%まで可能となった。</p> <p>・商務部は、2005年2月3日「外国企業リース業投資管理規則」を公布、3月5日に施行した。今回の新規則は、WTO加盟3年後に外資全額出資リース企業の設立を認める約束を実施するため公布した。従前の暫定規則に対する主たる改正点は、</p> <p>①外国企業が全額出資によるリース業務及びファイナンスリース業務を行う会社の設立を認めること、</p> <p>②参入基準として外商投資リース会社及び外商投資ファイナンスリース会社の外国投資者の総資産が500万米ドル以上であること、また外商投資ファイナンスリース会社の最低資本金を従来の2,000万米ドルから1,000万米ドルへ引き下げ及び外商投資リース会社の最低資本金規定500万米ドルを廃止したこと、</p> <p>③有限責任会社形態で設立するリース会社の審査・認可権を地方へ移管した。</p> <p>・国务院は、2007年2月6日に公布、2007年5月1日に施行したフランチャイズに関する「商業特許経営管理条例」は、商業特許経営管理弁法で明らかでなかった届出書類(フランチャイザーの営業許可証の写し、契約の見本、作業マニュアル、市場計画書及び経営期間1年以上の2店以上の直営店を有する証明書等)の範囲などを明確にしたほか、2007年5月1日以前に既にフランチャイズに従事している者は、「管理条例」施行後1年以内に届出(通常、締結日から15日以内)すればよく、更に2つ以上の直営店を1年以上経営していなければならないとする規定を適用しない。</p> <p>・2008年11月13日、中国はEUと米国に対し、外国通信社が金融情報をその顧客である金融機関等に直接提供することを認め、外国通信社の自由な活動を保証すると伝えた。中国はこれまで外国通信社に対し、国営の新華社通信の系列企業を経由して金融サービスを提供するよう義務付けてきた。これに対し、2008年3月、EUと米国がWTOに提訴していた。</p> <p>・2011年改正版『外商投資産業指導目録』において、</p> <p>①商品オークションサービス、金融リースサービス、医療サービスが制限類リストからは外され、100%の外資投資が可能となった。</p> <p>②奨励類リストに物流情報コンサルティングサービス、創業投資企業、知的財産権サービス、家政サービス、職業技術訓練が追加された。</p> <p>③フランチャイズ、ファイナンスリース会社、医療機構が制限類から許可類に変更された。</p> <p>④制限類リストのオーディオ・ビジュアル製品(映画を除く)の販売から中国側支配権の要件が撤廃され合作要件のみとなった。</p> <p>⑤書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品、電子出版物の輸入業務が禁止類から削除された。</p> <p>・中国は、「国内水路運輸管理条例」に基づき、2013年1月1日より外国企業、その他の経済組織、個人が国内の水路運輸業務を営むことを禁止する。</p> <p>・2011年12月24日、国家改革発展委員会・商務部は、「外商投資産業指導目録(2011年改正)」を公布し、2012年1月30日から施行されている。その中で、図書、新聞、雑誌の総発行・輸入業務、音響映像製品及び電子出版物の輸入業務及び電子形式による音楽流通サービスが禁止類から削除され、制限類にも含まれていないことから、許可類になったと考えられる。(2013年版不正貿易報告書)</p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2013年9月より、上海市人民政府は、銀行、ゲーム機、旅行社、娯楽施設、病院などのサービス業の業種に対する外資の出資制限や業務制限を緩和している。 2014年9月28日、国務院は中国(上海)自由貿易試験区内で追加的に外資企業の参入障壁を緩和する27項目からなる「参入特別管理措置目録」を公布し、外資独資(100%)での国際海運貨物の積み下ろし業務、外資独資での400トン以上のクレーンの製造、外資独資での高速鉄道や旅客鉄道の乗客サービス設備の研究開発・設計・製造などが許可されている。 		
	JEITA 日機輸 日鉄連	(2)	外資マジョリティ出資規制	<ul style="list-style-type: none"> 2011年の「外商投資産業指導目録」改正により、車載用バッテリーの生産は奨励類に属し、外資比率が50%を超えないものとされた。一方、リチウムイオン電池の製造は、2002年以降「電機機械及び器材製造業」カテゴリで奨励類とされ、外資比率の制限もない。双方の技術、生産技術・設備には、共通部分が多いのだが、本制限により、すでにリチウムイオン電池の生産を独資で展開している外資系企業は、車載用バッテリーの生産を行うことができなくなった。 鉄鋼業においては「鉄鋼産業発展政策」により外資の出資が50%までしか認められていない。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国工業情報化部、「鉄鋼産業の調整・昇級計画(2016～2020年)の印刷発布に関する通知」(第358号)を公表した。第13次5カ年計画期の鉄鋼産業調整振興計画として、過剰生産能力解消への取り組みと業界再編を目指す。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年5月、国家発展改革委員会は「自動車産業発展政策」を公布した。自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車、オートバイの中外合弁製造企業における中国側持分比率は50%以上とされ、一外国投資者が中国に設立できる同種の完成車製品製造の合弁企業は2社以内に制限される。 2005年7月、国家発展改革委員会は「鋼鉄産業発展政策」を公布した。外国投資家による中国鋼鉄産業への投資については、原則として外国側の持分支配は認められない。 2014年6月17日、商務部は「外資審査確認管理業務の改善に関する通知」を発表し、登録資本金の最低限の制限のある業種の会社等の場合を除き、外資企業の当初出資比率、金銭出資比率、出資機関の制限又は規定を撤廃することとした。 2015年10月28日、商務部は「一部の規定及び規範性文書の改正に関する決定」(商務部令2015年第2号)を公布・施行した。 (http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201511/20151101152451.shtml) 登録資本金登記制度改革に関する今回の決定により、商務部の管轄する多くの部門規章及び規範性文書が改正された。商務部が目的としているのは、規制緩和を行うことにより、中国に外資を呼び込み、経済発展を促進することである。 	<ul style="list-style-type: none"> 外資比率制限の撤廃を要望。 規制の撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資産業指導目録 鉄鋼産業発展政策
	日機輸	(3)	外資最低資本比率規制	<ul style="list-style-type: none"> 外国資本の最低資本比率が、総投資額の33.33%以上(投資総額3,000万米ドル以上の場合)と定められており、設備投資する度に、親会社の投融資の負担が大きくなっている。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年12月、会社法が改正され、登録資本金制度が原則として撤廃された。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低資本比率の制限を廃止してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 外資独資企業法実施細則 外国投資商業領域管理弁法 中外合資経営企業登録資本と投資総額の比率についての暫定規定 外債管理暫定規則など 外商投資建築業企業管理規定(2002年)

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <p>・2014年6月24日、商務部は「外商投資の審査認可管理をさらに改善することに関する通知」を発表した。同通知では、外資系企業に関し、①特定業種の登録資本最低限度額について特段の規定がある場合を除き、会社の登録資本最低限度額を撤廃、②会社設立時の初回出資比率・出資機関に関わる制限の撤廃、③出資者の出資引受額の自由化など外資審査認可にかかる緩和策が明記された。</p> <p>・株式を発行する外商投資株式有限公司の場合、その登録資本については、「外商投資株式有限公司の若干問題に関する暫定規定」に基づき登録資本の最低限度額が3,000万人民币元とされ、外国投資家が投資して設立する投資性会社の登録資本については、「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運営することに関する規定」に基づき登録資本の最低限度額が3,000万ドルであったものの、2015年10月28日付の「一部の規則および規範性文書の改定に関する決定」(商務部令2015年第2号)により、外商投資株式有限公司や外相投資性公司等に対する最低資本金要求が撤廃され、当該最低限度額の制限は廃止された。中国政府は外商投資による投資性会社の経営権限およびサービス範囲を拡大。</p>		
	日鉄連	(4)	WTO 約束の流通業自由化の未実施	<p>・中国の WTO 加盟時の「約束」に関するうち、「(国内)流通業の自由化」(外資の出資制限の廃止、地域制限・出資者資格要件の東南アジアの廃止)については、2004年6月に「外商投資商業分野管理法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたまま。</p> <p>(対応)</p> <p>・2015年3月10日、国家発展改革委員会及び商務部、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」を公布(2015年4月10日施行)(中国通商関連情報2014年度第47回)。本改正は、過去5回の改正と比べて、規制緩和の度合いが比較的大きいもの。従前は、外資による中国投資が制限されていた業種であっても、本改正により制限が撤廃、又は緩和された項目が多数ある。中国国発委と商務部、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」を連名で公布(2015年4月10日施行)；「制限類」項目の大幅削減等により製造業分野への外資規制を緩和。</p> <p>・商務部、「外商投資企業設立及び変更届出管理暫行弁法」(商務部令[2016]3号)を公布(2016年10月8日付け)。ネガティブリスト外の分野における外資企業の設立・変更を備案(届出)管理とすることを発表。</p> <p>・2016年11月3日商務部、「一部規則を廃止することについての決定」を公布(商務部令2016年第4号、2016年11月3日施行)。これにより「外商投資商業分野管理法」が廃止された。商業領域における多くの分野で参入基準が緩和へ。</p> <p>・2017年6月16日、中国政府は「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)」を公布(2017年7月10日から施行)(中国通商関連情報2017年6月第6回)。</p> <p>・2017年6月28日、国家発展改革委員会及び商務部、「外商投資産業指導目録(2017年改正)」を公布(2017年第4号令、7月28日施行)。これに伴い、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」は廃止。7回目の改訂にあたる。従来の一部奨励類の持分比率の要求項目、及び制限類、禁止類をまとめて「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」として整理。国内資本にも適用される制限措置は目録から削除された。</p> <p>「中国製造2025」戦略への外国人投資家の積極的な参加を奨励する目的から、引き続き投資環境の改善を図るべく、「届出制」の適用判断の根拠となる「ネガティブリスト」を制定し、サービス業、製造業、採鉱業等の分野における外国資本の参入制限をより緩和することを目標に改訂された。</p> <p>・2017年7月30日、中国商務部は「外商投資企業設立及び届出管理変更暫定弁法」を改正し、外国投資者による非外商投資企業の合併買収や、外国投資者による上場会社への投資についても、原則として「届出制」に変更することを決定した。中国において投資する日本企業が、中国の国内企業を合併買収し、また、中国国内の上場企業に投資することが、従前よりも容易になったといえる。</p> <p>・2018年6月28日、国家発展改革委員会及び商務部は「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」を公布した(施行日は2018年7月28日)。</p> <p>また、2018年6月30日に「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」を公布した(施行日は2018年7月30日)。2つのネガティブリストによって、外商投資が禁止又は制限される分野は大幅に削減されたといえる。</p>	<p>・実施細則の制定による実質的な開放。</p>	<p>・中国 WTO 加盟議定書・附属書添付「サービス約束表」</p> <p>・外商投資商業分野管理法</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>・2019年6月30日、国家発展改革委員会及び商務部は、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(以下、「2019年版ネガティブリスト」という)、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」(以下、「2019年版自貿試験区ネガティブリスト」という)、及び「外商投資産業奨励目録(2019年版)」(以下、「2019年版奨励目録」という)を公布した。</p> <p>これらの施行日は、2019年7月30日である。2つのネガティブリストにより外商投資が禁止又は制限される分野が大幅に削減され、外商投資が奨励される分野が大幅に増加した。ここには現在の中国政府が、中国経済や米中経済戦争の動向等に鑑み、経済成長の持続を推進するために多くの業務を外資に開放して、投資を引き入れることを望んでいるという意図が反映されている。中国の対外開放は、中国への投資を行おうとする日本企業にとって、もちろん望ましい傾向である。</p> <p>・2019年11月22日、国家発展改革委員会及び商務部は、「市場参入ネガティブリスト(2019年版)」(以下、「リスト(2019年版)」という)を發布した(「市場参入ネガティブリスト」は、「外商投資参入ネガティブリスト」とともに、外国投資者にも適用される)。これは、国务院弁公庁が2019年8月12日に發布した、「放・管・服(行政のスリム化、監督管理体制の強化と革新、市場主体に対する干渉の削減)改革及びビジネス環境改善に関する重点任務の作業分担方案」の具体的な実施方策の一つである。「リスト(2019年版)」は、「リスト(2018年版)」と比べ、既存の枠組みを維持したうえで、市場参入の更なる緩和を推進し、各市場主体、特に民間企業の活力をさらに引き出すための管理措置の改善、リストの構成の見直し等を行っている。</p>			
2	国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸 日機輸	(1)	国産化要求	<p>・中国市場参入の際には、国内企業保護の為、一般的に技術移転並びに国産化の要求があり、事実上の外資企業排除となっている。</p> <p>・外資企業にとっては技術流出の懸念、移転した技術に基づき第三国案件で中国企業との競合が発生する。</p>	<p>・国産化要求、技術移転要求撤廃。</p> <p>・技術移転契約遵守。</p>	
			(2)	国産化要件からの外資マジョリティ企業除外	<p>・現地企業と合弁設立するにしても、外資マジョリティは通例として国産化と見做されない。</p>	<p>・合弁企業もしくは100%外資による現地企業設立の際、出資金比率に関わらず、中国国産と認めること。</p>	
4	撤退規制	日機輸 日商 JPETA 日機輸	(1)	会社清算・撤退・手続の不透明・長期化	<p>・出資先企業を清算して撤退することが実務上困難である。また、清算による撤退が認められているが、実務上では当局の許可が下りない、あるいは税務当局の対応に長い年月を要する。結果として、許可が取得できやすい、撤退しやすい、持分譲渡での撤退が多くなっている(しかも無償に近い形での譲渡)。</p> <p>・事業撤退の種類にもよると思われるが、事業撤退までのスケジュールが不透明で、地方税務局・国税局で時間が掛かりすぎる。</p> <p>・会社清算時の税務審査の時間短縮により清算手続きがスムーズに進むことを望む。</p>	<p>・進出の際に、撤退が実務上保証されていないため、進出に二の足を踏む企業も多い。新規投資の促進、また投資分野の入れ替えの観点からも、スムーズな撤退を可能にして欲しい。</p> <p>・事業撤退プロセスの透明化を働き掛けて欲しい。</p> <p>・短縮目標は半年以内に出来ればと切望する。</p>	<p>・外資企業法</p> <p>・外資独資企業法実施細則第72条第1項第2号、第72条第2項</p> <p>・外商投資企業の解散及び生産義務の方に基づく遂行に関する指導意見第2条第3項</p> <p>・会社法185条、187条、188条、189条</p> <p>・労働契約法第44条第5号</p>
				減資手続きの困難	<p>(対応)</p> <p>・外資企業の清算手続きに関する基本法である「外商投資企業清算弁法」が2008年1月15日に廃止された以降、新たな法規が制定されていないため、会社法における清算関連規定が外資系企業の清算に適用されている。また、商務部や国家工商行政管理総局による外商投資企業の解散清算に関する通知が適用されている。</p> <p>・2008年12月19日、中国商務部、外交部、公安部、司法部が連名で外資系企業の非正常撤退に対して、国境を越えて追求・訴訟を行うガイドラインの通達を発令した。</p>	<p>・減資の条件を明確化した上で、その範囲内で申請する企業に対しては受理する体制を作ってほしい。</p>	
		JPETA	(2)	減資手続きの困難	<p>・減資に関し、会社法上制度があるが、実際に行政へ申請手続きを行っても受理されない(日系企業において許可を得たという事例がない)。</p>		<p>・外商投資企業の投資総額と登録資本金の調整に関する規定と手続の通知(外経貿法1995/366号)</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
6外資優遇策の縮小	日鉄連 医機連	(1)	外資優遇税恩典の廃止	<p>・2010年12月1日、外資系投資企業、外資企業、外国人に対する「都市維持建設税」と「教育費付加」の徴収を開始。 外貨獲得、外資誘致の一環として国内企業よりも優遇的な税制が適用されていたが、年を追って優遇税制が廃止され(06年に土地使用税の優遇撤廃、08年に企業所得税の優遇撤廃、09年に不動産税の優遇撤廃)、今回の優遇撤廃により、外資企業への優遇税制は全廃された。</p> <p>・新規生産設備を日本から輸入する予定があるが、関税(8%)の免税がもはや認められない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2007年11月29日、USTRの発表によると、中国は2008年1月1日までに米国とメキシコが中国をWTO提訴している中国輸出企業への法人税・付加価値税の減免や低利融資など12の補償金のすべてを撤廃することで合意した。</p> <p>・2007年12月1日、ハイテク産業、省エネ産業、環境保護産業、高付加価値産業を奨励する外商投資産業指導目録が施行された。</p> <p>・2007年12月6日、「中華人民共和国企業所得税法」(主席令第63号)が公布され、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」(国務院令第512号)と併せ、08年1月1日から施行された。企業所得税率は33%が原則だが、外資系メーカーや一部の商社などは平均16%に優遇されてきた。全国50数カ所の中央政府指定の経済開発区では15%に減税、200~300カ所あるとされる地方指定の経済開発区では24%に軽減。平均税率は25%とされていた。</p> <p>新企業所得税法の下で、このような内資企業と外資企業とで異なっていた税制を一本化し、両者の税制上の不平等な取扱を解消する(両税合一)。税制改革の基本は「産業別優遇を主とし、区域別優遇は従とする」であり、外資系企業への優遇は段階的に撤廃される見通し。税率は一律に25%となり、各種優遇政策は順次廃止される予定。新規に進出する外資には08年から適用される。既進出企業については段階的な措置を経て、5年後までに税率を25%に引き上げる。</p> <p>・2008年1月1日、労務コストの上昇が見込まれる労働契約法が施行された。</p> <p>・2008年1月1日に企業所得税法および同实施条例が施行され、「2免3減」や経済特区等での低税率等の外資優遇税制が廃止されることになった。但し、5大経済特区と浦東新区の既存企業には、5年間漸増の経過措置が設けられている。これにより特に輸出を目的とする単純な製造業への外資インセンティブが失われることになった。</p> <p>・2009年8月20日、財政部など6つの政府機関は、『輸入重大技術設備の税收政策の調整に関する通知』を公布した。同通知に基づき、所定の要件を満たす企業は、重大技術設備の生産に使用するための部品や原材料の輸入に対する関税や増値税が免除される(従来は還付方式)。同通知はまた、完全な設備一式の輸入に対する関税・増値税の免除措置を撤廃している。同通知は7月1日に遡って発効し、2009年末まで有効である。</p> <p>・2009年12月30日、国務院常務会議は、外資は対外開放の基本となる経済の重要な構成要素であるとして、(1)「外商投資産業指導目録」を改定してハイエンド製造業、ハイテク産業、現代的サービス業、新エネ、省エネ環境保護産業などへの外資による投資を奨励、(2)外資の中西部地域へのシフトと投資の増加をサポート、(3)M&Aを通じて国内産業の事業再編を奨励するなど外資利用の多様化を促進するなど、外資の有効活用に向けて5つの重点策を打ち出した。</p> <p>・2010年1月16日、広州市政府は、『総部経済の発展加速化の実施に関する意見』を公布した(即日施行)。同意見は、企業の統括本部の広州市への誘致を促進するため、土地使用、金融、技術革新、人材サービスに関する一連の優遇措置を定めている。同意見はまた、企業の統括本部の設立と納税貢献に報いるための各種の助成金や広州市にある事務所スペースの使用に対する補助金についても定めている。同意見の施行に伴って、『外商投資統括本部・地域統括本部の設立奨励のための規則に関する通知』(2006年10月16日公布)は失効した。同意見の有効期間は5年間とされている。</p> <p>・2010年5月14日、中国商務部は、『中国中部地区外商投資促進計画(2009-2014)』(以下、『中部計画』)及び中部6省(江西、安徽、河南、湖北、湖南、山西)の『外商投資促進計画』(以下、『省別計画』)を公布した。『中部計画』は、外商投資誘致の重点産業、投資形態、誘致地域、投資元国・地域に関する基本的な指針並びに投資優遇措置について定めている。</p> <p>中部6省は、(1)インフラ、運輸、行政、市場、法制、文化などの環境を改善し、(2)安定した透明な外商投資管理制度の構築を急ぎ、(3)土地、行政事務手数料、税制、電気・水料金、融資に係る優遇措置を改善し、(4)中部地区への投資促進措置に対する中央外国貿易発展基金の支援を拡大し、人材育成を強化し、(5)投資促進の業務及び効果に対する審査・評議システム/メカニズム並びに健全な投資環境評価制度・責任追及制度を整備する。各省への外</p>	<p>・外資優遇を撤廃する一方で、<u>自国企業への不公平な優遇(政府調達、補助金交付等)を行わないよう要望する。</u></p> <p>・外資奨励項目の認可をしていただきたい。</p>	<p>・国務院 内外資本企業及び個人に対する都市維持建設税、教育費付加制度に関する通知(国発[2010]35号)</p> <p>・企業所得税法</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>商投資に対する投資優遇措置や特別待遇の詳細については、『省別計画』に規定されている。</p> <p>中部6省は、先進国からの投資の比率を大幅に高めるため、西欧、北米及びアジア太平洋地域の有力な多国籍企業からの投資誘致を優先する。また、先進国には強固な基盤を持つ多くの専門的な中小企業が存在しており、中部6省は、台湾、香港、マカオ、日本及び韓国の中小企業からの投資誘致を中長期的な戦略とすべきであるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年12月1日、中国国務院は「内外資企業及び個人の都市維持建設税と教育費付加制度の統一に関する通達」(国発[2010]35号)を公布し、都市維持建設税及び教育付加制度につき、これまで適用対象外とされていた外商投資企業、外国企業、外国籍個人も徴税対象とした。 2011年1月28日、中国国務院は『ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を一層奨励する若干の政策に関する通知』(国発[2011]4号)を公布した(即日発効)。同通知は、産業の発展環境を最適化し、科学技術创新能力を強化し、今後10年間に中国のソフトウェア・集積回路(IC)産業の発展を一層促進するための新たな優遇措置を定めている。一連の措置は、中国で設立されたすべてのソフトウェア企業とIC企業を対象としている。中央・地方政府の関係部門は今後、具体的な実施措置を策定する。 2014年2月28日、中国政府、重大技術設備の輸入に対する税・関税政策に係る目録及び補助目録の更新版(2014年通知第2号)を公布。 (http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201402/t20140227_1048002.html) 2014年9月24日、李克強首相、国務院常務会議を主宰・招集;ハイテク製品の輸入を促進するべく加速減価償却政策の整備を決定。 2015年12月14日、中国財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部、税関総署、国家税務総局、国家エネルギー局は、「重大技術設備輸入税収政策関連目録及び規定の調整に関する通知」を連名で公布(2016年1月1日より施行)。 2016年3月11日、中国工業情報化部、財政部、税関総署は、「重大技術設備の輸入税収政策受理手続き等事項の調整に関する通知」を連名で公布(即日施行)。 2017年1月17日、中国国務院は「対外開放の拡大、外資の積極的利用の若干措置に関する通知」を公布した(中国通商関連情報2016年度第42回)。「外商投資産業指導目録」及び関連政策法規を改正し、サービス業、製造業、採鉱業等の分野における外資参入制限を緩和。 2017年2月17日、商務部は2017年版の新しい目録(「2017年版目録」)を公布(施行日2017年3月20日)(中国通商関連情報2016年度第45回)。「外商投資産業指導目録」における奨励類外商投資プロジェクトには該当していないが、「中西部地域の外商投資優勢産業目録」に記載されている場合、奨励類外商投資プロジェクトの優遇政策を享受することができる。 <p>また、「中西部地域の外商投資優勢産業目録」の外商投資プロジェクトに合致していれば、主に3つの優遇政策を享受することができる。1.投資総額内での自家用設備輸入は関税免除、2.集約用地のプロジェクトには優先的に土地を供与、土地譲渡最低価格の確定にあたり、所在地の土地の等別に相応する「全国工業用地最低価格基準」の70%を下回らない価格で譲渡を実施、3.条件に合致した中西部地域の外商投資企業は、企業所得税の優遇政策を享受。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年3月30日、国務院は過去数年間における上海自由貿易試験区での経験を総括し、「中国(上海)自由貿易試験区の改革開放を全面的に深化させる方案」を通知。2020年までに、上海自由貿易試験区を、投資貿易が自由で、規則が開放・透明化され、監督管理の公平性・効率性が高く、ビジネス環境がよい、国際的な自由貿易園区となることを目指す。 2017年6月28日、国家発展改革委員会及び商務部は、「外商投資産業指導目録(2017年改正)を公布。削除項目:新エネルギー自動車の重要部品製造の外資比率は50%を超えない等。2017年版の指導目録は、一部の従来の奨励類の持分比率の要求項目、及び制限類、禁止類をまとめて外商投資参入ネガティブリストとした。 2017年8月16日、中国国務院は「外資増加を促進するための若干措置に関する通知」を公布した。これにより、①外資参入の更なる開放、②財務税務支援政策の制定、③国家級開発区総合投資環境の完備、④人材の出入国における利便化、⑤経営ビジネス環境の最適化を図る。 2017年12月21日、財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部、「域外投資者による利益分配を用いた直接投資の源泉所得税暫定免除政策問題についての通知」(財税[2017]88号)を連名で公布。 2018年4月25日に国家税務総局は、税徴収環境を最適化するために、改正「企業所得税優遇政策事項取扱弁法」を公布した。同時に、従来の「企業所得税優遇事項届出管理目録(2015年版)」に代わるものとして、「企業所得税優遇事項管理目録(2017年版)」を公布した。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>(改善)</p> <p>・2016年2月4日、科学技術部、財政部、国家税務総局は合同で、「ハイテク企業認定管理弁法」の改正を公布した。 http://www.most.gov.cn/tztg/201602/t20160204_123994.htm</p> <p>本弁法には、「国家が重点的に支持するハイテク分野」リストが添付されているが、当該リストについても改正されている。本弁法は、2016年1月1日から遡及的に施行。もとの「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2008]172号)は、本弁法の施行と同時に廃止された(23条)。</p> <p>【優遇政策】:本弁法により認定されたハイテク企業は、「企業所得税」及びその「実施条例」、「税収徴収管理法」及び「税収徴収管理法実施細則」(以下、「実施細則」という)等の関連規定に基づき、税収優遇政策の享受(ハイテク企業に認定された場合、15%の税率にて企業所得税を納付可能)を申請することができる(4条)</p>			
8	投資受入機関の問題	日機輸	(1)	特区の開発計画の先行き不透明	<p>・2014年に珠海国家高技術産業開発区に工場移転したが、開発計画(土地収用)が滞り、近隣住民の環境懸念が心配される。 →以前は2017年末と回答あったが、現在は回答が無い。</p>	開発計画の推進。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	CIAJ CIPA JTA フル工 建機工 時計協 自動部品 繊維 素形材 日化協 日機輸 日商 百貨店 貿易会	(1)	高輸入関税	<p>・国内産業保護等から製品によっては高関税も残存しており、現地メーカーに対し価格競争力が無くなる。また、原材料・部品に関して高関税であるため、現地生産によるコストメリットを十分に製品価格に反映できない。また、関税率が定まっているにも拘らず、その徴収額が不明確である。ウォッチ、クロックに関し、輸入税、付加価値税(増値税)等の税制により、採算が確保しにくくなっている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> - VTR: Free、VTR 部品: 10-15% - DVD プレーヤ: Free - ラジカセ: Free-15% - CTV: 10-15% - カメラ: 4~9%、カメラ部品: 3-10% - ミシン: 9% - 移動クレーン: 3~15% - バッテリーフォークリフト: 9-10% - 繊維設備: 3~8% - 工作機械: 5~12% - 自動車部品: 3~6% - 自動車部品(自動変速機): 6% - 大型二輪車: 30%~45% - ウォッチ完成品: 11~30% (持ち帰り品の高級時計は 60%) - ウォッチムーブメント: 10~16% - クロック完成品: 16~23% - クロックムーブメント: 16% - 設備: 30~40% - 液晶パネル(TV用): 15%、(PC用)0% - 繊維製品: 10~18% - Air cylinder : 14% - Valve : 5% - Air Filter : 10% - ポリプロピレン共重合体: 6.5% 	関税の低減および撤廃。	<ul style="list-style-type: none"> ・関税規則 ・条例 ・中国関税法等 ・関税実施法案 ・税関輸出入税則

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 建産協 日機輸 日機輸 日機輸			<p>・新品中古に関わらず電化製品等に高額課税されている。</p> <p>・日本からの輸出に関して平均 10%の関税がかかるため、輸入商品の販売に関して価格競争力がなくなる。</p> <p>・製品により 5-12%と高い関税が課され、地場メーカーとの価格格差に苛まれており、商売がしにくい。</p> <p>・高炉ガス焼きガスタービンに対する関税が課税されているが、中国の大気汚染改善に、鉄鋼会社にガスタービンを採用頂くことが重要と考える。現状は関税 3%、輸入増値税は 17%。</p> <p>・一般的な部品名称だけの判断で高い関税を課せられるケースが見受けられる。実際にその部品を中国で現地生産できるメーカーを探しているが、特殊な材料や構造があり、中国現地メーカーでは生産できないような部品であっても関税率が高いものがある。</p>	<p>・左記の制限を緩和して頂きたい。</p> <p>・水準の適正化検討をして頂きたい。</p> <p>・関税の引き下げまたは撤廃。</p> <p>・関税率低減。</p> <p>・高炉ガス焼きガスタービンの関税撤廃。</p> <p>・中国-日本間の貿易においても FTA を結び、早期に関税撤廃される動きの促進を望む。</p>	
				<p>(対応)</p> <p>・2001年11月、WTO加盟時の約束として、鉱工業品の平均関税率を2010年に8.9%に引き下げるとしている。</p> <p>・2004年6月施行の「自動車産業発展政策」及び2005年4月1日施行の「完成車の特徴を備えた自動車部品輸入管理弁法」によりCKD、SKD輸入に対して完成車の関税率25%を賦課することを決定したが、加盟時にCKD、SKDの関税項目を設定する場合には関税率10%を超えないとする約束に反し、GATT第2条(譲許表)に違反する可能性がある。なお、輸入部品が完成品価格の60%を超える場合、完成品として輸入手続を行い完成品の関税率を適用する考え方は、エレベーター、掘削機の部品輸入に用いられている(1999年9月20日公布の掘削機、エレベーター及びその重要部品の輸入強化を管理することに関する通知)。</p> <p>・2006年3月30日、米国のUSTRは、中国がWTO加盟時、輸入自動車部品の関税率を完成車の関税率よりも低く設定する約束をしたにも拘らず、一定の現地調達率に達しない完成車の輸入部品に完成車と同率の関税を課す規則の実施を約束違いとしてWTOの紛争処理手続きに基づき、中国に協議要請を行った。その後、WTOパネルに提訴を行った。これらに対し、WTOは、2008年7月18日、WTOパネルは輸入部品を中国WTO加盟時に約束した譲許表より不利に扱っているとして、米国の訴えをほぼ認め裁定を下した。</p> <p>・2008年1月1日から新たな輸出入関税率が適用された。主に最恵国税率、年度暫定税率、協定税率、特惠税率等が調整された。調整後の平均関税率は9.8%となり、このうち農産品は平均15.2%、工業製品は平均8.9%となった。約600品目に対して、輸入暫定税率が適用された。これには、①石炭、石材、燃油などの資源・エネルギー類、②ポリシリコン、ディーゼルエンジンなどの重要なマテリアル類と設備・部品、③X線写真、人工血漿材料、家電などの公共保険関連製品等を含む。輸入天然ゴムは引き続き、選択課税を適用。石炭、原油、金属鉱砂等は引き続き暫定税率で輸出関税を徴収。パルプ、コークス等の資源消費が大きく環境に影響を与える製品については輸出関税率を引き上げた。</p> <p>・2008年12月15日、中国政府は2009年の関税率の実施制度を公表した。同制度に基づき列挙された調整が限定的であったため、2009年の平均関税率は9.8%と2008年と同じ水準のままで、農産品及び鉱業製品の平均関税率にも変更が無く、それぞれ15.2%と8.9%となる。2009年の関税率表は、7,868品目(2008年は7,758品目)を対象としている。この関税率表は2009年1月1日に実施された。</p> <p>・2009年8月20日、財政部など6つの政府機関は、『輸入重大技術設備の税收政策の調整に関する通知』を公布した。同通知に基づき、所定の要件を満たす企業は、重大技術設備の生産に使用するための部品や原材料の輸入に対する関税や増値税が免除される(従来は還付方式)。同通知はまた、完全な設備一式の輸入に対する関税・増値税の免除措置を撤廃している。同通知は7月1日に遡って発効し、2009年末まで有効である。</p> <p>・2010年6月29日、中国と台湾は海峽兩岸経済協力枠組み協定(ECFA)と称するFTAを締結した。アーリーハーベストによる関税引き下げ品目数は中国側539品目、台湾側267品目となっている。サービス貿易についても、アーリーハーベストとして台湾は9項目(金融サービス業1項目、非金融サービス業8項目)、中国は11項目(金融サービス3項目、非金融サービス8項目)を開放することで合意した。台湾側開放の9項目は、研究開発、会議サービス、展示サービス、特製品設計サービス、映画開放、ブローカーサービス、運動レクサービス、空運サービス電子化、銀行業。</p> <p>・2011年5月、第5回日中韓サミットにおいて日中韓FTA産官学共同研究を2011年中に終了させ、その後のフォローアップを行うべく共同研究を加速化することを決定した。</p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・国務院関税税則委員会は、637品目に対して(その多くは初めて)暫定輸入関税を課す。対象品目は、資源製品、原材料、一部電子機器用主要部品(プロパン、ブタン、脂肪酸、ポリイミドフィルム、チタンストリップ、高解像度カメラ、液晶プロジェクター用偏光子、電子プレーキなど)である。通常、暫定輸入関税の税率はMFN税率よりも低いことから、この措置は2011年に指定された品目の輸入促進を目指す中国政府の狙いを示している。また炭素繊維糸、イオン交換膜、自動車用過給機などの一部品目については、工業技術の発展や国内における生産、需給の変化に対応し、暫定輸入関税の廃止や当該税率の引き上げも行われている。 ・2014年3月4-7日、第4回交渉会合を開催したが、焦点となる関税交渉が日中の提案に隔たりがあり、韓国の反対で合意できず。9月1-5日、第5回日中韓FTA交渉を開催したが、焦点の関税撤廃に向けた交渉の枠組みについては合意に至らず、11月下旬をめどに日本で開く次回会合に持ち越した。 ・2015年12月20日、中国-オーストラリアFTA及び中国-韓国FTAが発効。 ・2016年1月18日～19日。日中韓自由貿易協定(FTA)交渉第9回会合(首席代表会合)開催(於:東京)された。物品貿易、サービス・投資の自由化、貿易の技術的障害(TBT)、電子商取引等を焦点とした交渉は相互関心事となる実質的問題で依然合意に至らず。 ・2016年6月27日、日中韓自由貿易協定(FTA)交渉第10回会合(首席代表会合)開催(於:韓国)された。物品貿易、サービス貿易、投資の分野と協定の範囲について議論された。 ・2019年11月27日～29日、韓国のソウルにおいて、第16回日中韓自由貿易協定(FTA)交渉会合が開催された。市場アクセス及びルール分野(電子商取引・知的財産等)など個別具体的な議論が行われた。また、RCEP交渉の進捗を踏まえつつ、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続することを確認。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTOは、2003年4月24日に中国のITA加盟を承認し、2005年1月1日にITA対象品目256品目全てが無税化された。 ・2006年、我が国が日中経済パートナーシップやWTO市場アクセス委員会で改善を要請していた写真フィルム等に関する関税譲許不履行問題は、2007年1月の関税率改正、譲許税率相当まで税率が引き下げられた。 ・2010年7月1日以降、中国は33の後発開発途上国から輸入する4,762品目の関税について、ゼロ関税を適用することとした。 ・2010年7月15日、中国財務部は、国家レベルの研究開発プロジェクトに利用する機器、技術、材料などの輸入関税、輸入増徴税を廃止した。(科学技術重大プロジェクト輸入租税政策に関する通知(財関税[2010]28号)) ・2010年1月、ASEANとのACFTAが全面的に発効。3月、ペルーとのCPFTAが発効。9月、台湾とのFTAであるECFAが発効。 ・2016年12月19日、国務院関税税則委員会は、「税委会[2016]31号」により、「2017年関税調整方案」を發布した(施行日は2017年1月1日)。これにより、通信製品、半導体及びその製造設備、医療機器等につき、WTOルールに沿った最恵国税率の調整が行われた。また、一部品目の輸出入関税の調整が行われた。例えば、集積回路(IC)試験設備、航空機用液圧ショックアブソーバー、高解像度ハードディスク式デジタル映画放映設備部品等の輸入関税が引き下げられた。 		
	日機輸	(2)	ITA製品への高関税賦課	<ul style="list-style-type: none"> ・WTO加盟国でありながら、監視カメラは情報技術協定(ITA)の対象品目ではなくセンシティブ品目(除外品)として、中国輸入時は35%の高関税、また一旦日本に輸入されると同関税が課せられ、事実上輸出が出来ないので関税の見直しをして頂きたい。 参考;中国の他にもブラジル(20%)、アルゼンチン(2%)、インド(10%)、インドネシア(10%)、ロシア(5%)、トルコ(4.9%)等が高い関税障壁となっている。 ・単機能プロジェクトが無税(ITA製品)である一方で、多機能プロジェクトに高関税を課す国が散見される。 <p>・我が国を初め、EU、米国等がITA付属書B該当製品として無税通関しているデータプロジェクターに対して、高関税を賦課している。</p> <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年9月15日、中国はITA拡大に基づく関税撤廃約束に従い、IT製品201品目の新関税率の適用を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・WTO加盟国として、監視カメラを他国並みの関税として頂きたい。 <p>・問題解決への働きかけをご検討頂きたい。</p> <p>・今後の動向についても継続的に情報をご提供頂きたい。</p> <p>・ITA付属書Bの記述内容に沿った無税通関を実施して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ITA付属書B ・WTO DS376 ・GATT第2条
	日機輸					
	JBMIA					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	時計協 日商 日製紙	(3)	商談用サンプルへの輸入関税賦課	<ul style="list-style-type: none"> 中国はATAカルネ(Admission Temporary Agreement:物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約)に参加しているものの、サンプル持込の用途が大規模な展示会等に限定されているため、商談用サンプルを輸入するたびに高額関税が掛る。 製品をサンプル品として無償で輸入し、サンプル品扱いでこれまで通関してきたが、一般貿易品目扱いで通関することとなり、無償貨物に対する輸入代金を決済せざるを得なく、コスト負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用範囲を商品見本条約のサンプルまで拡大を望む。 規制の緩和、通関の透明性、外貨貿易決済の改善等。 	
	日鉄連	(4)	設備輸入の免税基準の不透明・遅延	<ul style="list-style-type: none"> 外資企業が自社設置用に輸入する設備は、免税枠が設定されているが、実際に輸入する個別の設備や装置について、税関の取り扱いの基準や判定が曖昧。そのために、当該設備の説明資料や価格資料を提出しても中々許可が下りず、工場の立ち上げや拡張に無駄な時間と労力が発生。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活に関わり、国際市場での独占性が大きく、価格変動の大きい少数の原材料商品について、一定の条件を有する認定された指定貿易企業のみ輸入経営をさせる(指定貿易企業のみ輸入権を付与)。鋼材を含む12品目が対象となっていたが、WTO加盟時の協定に基づき04年11月11日に撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準や提出書類の明確化と処理の簡素化。 	
	日鉄連	(5)	輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> 1999年4月、生産過剰、過当競争、安価な輸入品の流入による市況の悪化により利益の激減した鉄鋼業の救済を目的に鋼材輸入枠(IL)制度を実施。半製品を除く鋼材を従来の申請登記すれば許可される「自動登記管理商品」から、量を制限する「限量登記管理商品」に変更。輸入者は国経委が発給指示する「重要工業品輸入登記証明書」(通称「四連単」)か、外貿部が発給指示する「特定商品輸入登記証明書」を税関に提示して輸入を行う、事実上の輸入規制。大部分の鋼材で廃止となったが、2002年2月1日付で「重要工業品自動輸入許可管理実施細則」を新たに施行。輸入者が所定の輸入管理機関に輸入契約の内容や入着時期を事前申請すれば輸入許可証明を自動発給する仕組みに改変済。 露光装置で使用している水銀ランプに放射性物質のトリウムが含有されており、中国輸入規制値を超えている。よって、現在装置の消耗部品でありながら同梱せず、水銀ランプを外して出荷し、現地調達で対応している。水銀ランプメーカーは、中国のCALI(中国照明電気器具協会)を通して、中国当局に免除申請中であるため輸出が出来ている。今回の申請の結果が判明するまでは次の募集受付が開始されず、予定では、2012年の9月だったが未だに結論がでない。 10都県以外からの果物、野菜、お茶、及び同加工品、加工食品等の輸入時、日本政府作成の「放射線検査証明書」が必要要件とされながら、書式が決まらないため、輸入できないケースがあり非関税障壁になっている。 中国側で就業証が365日未満の場合、輸入許可が下りない。もしくは全量課税での高額関税が課せられる。 個人消費の輸入荷物(日本食や日用品等)につき、申告価格1,000円を超えると、業務通関となり課税対象となることが高い。 汎用モータやコネクタ付ケーブル等、中国へ輸入できない部品がある。緊急を要する場合、直ぐに入手できない事があり設備稼働停止に追い込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国当局に対して2次募集を早めて頂く対応をお願いしたい。 早めに輸入審査用書式を固め、輸入回復を急ぐよう要望したい。 左記の制限を緩和して頂きたい。 個人使用の物に対しては免税扱いをして頂きたい。 産業重要部品の輸入規制緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア製品管理弁法 輸入中古機電製品検査監督管理弁法 中国商務部、税関総署、国家質検総局、「2015年輸入許可証管理貨物目録」 中国商務部、「2015年輸入許可証管理貨物級別発行許可証目録」 重要工業品自動輸入許可管理実施細則 強制性産品認証管理規程
	日機輪					
	日機輪					
	日機輪					
	日機輪					
	JTA					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	フル工 自動部品			<p>・パソコンはCCC(強制性産品認証管理規程)対象製品。設備に付けて、一緒に輸入することは可能であるが、故障時にパソコンだけを輸入する場合、海外からCCC証明書を提出してもらわなければならない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2011年3月11日東日本大震災以降の中国への加工食品の輸入禁止。11月末に一定の書式に基づいた書類提出により緩和される方向。</p> <p>・2011年11月24日、中国政府は、日本産食品への輸入規制を実質的に解除すると日本政府に通知した。日本政府が発行する原産地証明書を添付すれば輸入を認めることとなった。但し、福島、栃木、群馬、茨城、千葉、宮城、新潟、長野、埼玉、東京産の食品については引き続き禁止とする。</p> <p>・2012年10月1日、中国国家品質監督検査検疫局は、中国へ食品を輸出する海外企業、代理店及び輸入食品の国内荷受人は、届出管理システムを通してインターネットで届出の手續を義務付ける「輸入食品輸出入企業届出管理システムの運用に関する公告」(質検総局2012年代148号公告)を施行した。</p> <p>・2014年12月31日、中国商務部、税関総署、国家質検総局は、「2015年輸入許可証管理貨物目録」を連名で公布。 中国商務部、税関総署、「2015年輸出許可証管理貨物目録」を連名で公布。 中国商務部、税関総署は、「両用物質および技術輸出入許可証管理目録」を連名で公布。 中国商務部は、「2015年輸入許可証管理貨物級別発行許可証目録」、「2015年輸出許可証管理貨物級別発行許可証目録」を公布(いずれも2015年1月1日より実施)。</p> <p>・2015年12月31日中国商務部、税関総署、国家質検総局、「2016年輸入許可証管理貨物目録」を連名で公布。 中国商務部、税関総署、「2016年輸出許可証管理貨物目録」を連名で公布。 中国商務部、税関総署、「両用物質および技術輸出入許可証管理目録」を連名で公布。 中国商務部、「2016年輸入許可証管理貨物級別発行許可証目録」、「2016年輸出許可証管理貨物級別発行許可証目録」を公布(いずれも2016年1月1日より実施)。</p> <p>・2016年12月30日、中国商務部、税関総署、国家質検総局、「2017年輸入許可証管理貨物目録」を連名で公布。 中国商務部、税関総署、「2017年輸出許可証管理貨物目録」を連名で公布。 中国商務部、税関総署、「両用物質および技術輸出入許可証管理目録」を連名で公布。 中国商務部、「2017年輸入許可証管理貨物級別発行許可証目録」、「2017年輸出許可証管理貨物級別発行許可証目録」を公布(いずれも2017年1月1日より実施)。</p> <p>(改善)</p> <p>・2005年1月1日から施行された貨物自動輸入許可管理弁法に基づく自動車製品自動輸入許可証発給管理実施細則により、自動車及び重要部品が輸入許可割当対象品目から削除された。</p> <p>・2014年6月10日、商務部及び税関総署は、「2014年自動輸入許可証管理貨物目録の調整に関する公告」(2014年第47号公告。以下「本公告」という)を發布した(施行日は同年7月1日)。「2014年自動輸入許可証管理貨物目録」は、既に「商務部公告2013年第98号」により發布されており、計602項目の種類の貨物(食品、たばこ、石炭、原油、鉱物、化学原料、肥料、機械類、電気製品、交通手段等)が含まれている。本公告は、当該602項目の種類の貨物の中から、ディスク生産設備、建設機械、紡績機械、金属加工工作機、自動車製品等の種類の計83項目の貨物を削除した。</p> <p>・2014年8月29日、WTO(世界貿易機関)の紛争解決機関(DSB)において、中国がとったレアアース、タングステン及びモリブデンの輸出制限措置は同国のWTO上の義務に違反し、またGATTで認められている例外措置としては認められないとするパネル(紛争解決小委員会)及び紛争解決上級委員会の報告書が採択された。</p> <p>・2015年4月23日、中国財務省は、様々な先端的な技術分野の製品の製造に不可欠とされるレアアース等の輸出の促進に資するためとしてこれまでレアアース、タングステン、モリブデンに賦課されていた輸出関税を撤廃すると発表。</p>	<p>・パソコンの輸入規制緩和。</p>	
	時計協	(6)	中古品機械・設備の輸入規制・不明確	<p>・中古機械・設備の輸入規制がある。</p>	<p>・中国での事業拡大を計画する企業にとって、既存国内工場からの生産移管は中国における事業拡大上避けて通れないプロセスであり、中古設備においても新規設備同様の措置を望む。</p>	<p>・輸入中古機電製品検査監督管理弁法(2002年)</p> <p>・輸入中古機電製品検査監督管理規則(2003年/53号)</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 自動部品 建産協 日機輸 フル工 自動部品 フル工 自動部品 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> 中古品船積み前検査など他拠点からの製品移管に伴う、使用設備輸入に関する手続きに時間がかかる。 中古設備に対して輸入の規制がある。 日本で生産しているアイテムを中国サプライヤーに転注をする場合、中古設備・中古金型を中国に輸入するには、事前承認手続きに手間と多くの時間が発生し、スケジュールに大きな影響を及ぼす。それを回避するためには、新たな投資が必要となるため、投資回収が難しくなる。 中国への中古品の輸出入手続きが非常に厳しく、商談に影響が出ている状況。中古品は、客先プラントに納入されているロータ等の既設品だけでなく、検査等で使用される機器も対象とされる。検査においては、機器が必ず必要になる中、本規制により、現地へ搬入できる時期を特定することが出来ず、現状、中国国内の検査は全てお断りしている。(輸出入手続きがどの程度の期間かかるかが実際に手続きするまで確認出来ず、また手続き中も期間が変更になることもあり、大きな障害となっている。) 以前、受注をした案件が本規制にかかり、客先定検期間内に機器が届かず、検査が出来ない事例が発生し、大きな問題となったこともあった。(最終的には発注キャンセル) 中国において、中国のお役所が指定する検査機関船積み前検査を受ける必要があり、まだ十分に活用出来る日本の中古設備を海外に輸出するに支障をきたしている。 中古設備の輸入:海外から出荷する前に、事前に中国商検局で登録し、仮検査の必要があるかを確認。仮検査必要な場合、海外での検査合格後に出荷する必要があるため、費用、納期がかかる。 中古設備の海外からの輸入は“難しい”と聞くが明確な法規制があるわけでもなく、また、一方で「輸入可能」「○○年以内の中古設備なら輸入可能」等の噂も聞く。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年4月10日に中国商務部、税関総署、国家品質監督検査検疫総局が連名で公布した「中古機電設備輸入手続きの更なる簡素化に関する通知」の規定によれば、企業が自社用として輸入した生産、研究開発、展示目的の技術水準が高く合理的数量の残存耐用年数が比較的に長い中古機電設備を対象に便宜措置が設けられた。 ①自動輸入許可による管理の下で船積み前の検査が不要な場合、機電製品輸入管理部門に直接申請することが可能。処理期間は5営業日以内。 ②自動輸入許可による管理の下で設備の製造から5年を超えない場合、処理期間は10営業日以内。 ③船積み前検査が必要であるも、申請資料に基づき設備の状態が良好で安全・衛生・環境リスクが低いと判定された場合は、船積み前検査は免除(貨物到着検査のみ)。 2014年12月31日付で公布された「輸入中古機電製品の検査監督管理調整に関する公告」(2014年第145号)により、中古機電製品事前検査申請が廃止されることになった。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年4月10日、商務部、税関総署、国家品質監督検疫局は連名で「中古機電設備輸入手続きの簡素化に関する通知」(商産発[2009]166号)を發布・施行した。中古機電設備の輸入手続き簡素化を図るもので、(1)自動輸入許可証の取得が必要で船積前検査が不要な場合、機電製品輸入管理部門に直接申請可能、処理期限は5営業日以内、(2)輸入許可証が必要で設備の製造期限が5年を超えない場合、現行通り手続ではあるが処理期限は10営業日以内、(3)企業分類管理がAA類とA類の企業に通関で利便を提供、(4)申請資料で設備の状態が良好で安全・衛生・環境リスクが小さいと判定される場合、船積前検査を免除される。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入規制品目や手続きの更なる緩和、期間短縮。 規制の撤廃またはルールの明瞭化。 中古設備・中国金型の輸入制限の緩和。 手続きの簡素化。 検査機器の輸出入手続き簡素化。 中国に日本の中古設備に関する輸入規制の緩和又は撤廃を働きかけて欲しい。 中古設備規制の撤廃又は緩和。 輸入不可ならそれでも仕方ないがルールを明確にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 検験総局 37 号令 国家品質監督検疫総局公告(2014年第145号) 輸入旧機電産品検査監督管理方法

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2015年6月17日、「中古機械・電気製品輸入管理の関係問題に関する公告」が公布され、中古機械・電気製品の輸入手続きは、特定の中古機械・電気製品を除いて、輸入通関証明書に「旧機電産品」と注記するだけとなった。ただし、健康安全・衛生・環境保全に関する15種、国が特別に許可した輸入禁止品目4種、投資・輸入制限産業で使用するのは、輸入時に船積前検査報告書の提出が必要。また電気製品18種は輸入時に検査検疫機関の現場検証が実施される。 国家質量監督検疫総局公告により、部分的に中古品船積み前の検査が不要となった。(この場合、2ヶ月の時間短縮) 		
	日鉄連	(7)	インセンティブ付輸入鋼材の国内転売規制	<ul style="list-style-type: none"> 1994年9月、優遇税制等を利用して輸入した鋼材の転用を防止するため、バーター取引、辺境貿易に対する優遇措置の廃止、外資系企業が自家使用するため輸入した鋼材の国内転売禁止、再輸出用製品を生産するため輸入した鋼材の国内転売禁止、経済特区、開発区、保税区内の建設工事向けに輸入した鋼材の区域外への搬出禁止、等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の緩和・撤廃。 	
	日鉄連 日機輸 日機輸	(8)	関税評価の不透明性	<ul style="list-style-type: none"> 税関より、輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きが散発的にあり。正式な徴税通知で無く、一般的に口頭で行われるため、強制力はなく、ルール違反を問うことは難しいものの、輸入者にとり税関対応に大きな負担となっている。 価格審査については、特定税関から特定品目を狙い撃ち的に審査され、関係資料を用いて価格の妥当性を証明しようとしても最終的には税関との金額交渉になってしまい、ある程度の金額支払で妥協せざるを得ないことが多々ある。 税関からどのような根拠・情報に基づいて価格の妥当性を判断しているのかの情報は相変わらず開示されておらず、反論が非常に困難な場合もある。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年2月1日、新関税評価弁法として、非保税輸出入品の課税価格の確定方法に関する税関総署令[2013]211号および保税貨物を国内販売にする場合における課税価格の確定方法に関する税関総署令[2013]213号が発効した。 2017年2月22日、WTO貿易円滑化協定が発効した。 2017年12月26日、中国の税関総署は「税関事前裁定管理暫定弁法」を公布し(施行日は2018年2月1日)、貨物が実際に輸出入される前に、輸出入者は、輸出入貨物の商品分類、原産地又は原産資格、輸入貨物の課税価格の関連要素、評価方法等について、管轄税関に事前裁定を申請することができることとした。 また、2018年1月31日、税関総署は「『税関事前裁定管理暫定弁法』の関連事項の実施に関する公告」(以下、「当該公告」という)を公布し(施行日は2018年2月1日)、税関事前裁定制度について、更なる具体化・明確化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用の透明化。 	<ul style="list-style-type: none"> 非保税輸出入品の課税価格の確定方法に関する税関総署令[2013]211号
	日鉄連 日機輸	(9)	関税分類の不統一・恣意性	<ul style="list-style-type: none"> 現在中国に輸入される無方向性電磁鋼板は、シリコン含有量0.6%未満の汎用グレードが大半を占めるが、この品種の通関コード(HS CODE)の認定が各地税関で不統一。これに起因して、関税の地域的不平等、通関処理の遅れ、日本からの船積み書類の緊急訂正など多々問題あり。 また、再輸出加工手帳(保税手帳)に基づく異地通関の際や加工後製品の手帳消し込み処理などでも、CODE認定不一致に起因する税関でのトラブルが散発している。 IJプリンタを含むプリンタは60ppm,以下(A4)かつ印刷幅297mm以下のものは3%の関税、A3+サイズのものからは本年から8%から下げられたものの、5%の関税がかけている。A3+が高い関税率になっていることの根拠が不明であることのみならず、中国も加盟しているWTOのITAで関税0%の対象となっているにもかかわらず上記の関税が継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> 当品種に対する通関コード認定の統一。 関税率設定の透明性を確保するため、十分かつ妥当な説明をして頂くと同時に、関税率の改善を図っていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国海関法

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日商			<ul style="list-style-type: none"> ・同じ港でも、担当者が変更となれば、貨物に対する HS コードが変更となるケースがあり、これに伴い関税が UP するケースがある。(例:8%⇒10%)これは感覚的な問題かもしれないが当該港の税金が不足している時期に多くみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱貨物が多いため、HS コードの変更は理解できるケースもあるが、数年に遡って適用せず、せめて同じ会計年度ないにしてほしい。そうでなければ採算の確保が困難である。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査結果は当該税関管轄地域内のみで有効で、他税関管轄地域では有効でないという点につき、最近になって上海周辺の 5 税関、及び広東省内の税関の間では相互に HS Code 判定内容の有効性を認めるとのこと。多少地域的に拡大する動きもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関自身ではなく指定通関業者による審査であること、事前審査結果は当該税関管轄地域内のみで有効で、他税関管轄地域では有効でないという点は変化なし(左記のように改善の動きはあるが)。税関自身による審査、全中で有効な審査を引続き要望したい。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・各地方により同一品番の部材・完成品であっても HS コードの判断が異なるケースがあり。判断が難しいケースも確かに存在するために完全な一元化は難しいのは理解するが、企業としては過去に一度認められた HS コードが突然使用できなくなるような事例においては対応に苦慮するため、運用上この問題を打開する仕組みを構築いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前分類センターの発行する事前分類建 議書の有効期間、有効地域を拡大する。 現在は対象企業が対象税関にて 1 年間のみ有効。 ・全国で通用する事前分類決定書の運用を本格的に実施する。現在は実質本制度の運用が行われていない状況。 ・過去に当局が使用を認めた HS コードに関して、別担当者、別地域の当局が異議を唱えた場合に、企業が仲裁を求めることのできる当局機関を設ける。 	
	日農工			<ul style="list-style-type: none"> ・部品の HS コード(輸出入統計品目番号)によって税率が異なるが、HS コードの分類が多過ぎると、解釈が曖昧過ぎて、中国の税関担当者によって判断が異なり、今まで問題無く同じ部品を通関していたのに、税関担当者が代わると突然 HS コードが違ふと指摘され、説明しても認めてもらえず、罰金を科せられる。悪質な場合は賄賂まで要求してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HS コードが税関担当者によって異なる事が無い様にして欲しい。 ・事前に北京の審査機関で HS コードの判定も可能だと言うが、申請するとあえて税率が高い見方を選ばれる不安があり、国際的に不公平が出ない HS コード審査機関を設けて欲しい。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・通関地によって当局の判断が異なり、本来不要な関税負担や通関停滞が発生する。例えば、華南地区で来料加工により製造された部品を、一度、中国外に輸出し、上海で再輸入しようとしたところ、両地区税関の関税分類判断の違いにより物流が停滞した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税関当局間の判断の違いに起因する通関トラブルに際しては、分類に関する最終判断が下る前であっても、輸出入を認めるようにしていただきたい。 	
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関税分類の決定に関し中国は 2 つの公式形式である事前裁定及び WTO 加盟後、制定された税関総局による行政裁定と言う関税分類を確定する手続きがある。行政裁定は、事前裁定が有効期間 1 年且つ規律する税関地域のみについて有効であるのに対し、中国全国に公表適用され且つ全ての輸入者に対して恒久的に有効となる。 ・2012 年 1 月より、2007 年版の HS 番号区分(10 桁分類)の改定が実施されている。 ・2016 年 2 月 22 日、中国税関総署、『中華人民共和国輸出入税則本国細目注釈』(2016 年新規追加及び一部調整)に関する公告を公布(2016 年 3 月 1 日より施行)した。輸出入品目分類の容易化と税関申告プロセスの円滑化を図るべく 11 タリフラインへの品目注釈を改訂している。 		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2016年9月1日付け「税関総署公告 2016年第48号」により、HSコード中国語版が発布された(施行日は2017年1月1日)。 2017年12月26日、中国の税関総署は「税関事前裁定管理暫定弁法」を公布し(施行日は2018年2月1日)、貨物が実際に輸出入される前に、輸出入者は、輸出入貨物の商品分類、原産地又は原産資格、輸入貨物の課税価格の関連要素、評価方法等について、管轄税関に事前裁定を申請することができることとした。 また、2018年1月31日、税関総署は「『税関事前裁定管理暫定弁法』の関連事項の実施に関する公告」(以下、「当該公告」という)を公布し(施行日は2018年2月1日)、税関事前裁定制度について、更なる具体化・明確化を図った。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2007年3月、我が国による改善要請もあって、税関総署は税関分類の根拠として、「税関輸出入貨物商品分類管理規定」を発表し、予備分類制度による決定の有効期間が永久的に有効となった。また、予備分類の決定の期限、分類行政裁定の必要性の通知についても期間を明示して透明性を図っている。 2016年6月3日、中国税関総署は、「2016年商品分類行政裁定(IV)の公布に関する公告」を公布(2016年6月1日より施行)。一部電子製品の輸出入商品分類を決定した。 2016年6月23日、中国税関総署は、「2016年商品分類決定(IV)に関する公告」を公布。非晶(アモルファス)合金帯材及び薄膜蒸発器に関する分類を決定(2016年7月1日より施行)。 2017年12月26日、中国の税関総署は「税関事前裁定管理暫定弁法」を公布し(施行日は2018年2月1日)、貨物が実際に輸出入される前に、輸出入者は、輸出入貨物の商品分類、原産地又は原産資格、輸入貨物の課税価格の関連要素、評価方法等について、管轄税関に事前裁定を申請することができることとした。 また、2018年1月31日、税関総署は「『税関事前裁定管理暫定弁法』の関連事項の実施に関する公告」を公布し(施行日は2018年2月1日)、税関事前裁定制度について、更なる具体化・明確化を図った。 2017年2月22日、WTO貿易円滑化協定が発効した。 		
	製菓協	(10)	関税と移転価格税制の相反	<ul style="list-style-type: none"> 2015年に、移転価格税制の観点から日本親会社から中国子会社への製品の輸出価格を値上げした。それに対し、中国の関税担当官からは値上げ前の輸入価格が過少申告であったとして関税の自主調整(追加納付)を求められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 関税と移転価格税制は管轄する当局が異なり、内容的にも相反するので、企業に対して異なる要求がなされる傾向にあるが、まずは当局同士で妥協点を見出していきたい。 	
	JEITA 日機輸	(11)	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	<ul style="list-style-type: none"> すべてのハウス・エア・ウェイブル(HAWB)の貨物到着がないと、マスター・エア・ウェイブル(MAWB)単位で輸入通関ができない。 ソフトウェアを輸出する際、ライセンス等無体のものであってもメディア、ライセンス証書等を発送し輸入通関をする必要があり、コスト、納期に影響している。 ベトナム/フィリピン/日本から、中国上海の顧客先への製品出荷の際に、「上海での通関、顧客受取り」までに2~3週間もの時間が必要となっており、供給リードタイム上の課題となっている。 ※米国顧客先へは、「米国での通関、OEM先受取り」は1週間程度で対応できている。 	<ul style="list-style-type: none"> HAWB単位で貨物が確認できれば、HAWB単位で輸入通関手続きすることができるようになる。 あるいは、貨物の到着前に輸入通関申請・検査判断・許可をHAWB単位で完了させ、貨物の到着後にHAWB単位に、個数・荷姿を確認、マニフェストと一致しないHAWBのみを空港に留め置き、それ以外の許可のあるHAWBは即時転送可とする。 ソフトウェアをハードウェアと区別し、物理的媒体の出荷を不要にして欲しい。 輸入通関作業の緩和による日数短縮を要望したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 海関総署公告 2006年第16号 中国税関関連法および運用

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日商 日機輸 自動部品 JTA 日機輸			<p>・輸出入通関業務時に要求される書類、手続きが、管轄商品検査局・通関、時期、商材によって異なる。新規商材及び新規港で輸出入業務を開始する場合、または既存商材及び既存港であっても時期によって異なるため、都度事前に必要とされる書類、手続きを確認する必要があり、業務効率が低下、必要書類の諸経費が増加する。</p> <p>また、後追いで用意できない書類が発生する場合は、通関が認められない可能性もあり大きな損失が発生する恐れがある。</p> <p>・九州港の貨物取り扱い停止に伴い、代替として西域港・洪湾港が取り扱いを開始した。しかし、従来に比べて、埠頭荷役業務や輸入手続きが遅くなった。手続き業務の習熟向上と一部増員にて改善がなされたが、その他は未だ改善にいたっていない。</p> <p>・輸入通関手続きに要する時間が長いケースが多々ある。大体3日～7日程度だが、緊急対応が必要な場合には間に合わない。また、1週間以上かかるケースも散見されるが、理由も不明、いつ完了するかも不明のため、対策が出来ない。</p> <p>・日本からの輸入時、通関検査にかかると材料や修理部品等の荷が届くのが遅れ、生産や設備稼働に支障を来す。場合により、所定の費用を支払えば荷が動く事もあるが、適切な手続きであるのか不明である。</p> <p>・中国に物品を送付する場合に、中国側税関で物品が長く留まる状況が発生している。現地側で都度税関に直接説明するが、留まる理由が不明瞭なことが多く、恣意的な運用の感を拭えない。急ぎの対応が出来なく困っている。</p> <p>(対応)</p> <p>・貿易円滑化措置の一環として通関業務の迅速化、円滑化を目的に全国の税関を対象に 2R&2H プロジェクトの導入実施。</p> <p>・上海税関は、税関総署が通関効率の改善や法令順守の喚起から違法性、輸出入規模等の評価基準を基に優良リスト、不良リスト企業を公表し異なる通関措置を適用する措置を2004年4月12日より開始した。同措置によると優良企業は、</p> <p>(1)通関書類が優先的に受理・審査され輸出入貨物に対する確認検査は通常免除される、</p> <p>(2)関税は通関後に支払い可能、</p> <p>(3)検査を必要とする輸入貨物の抜き取り検査が免除、</p> <p>(4)輸出入企業対象の銀行保証金台帳制度の適用外若しくは保証金の支払いが免除される。</p> <p>他方、不良リストに掲載された企業は、輸出入貨物の100%検査、輸出入貨物の関する会計記録の監査、保証金の徴収強化など8つの監督措置の対象となる。なお、優良企業となるには、</p> <p>(1)税関が付ける企業信用ランク(A～D)の最高Aランク、</p> <p>(2)2001年1月1日から3年間に密輸の記録が無いこと、</p> <p>(3)同時期に商務局、工商行政管理局、税務局、外貨管理局などで違法記録がないこと、</p> <p>(4)2002年度の輸出入総額が1億ドル以上等の条件を満たす必要がある。</p> <p>・2004年7月5日、税関総署は、税関法、対外貿易法(2004年7月1日施行)に基づき、貿易業者としての登録文書を取得し、貨物の輸出入活動を行う対外貿易経営者(輸出入貨物荷受・出荷者)が、税関で通関登録を行う際の必要書類・手続きについて規定する「税関業書の対外貿易経営者の通関登録事項に関する公告(税関総署2004年第25号)」を發布、即日施行した。通関登録手続きを行う際に10種類の資料を提出し、税関は条件を満たす対外貿易経営者に対し通関登録登記証明書を発行する。税関は、届出・登記手続きを行っていない対外貿易経営者の税関申告及び通関を処理することはできない。</p>	<p>・通関業務の規定及び運用の明確化。</p> <p>・埠頭荷役業務・通関手続きの時間短縮(少なくとも従来並みに)。</p> <p>・緊急の場合の柔軟な通関対応、および通関手続きが遅れる場合は、理由(原因)および見通しを速やかに提示してほしい</p> <p>・輸入手続きの簡略化、透明化。</p> <p>・中国側税関を通過する時間を短縮してほしい。</p> <p>・通関業務が止まるときにその理由を明確にして欲しい。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2004年7月7日、税関総署は、国際貨物運輸代理業務、輸出入貨物の通関、納税代行を行う際の通関登録手続きを規定した「税関総署による通関業者の登録関連事項についての公告(税関総署2004年第26号)」を發布し、即日施行した。同公告によると、通関登録を行う企業は、資本金150万元以上、適切な営業場所、通関担当職員の配置などの条件を満たし、指定された9種類の資料を税関に提出し条件を満たした対外貿易経営者に対し通関登録登記証明書が発行される。 ・2008年に法令遵守を確保できる企業に対して「ペーパーレス通関」が上海税関や南京税関、深セン税関など試験的に運用されており、通関の迅速化等大きな効果をあげたとして、中国税関総署は、2009年1月、通関のペーパーレス化を推進することを表明した。 ・2009年6月24日、中国商務部は、「対外貿易経営者届出登記弁法」(修正草案)を公表し、パブリックコメントを実施した(7月8日に締め切り)。同草案(全18条)は、「対外貿易経営者届出登記証」の申請、変更、更新及び取り消しに関する手順と要件を定めている。 ・2009年、税関総署は、上海、深センなど15の税関で、コンプライアンス実績に基づく税関の企業分類(AA類、A類)が適用された企業に限定して、オンラインで輸出貨物の申請を行い輸出、通関する制度を試験的に実施し、手順の簡素化・迅速化を図っている。 ・2010年9月に起こった尖閣列島中国漁船拿捕事件以後、9月25日頃から日本向け輸出通関検査の抜き取り率の引き上げなどにより、貨物の通関遅延が発生した。 ・2014年8月8日、中国税関総署と商務部は、「中国(上海)自由貿易試験区経由で輸入する自動輸入許可証管理関連貨物の通関業務ペーパーレス化試験展開に関する公告」(税関総署・商務部公告2014年第58号)を連名で公布。 ・2015年2月3日、中国国務院は、通関一体化により、中国の国際貿易体制の改善(貨物のセキュリティ、貿易円滑化、港湾管理の近代化等)を目指す『三互』(関係部門間の相互情報交換、相互監督管理、相互執行共助)を具体化し大通関建設改革を推進する方案の印刷公布に関する通知を公表した。 ・2015年9月4日、中国は、WTO貿易円滑化協定(TFA)を批准した。ただし、中国はTFAに基づくカテゴリーA(協定発効と同時に実施できるもの)の一部規定を除く。 ・2016年1月25日、中国税関総署と商務部、「自動輸入許可管理対象貨物の通関業務ペーパーレス化に関する公告」を連名で公布。自動輸入許可対象貨物(2016年2月1日現在)の通関ペーパーレス化を全国規模で実施。 ・2016年5月9日、中国税関総署、「中国本土と香港／澳門との間の経済貿易緊密化協定(CEPA)に基づく原産地証明書電子化に関する公告」を公布。2016年5月1日より各CEPA原産地証明書の電子申請が可能に。中国税関総署と商務部による自動輸入許可対象貨物の通関ペーパーレス化の取り組みを補完。 ・2016年7月1日、中国国務院、「中国税関査察条例」改正に関する決定を公布。通関手続き円滑化のための税関検査規則を改正(2016年10月1日より実施へ)。 ・2017年12月20日、税関総署は、「税関輸出入貨物徴税管理弁法」を含む23の部門規則に対し改正を行った(当該管理弁法に対しては、通算3回目の改正となる)。また、2018年1月31日、「税関輸出入貨物徴税管理弁法」に関連する新しい書式を公布した。いずれも、施行日は2018年2月1日である。 <p>中国は、2005年3月1日に「税関輸出入貨物徴税管理弁法」を試行し、当該管理弁法は2010年、2014年に改正された。近時、中国政府は「簡政放権」(政府機構を簡素化して、権限を地方行政部門等に委譲すること)を重要な業務目標として掲げており、税関の作業フローを簡素化すること等により、良好な経営環境を作り出し、貿易の継続的成長を促進しようとしている。</p> <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子通関等、通関業務の効率化につながるインフラが整備されてきたことは評価したい。 ・通関時に提出を求められる正規授權先証明書では通関出来ないケースが発生していたが、レター(正規授權先証明書)の提示から税関ネット登録に変更した結果、その後同様のトラブル発生は無い。税関ネットシステム導入により、通関手配上の改善が図られた。 ・通関時に提出を求められる正規授權先である証明を、letterから税関ネット登録に変更し、その後トラブルの発生は無い。 ・2014年4月、中国(上海)自由貿易試験区において、税関信用分類等級がB類以上の企業を適格対象にして、中国(上海)自由貿易試験区国外から区内に搬入される貨物に対し、「先通関、後入区」(先に搬入し後で税関に入国を届け出る方式)への変更が行われた。これにより輸入企業にとっては、港から区内倉庫に搬入時間が短縮し、ヤード使用料の削減等物流コストが低減し、通関前に税関申告書類修正が可能になり申告ミスが減少するメリットがある。 		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2014年4月、中国(上海)自由貿易試験区において、税関信用分類等級がB類以上(「一括納税」を行う試験区外企業はA類以上)の企業を適格対象として、試験区外との輸出入通関を一定期間内にまとめて申告する方式である「一括通関申告」や輸出入税(関税・増値税・消費税)を1ヵ月毎にまとめて納税する方式である「一括納税」の便宜が導入された。これらの便宜措置により、試験区外への配送(輸入)を頻繁に行う企業にとって税関への申告回数が少なくなることで通関時間が大幅に短縮されるとともに、通関コスト・資金負担が軽減される。 2014年4月、中国(上海)自由貿易試験区において、税関信用分類等級がB類以上の企業/倉庫企業を適格対象として、加工貿易での保税輸入原材料と輸出製品の消し込み手続きを電子データでの管理に変更し、また倉庫企業の保管貨物に対する税関の管理をネットワーク接続によるリアルタイムでの状態確認に変更した。これにより、税関と企業がネットワークで接続し、企業はオンラインでデータを送信し税関が手続きを処理するシステムが導入された。これにより企業の帳簿と実在庫の差異を税関が認定する時間が大幅に短縮され、リアルタイムでの保管貨物の状態把握ができることにより、税関手続きにかかる手間と時間が不要となる。 2015年7月27日、中国税関総署は、貿易の利便性を向上させ通関コストを引き下げるため、「全国範囲での一括徴税の普及に関する公告」を公布(即日施行);一定の条件を満たす企業に關稅等の一括徴税モデルを適用。 2015年8月19日、中国広州税関、税関申告のためのシングルウィンドウ・プログラムを試行開始した。 2015年9月29日、中国税関総署は、通関一体化改革の対象地域を拡大、中国税関の全体的な効率・効果を改善し得よう全国規模での実施を目指す「税関特殊監督管理区域及び保税監督管理場所の区域通関一体化改革の実施に関する公告」を公布した。 2016年1月25日、中国税関総署と商務部は、自動輸入許可対象貨物(2016年2月1日現在)の通関ペーパーレス化を全国規模で実施する「自動輸入許可管理対象貨物の通関業務ペーパーレス化に関する公告」を連名で公布した。 2017年2月22日、WTO貿易円滑化協定が発効した。 		
	日機輸 医機連 日機輸	(12)	一時輸入手続きの煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> 修理や検査、展示会のために輸出入する工具や貨物の審査に時間がかかる。(現在は18日) 展示会のために輸出入する貨物の審査に時間がかかる。ATAカルネの使用が認められているものの、実際には通関審査に時間がかかる、また別途資料の要求等があり認められないケースがある。 シンセン向けの一般貨物の発送リードタイムは1日であるのに対し、試作品、設備のリードタイムは1週間を要する。輸入申請から許可まで時間がかかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入規制品目や手続きの更なる緩和、期間短縮。 誠実信用企業に対する通関手続きの優遇緩和策など。 輸入手続の簡素化、期間短縮を希望。 試作品、設備は超短納期で発送する場合があり一般貨物同様リードタイムを短縮できるよう輸入申請制度を変えて貰いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家質量監督検査檢疫総局公告(2014年第145号) 中華人民共和国海關法第31条 税関より一時的輸出入貨物に対する管理弁法(税関総署令第212号2014年2月1日施行) 一時輸出入貨物監督管理の関連事項に関する公告(税関総署公告2007年第48号、2007年8月31日) 税関一時輸出入貨物監督管理操作規程(試行)(署監發[2011]244号、2011年7月1日)
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年7月14日、上海出入境検査檢疫局は「上海検査檢疫局中国(上海)自由貿易試験区入出境特殊物品衛生検査管理規定(試行)」(以下、「試験区検査檢疫規定」)を発表し、同試験区では医薬特殊材料(中国語「入出境特殊物品」)に対する新しい検査検査制度が発足した。上海税関は中国(上海)自由貿易試験区における手続きをさらに簡素化するために、新たに関税率の選択可能化などの7つの新通関制度を公布した。2014年6月30日から実施する。上海税関は4月22日～5月1日、中国(上海)自由貿易試験区で通関手続きを簡素化するための7つの新通関制度を公布・実施したが、5月30日～6月19日にさらに7つの新通関制度(①貨物搬出入時の提出書類削減、②貨物搬出入時の登録申請書の統一、③倉庫業者の電子情報化管理、④複数回出荷についての通関・報告手続き一括化、⑤関税の一括徴収、⑥関税率の選択可能化、⑦出入口の電子自動化管理)を公布し、6月30日から実施。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2016年2月23日、中国国家質量監督検査検疫総局は、「工業製品生産許可証実施細則改正リストに関する公告」を公布(即日施行)。新たな製品規格と産業政策に対応するべく、一部工業製品の生産許可証保有者に適用される各技術的要件を改訂。 2017年6月29日、中国国務院は、工業生産の分野において、市場参入を開放し、社会投資を活性化させるため、「工業製品生産許可証管理目録の調整及び審査手続の簡素化試行に関する決定」を公布した(工業製品(全19類)につき、生産許可証の管理を廃止する等)。当該決定に基づき、中国の質検総局は、目録を調整し、生産許可証の審査手続を簡素化するように制度を改めた。 一時輸出入貨物の規制に関し、中国では2007年に「税関一時輸出入貨物管理弁法」が公布され、2013年に改正が行われた。現在、中国政府は、各部門において政府機関を簡素化して、権限を地方行政部門等に委譲することを提唱していることを背景として、2017年11月20日、税関総署は新しい「税関一時輸出入貨物管理弁法」を公布し、2018年2月1日に施行することとした(古い管理弁法は同時に廃止される。) 2018年11月23日、国務院は過去数年間における自由貿易試験区での経験をふまえ、「自由貿易試験区の改革深化・革新の支持の若干措置に関する通知」を發布した。(http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-11/23/content_5342665.htm) 		
	日機輸	(13)	部品の無償輸入の価格審査遅延	<ul style="list-style-type: none"> 保証期間中に部品を顧客に無償提供する場合、税関が関税を取るために価格審査が入る。有償輸入の場合は2日間だが、10万円未満の無償輸入の場合は形式的な価格審査になるので最低3日程度、10万円以上の無償輸入の場合は、厳密な価格審査が入るので最低1週間、価格の妥当性について説明を求められると2週間以上必要になる。このように、価格審査に時間がかかりスムーズな通関ができない場合がある。 <p>2018年1月時点 進展なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 価格審査を事後審査にするなど、部品をスムーズに中国国内に入れられるよう通関手続きの迅速化をお願いしたい。 	
	日機輸	(14)	輸入不良品のリワークのための有償返品	<ul style="list-style-type: none"> 中国国内に入庫した製品に不良品が見つかり、工場へリワークのため返品を行う際、通常は販売会社から工場へ買戻し、再度出荷しなおすため「有償返品」をしているが、中国に関しては、一度中国国内に入った外貨を国外に出すことが出来ないため、「無償返品」扱いで修理品としてしか中国外に出すことができない。シリアルナンバーも必ず同じものを戻さなければならず管理が難しい。また、無償での扱いにも関わらず、再輸入時に税金が課せられた事例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 有償返品で運用できるようにしてほしい。 	
	日機輸 日商	(15)	分公司による通関業務不可	<ul style="list-style-type: none"> 分公司には法人格がないため、商務局への対外貿易届出が行えず、自らの名義で通関業務を行うことができない。分公司は自らの通関専用印を届け出ることができないので、総公司名義による通関業務手続きの代行を行うことしかできず、通関の度に煩雑な作業を強いられている。 中国での分公司には法人格が認めておらず、独自での通関業務ができず、本店名義による通関となるため追加の業務処理が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 分公司名義による対外貿易届出を可能にするなどして、分公司が主体的に通関業務を実施できるような法整備をお願いしたい。 分公司名義による通関業務が可能となる法整備をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国会社法 中国会社法第192条 「税関の通関単位に対する登録登記管理規定」第6条、第8条、第49条ほか
	日機輸 日機輸	(16)	輸入貨物検査の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> 税関検査率及び要する時間に大きな変化なし。 CCC認可品にも関わらず、輸入時にCIQ現品検査対象となると、同一出荷に含まれる同一商品が販売できず、検査完了まで数週間かかりうる。運用もしくはルールの見直しが必要。 風力発電機主軸用軸受け(高額商品)の税関検査の頻度が極めて高い。同一製品が同一先内に何度も税関検査を受ける他、検査時に開封を余儀なくされる為、自社で再梱包するにも多額の費用が掛かる。 輸出入している貨物が、税関の検査対象になった場合には、申告許可までの時間が掛かり、生産及び出荷に影響が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> CIQ現品検査対象品に対してはCCC認可品と同一条件下での輸入手続きを適用してほしい。 税関検査を回避する為、事前に準備すべき提出資料を明確にして頂きたい。税関職員の個別判断による為、前回税関検査が発生した際に準備した資料でも役立たない場合がある。 緊急時、検査から申告許可までの通関時間短縮。・高級/一般認証企業に対する優遇策適用など。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関総署公告2013年第19号

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	医機連 日機輸	(17)	輸入製品登録手続の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> 海外生産品の医療機器商品登録に関して、クラスによらずCFDAの承認が必要で、期間・コストが大幅に増加した。 国際整合(日本 185 万円)を理由としているが妥当性が無い。 現在、保税区分関は保税区内の集中通関業務を税関システムで管理しているが、新製品の品目登録の申請時間が長く(通常 1~2ヶ月程度)、出荷 LT に影響を及ぼすことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国産品同等、もしくは差幅の低減を望む。 医療製品に対する審査時間の短縮が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 関于発布薬品、医療器械産品注冊收費標準的公告 2015 年第 53 号
	日商 自動部品 自動部品 日化協	(18)	危険品輸出入規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 2015 年 8 月に発生した天津滨海新区倉庫爆発事故の影響により、危険品の輸入規制があり、輸送方法の変更による運賃増や中国国内での購入への切り替えの検討など問題となっている。天津港(新港)、天津空港への送付ができないため、やむを得ず比較的緩和されている北京空港への輸送を行っている。 天津新港の爆発事故を受け、中国国内の湾港や空港において全ての化学物質の取扱いを禁止するなどの輸出入規制が拡大しており、危険ではない化学物質の輸送にも支障を来している。 海外への危険品の輸出では、SDS(Safety Data Sheet)やラベルの GHS 規制(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)がその国の言語で対応することが広がりつつある。(現在は中国)個別言語と言う点が管理面での工数やコストを増大させるだけでなく、小さな取引先は法整備についていけないために、今後供給対応に不安が出てくる。 中国で発表された GHS 規制の導入に対応し、製品への GHS ラベル対応を行ったが、一部の中国税関では GHS マークが危険品と見做され、輸入通関の際に指摘を受け、煩雑な手続きを要求されることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険品輸入規制の緩和。 化学物質の輸出入規制の緩和。 英語版での共通化。 GHS は世界的な規制に対応するものであることを、中国税関側に共通認識を持っていただき、通関時のトラブルを避けたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国危険化学品目録 GHS 規制 危険化学品安全管理条例 第 591 号令(2011 年) 化学品安全ラベル作成規定(GB15258-2009)
	日機輸	(19)	化学品輸入業務規制	<ul style="list-style-type: none"> 天津港は 2016 年 8 月 12 日に化学品倉庫爆発事件以来、化学品輸入業務は停止状態となっている。整理整頓を通じ、化学品輸入業務の再開を努力しているが、なかなか再開に踏み込んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 早めに華北の港経由化学品類業務再開するようお願いしたい。 	
	日鉄連 日鉄連	(20)	アンチダンピング提訴の濫用	<ul style="list-style-type: none"> 2015 年 5 月 27 日、武漢鋼鉄、宝山鋼鉄が国内産業を代表して日本、韓国、EU 製の方向性電磁鋼板を提訴。 2015 年 7 月 23 日、商務部が AD 調査を開始する旨、官報告示。 2016 年 4 月 1 日、商務部が日本、韓国、EU 製の方向性電磁鋼板に対し、クロの仮決定。 2016 年 7 月 23 日、商務部が日本、韓国、EU 製の方向性電磁鋼板に対し、クロの最終決定。 2015 年 9 月 25 日、安泰科技股份有限公司が国内産業を代表して日本、米国製のアモルファス合金を提訴。 2015 年 11 月 18 日、商務部が AD 調査を開始する旨、官報告示。 2016 年 8 月 18 日、商務部が日本、米国製のアモルファス合金に対し、クロの仮決定。 2016 年 11 月 18 日、商務部が日本、米国製のアモルファス合金に対し、クロの最終決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本に対する措置の撤廃。 日本に対する調査措置の撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> 商務部公告 2015 年第 23 号 商務部公告 2015 年第 61 号 商務部公告 2016 年第 10 号 商務部公告 2016 年第 33 号 商務部公告 2016 年第 42 号 商務部公告 2016 年第 65 号 商務部公告 2010 年第 68 号(国内企業の申請受付) 商務部公告 2011 年第 11 号(AD 措置撤廃)

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2007年4月17日、日本原産の電解紙に対して15～40.83%のAD税を課す最終決定を下した。 2007年8月30日、日本、韓国、シンガポール、台湾原産のビスフェノールAのAD調査でクロの最終決定を下した。 2007年11月21日、日本、台湾、シンガポール原産のメチルエチルケトンへのAD調査でクロの最終決定を下した。 2007年11月22日、日本、シンガポール、韓国、台湾原産のアセトンへのAD調査でクロの仮決定を下した。 2009年上半年期に中国が受けたアンチダンピング及び相殺関税の調査は、60件、82.76億米ドルに急増した。 2011年12月14日、商務部は、原産地を米国とする排気量2.5リッター以上の輸入乗用車及びオフロード車に対するアンチダンピング税及び反補助金税の徴収を決定したことを発表した。 2012年9月6日、欧州委員会は中国産の太陽光パネルと関連部材の輸入に対しアンチダンピング調査を開始した 2012年9月17日、米国は、米国製自動車に対する中国のAD税及びCVDを課している措置に関し、WTO紛争処理小委員会設置を要請した。 2011年秋～2012年秋にかけて、日本はWTO・AD委員会において、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、中国の石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等を使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えることはあり得ないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望したが、解決に至らなかった。(2013年版不公正貿易報告書) 2012年12月、日本はステンレス継目無鋼管に対する中国のAD措置について、中国に対しWTO協定に基づく協議要請を行った。 2014年1月20日、中国商務部は、韓国・米国製太陽光発電用多結晶シリコンのアンチダンピング・相殺関税調査(韓国製はアンチダンピング調査のみ対象)で最終決定;アンチダンピング調査は韓国製・米国製ともにクロ、相殺関税調査は一部米国企業の製品についてクロの最終決定。 2014年4月30日、中国商務部は、EU製太陽光発電用多結晶シリコンのアンチダンピング・相殺関税調査でクロの最終決定。 2014年5月9日、EU、日本及び米国原産の輸入高温耐圧用継目無し鋼管に対する中国商務部のアンチダンピング調査の最終採決が広告された。EU及び米国の関係会社には13.0～14.1%のアンチダンピング税が課せられたが、日本原産品の調査対象期間の輸入量が3%未満であったため課税対象とならなかった。 2014年5月9日、中国商務部、EU・米国製の一部高温高圧用合金継ぎ目なし鋼管(中国輸出入タリフコード73045110, 73045190, 73045910, 73045990)に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定;日本製についてはシロの最終決定(商務部公告2014年第34号) 2014年5月23日、WTOパネル、中国の米国製自動車に対するアンチダンピング及び相殺関税措置(DS440)で当該関税をWTO協定違反とする報告書を公表。(http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds440_e.htm) 2014年6月6日、中国商務部は「日本、シンガポール、韓国及び台湾原産の輸入アセトンへのアンチダンピング措置の期間満了復審裁定」(2014年第40号公告)を發布した。引き続き2014年6月8日より5年間、当該AD税を徴収へ(日本製で最大51.6%)。 2015年7月23日、中国商務部は、EU・日本・韓国製の方向性電磁鋼に対するアンチダンピング(AD)調査を開始。 2015年7月24日、中国商務部は、日本・シンガポール・タイ製のメタクリル酸メチルに対するアンチダンピング(AD)調査でクロの仮決定。各社のダンピングマージン(日本製で最大34.6%)に相当する現金保証金を徴収へ(2015年8月1日より実施へ)。 2015年7月24日、中国商務部は、「シンガポール、タイ、日本原産の輸入メタクリル酸メチルに関するアンチダンピング調査期限の延長に関する公告」(商務部公告2015年第27号)により、商務部は「アンチダンピング条例」第26条の規定に基づき、本件調査は事案が複雑であるため、調査期限を2015年8月8日から4か月間延長し、2015年12月8日までとすることとした。 2015年8月19日、中国商務部は、日本・米国製の光ファイバー用プリフォームに対するアンチダンピング(AD)調査でクロの最終決定;日本製で8-9.1%、米国製で17.4-41.7%のAD税を賦課(2015年8月19日より適用)。 2015年11月18日、中国商務部は、日本・米国製の鉄基非晶質合金薄帯(リボン)に対するアンチダンピング調査を開始。 2015年12月1日、商務部は、「シンガポール、タイ、日本原産の輸入メタクリル酸メチルに関するアンチダンピング調査最終裁定の公告」(商務部公告2015年第60号)を公表した。 <p>当該最終調査結果に基づき、シンガポールの関係会社は6.7%～14.5%、タイの関係会社は11.1%～18.4%、日本の関係会社は12.3%～34.6%のアンチダンピング税を、2015年12月1日より5年間徴収される。本件アンチダンピング税徴収の対象となる日本企業は、本件公告及びアンチダンピング税の徴収決定に不服がある場合は、行政再審査手続又は人民法院への提訴を行うことができる。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2016年4月1日、中国商務部は、EU・日本・韓国製の方向性電磁鋼に対するアンチダンピング(AD)調査でクロの仮決定し、2016年4月2日よりAD保証金を徴収へ(保証金適用徴収率は日本製で最大45.7%)。 ・2016年7月23日、中国商務部は、EU、日本、韓国製の方向性電磁鋼に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定を行い、同日より確定AD税を賦課した(確定AD税は日本製で最大45.7%)。最終裁定である今回の「商務部公告2016年第33号」は、一次裁定を維持する形で、本製品に対して、アンチダンピング税を課することを決定した。 <p>本公告により、2016年7月23日より5年間、本製品について、日本企業に対しては39.0%~45.7%、韓国企業に対しては37.3%、EU企業に対しては46.3%のアンチダンピング税が徴収されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年8月18日、中国商務部は、日本、米国製の鉄基非晶質合金薄帯(リボン)に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定を発表した(同日より日本製は25.9%のAD保証金を徴収)。 ・2016年11月7日、中国商務部、2017年中に失効予定のアンチダンピング(AD)措置5件に関する公告を公布(公告第61号)(AD対象国に日本を含む)した。影響を受ける国内産業(製造業者・貿易業者等)を対象にサンセットレビュー(AD措置の失効の可否を判断するための調査)の要請を受け付け(各AD措置終了の60日前まで、書面申請による)。 ・2016年11月18日、中国商務部は、日本・米国製の鉄基非晶質合金薄帯(リボン)に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定を発表した(同日より日本製は25.9%の確定AD税を賦課)。 ・2018年4月4日、商務部はアンチダンピング関連の3つの規則を公布した(いずれも施行日は2018年5月4日)。 <p>I. 「アンチダンピング及び反補助金調査聴聞会規則」(商務部令2018年第2号);アンチダンピング及び反補助金の調査・聴聞プロセスを規範化し、アンチダンピング及び反補助金の調査の公平・公正を保障するため</p> <p>II. 「アンチダンピング質問状調査規則」(商務部令2018年第3号);アンチダンピング質問状調査を規範化し、適切な実施を保障するため、</p> <p>III. 「ダンピング及びダンピングマージン期間再審査規則」(商務部令2018年第4号);アンチダンピング期間再審査の公平・公正・公開を保障するため。</p> <p>2002年1月1日施行の「アンチダンピング条例」に関連して、2002年に公布・施行された「アンチダンピング調査聴聞会暫定規則」、「アンチダンピング質問状調査暫定規則」及び「ダンピング及びダンピングマージン期間再審査暫定規則」に取って代わる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年10月16日、中国商務部は、日本及び台湾製の立型マシニングセンターに対するアンチダンピング調査を開始。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年4月8日、商務部がAD措置を撤廃する旨官報告示。規定された期限内に国内産業、国内産業を代表する個人・法人もしくは関係組織からサンセットレビューの申請が無かったこと、商務部も主体的に見直し調査を行わない旨決定したことにより、2回目のサンセット見直しを行わず本措置は撤廃された。 		
	日鉄連	(21)	高い輸出税の賦課・引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・中国からの原料等の輸出にあたり、輸出税や暫定輸出税率が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。 ・2010年12月2日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表、レアアース含有量の高いフェロアロイの一部について、HS細分化と併せて暫定税率を従来の20%から25%に引き上げ。 ・2011年12月14日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表。ネオジムフェロボロンの一部(7202.99.11)を0%から20%に引き上げ。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年6月、EUと米国は、ボーキサイト、コークス等9品目に関する中国の輸出数量制限、輸出税の賦課等がGATT11条及び中国のWTO加盟議定書に整合的でないとしてWTOに協議要請。 ・2008年8月20日、石炭コークスの輸出関税が25%から40%に、原料炭は5%から10%に、一般炭は0%から10%に引き上げられた。 ・2009年8月31日、中国は、09年版輸入・奨励技術・製品目録(発改産業[2009]1926号)を発表し、輸入の利子補給などにより370種余りの先端技術、重要装備、等と共に12種の重要資源と原材料の輸入を奨励している。 ・2010年1月1日から財務部は、輸出入関税を改定したが、レアアースや石油、パルプなどの資源関連品目に対して、輸出暫定税率を継続適用し、また化学肥料には特別輸出関税を継続適用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料に対する輸出抑制策の緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国務院関税税則委員会関税実施方案的通知 ・中国WTO加盟議定書第11条第3項 ・中国海関輸出入税則2010年版

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2011年1月1日、政府は資源、基礎原材料など600品目余りの品目に対し、輸入暫定税率を引き下げた。</p> <p>・国务院関税税則委員会は、340品目に対して輸出関税、暫定輸出関税又は特別輸出関税を課す一方、高エネルギー消費・高汚染・資源消費型産品（石炭、石油、化学肥料など）や非鉄金属に対して引き続き暫定輸出関税を課している。</p> <p>中国は、レアアース元素の輸出規制を促進するため、一部レアアース製品（HS 72029991〔レアアース元素を10%以上含む鉄合金〕など）に対する暫定輸出関税の税率を引き上げている。同委員会はまた、価格の急騰を抑えるため、化学肥料に輸出関税を課す季節や基準価格を調整している。</p> <p>・2011年7月、中国の9品目の輸出数量制限はWTOに整合的でないとするパネル報告書が公表。</p> <p>・2012年3月、中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置（輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格）について、日本は米国及びEUとともにWTO協議要請。2012年6月、パネル設置を要請。</p> <p>・2014年3月26日、WTOパネル、中国のレアアース等の輸出措置（DS431/DS432/DS433）事件で当該措置をWTO協定違反とする報告書を公表した。同年4月、中国は上級委員会に上訴。</p> <p>－本件WTOパネル報告の全文（http://www.wto.org/english/news_e/news14_e/431_432_433abr_e.htm） （http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds431_e.htm）</p> <p>(改善)</p> <p>・財務部は、2009年7月1日より、</p> <p>①鋼線、硫酸、小麦、コメなど31品目の輸出暫定関税を撤廃、</p> <p>②黄リン、リン鉱石、合成アンモニウムなど27品目の特別輸出関税の撤廃、</p> <p>③中小型鋼、フッ素化学品、タングステン、インジウムなどの非鉄金属・同中間品など29品目の輸出暫定関税率の引き下げ、</p> <p>④尿素、燐酸アンモニウムの輸出関税の季節調整措置を実施した。</p> <p>・2012年1月1日、コークスの輸出暫定税率撤廃（2704.0010、40%→0%）。</p> <p>2013年1月から一部品目について関税撤廃（コークス40%→0%、金属マンガ 20%→0%、等）。</p> <p>・中国は、WTOのパネル報告書を受けて、2013年の1月以降、ボーキサイト、コークス、螢石、マグネシウム、マンガ、シリコンメタルの6品目についての輸出税を撤廃し、黄リン、亜鉛については、加盟議定書で定められている範囲内の税率へ引き下げた。また、ボーキサイト、コークス、螢石、シリコン・カーバイド、亜鉛に対する輸出数量制限を撤廃した。</p> <p>・2014年8月7日、日本、米国及びEUが中国に対して申立を行っていた紛争案件「中国－レアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置」（輸出税の賦課、輸出数量の制限、貿易権の制限）に関し、WTO上級委員会報告書が発出され、中国の措置がWTO協定に非整合的であるとして是正を求めたパネル報告書の結論が支持された。</p> <p>・中国商務部は、WTO規則遵守によりレアアースの輸出割当枠を2015年1月1日より撤廃。</p> <p>・2015年1月1日、石炭（一般炭・原料炭）の税率を10%→3%へ改定。</p> <p>・2015年4月14日、中国国务院関税税則委員会は、一部金属（鉄鋼の粒及び粉等）に対する輸出関税を撤廃する「一部製品の輸出関税調整に関する通知」を公布した。WTO裁定履行に伴い、レアアース、タングステン、モリブデンの輸出関税を2015年5月1日に撤廃する。</p> <p>* 国务院関税税則委員会の通知（税委会[2015]3号）</p> <p>・2016年1月1日、銑鉄（輸出税率）25%→20%</p> <p>2017年1月1日、フェロアロイ一部（輸出（暫定）税率）25%→20%、20%→15%、（フェロニッケル 20%→0%）。</p> <p>銑鉄、非合金半製品 20%→15%。</p> <p>合金半製品 15%→10%。</p> <p>・2018年1月1日、フェロアロイ一部（輸出（暫定）税率）15%→10%。</p> <p><u>直接還元鉄、鉄又は非合金のインゴット、非合金半製品 15%→10%（非合金半製品一部 15%→5%）。</u></p> <p><u>非合金棒鋼、非合金線材一部 15%→0%。</u></p> <p><u>ステンレスインゴット、ステンレス厚板・薄板一部、その他合金インゴット 10%→5%。</u></p>		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(22)	生産工程を複数国で実施する国が異なる製品の原産地判断	・前工程と後工程の異なる商品を海外から輸入する場合に、外装箱もしくはそのラベルに明記されている原産地が、輸入国での原産地決定規則に一致せず通関にトラブルが生じること。原産地決定基準はHSコード基準、付加価値基準等複数存在するため、上記商品の場合に判断基準によっては前工程が原産地になることもあれば、後工程が原産地になることもある状況。なお前工程(の発生した国)と後工程(の発生した国)の両方を外装箱もしくはそのラベルに明記する方法、あるいは原産地を記載しない方法も存在するが、国や地域によっては(少なくとも中国においては)このような形を認めないケースも存在。	・前工程と後工程が異なる商品を海外に出荷する場合は、事前に輸入国における原産地決定基準を理解し正しい原産地を外装箱もしくはそのラベルに明記する。	
	日化協	(23)	海外との技術ライセンス契約に対するみなし課税	・技術ライセンス契約の実施に係わる設備や原料の輸入に関して課税される関税および増値税について、設備や原料のインボイス価格に対して課税するだけでなく、技術ライセンスを実施することでライセンサーに支払う技術対価についても課税対象とされている。 設備や原料がたとえノウハウのない一般的なものであっても、それらが技術ライセンス契約に関係したものであれば、ライセンサーに支払う技術対価が関税および増値税の課税対象とされ、実際に追徴課税されるケースが起きている。 ・現在、広州所在の合弁会社(外商投資企業)に対し、広州税関から、日本側親会社との間で締結された技術移転契約に基づく、ロイヤルティ送金と同技術移転契約の内容、製品を生産するため購入している材料部品の供給元、材料部品と完成品の関連性等について照会を受けている。地元税関の照会越しは、『税関総署 213 号文件』を根拠としているものと思われる。 同規定によると、移転受けした技術により生産する製品の製造に材料部品の購入が必要であれば、特許権使用料(弊社の場合はロイヤルティ)を材料部品の価格に上乗せして関税を納付することを要求される懸念がある。	・技術ライセンスに係わる輸入設備や原料に関して、一律の見なし課税とする行為はやめて頂き、従来通り、輸入する設備や原料個別への課税のみとして頂きたい。 ・ロイヤルティ送金にあたっては企業所得税を源泉納税しており、関税を追加徴収されることは相当な負担増となる。公租公課の制度設計・制度運用において、適切な配慮を期待する。	・税関総署令 79 号、213 号
	日機輸	(24)	輸出入貨物通関申告書の特殊関係の有無に関する確認の追加	・「特殊関係」存在の確認は、特殊関係であれば輸入貨物の取引形態を恣意的に設定し易い事情を考慮した運用となっており、広汎な定義に注意する必要がある。税関により関税の課税価格の修正を要求される場合、追徴課税される関税は、輸入者にとってのコスト増となってしまう。	・貨物通関申告書における「特殊関係」存在の確認の運用改善。	・税関総署 2016 年第 20 号 公告
	日機輸	(25)	保税輸入手続の困難	・中国で日本向けの組立部品を発注して、その中の一部を同社に無償支給しようとした場合、保税手続きが困難で実際には保税で輸入申告できない。	・再輸出免税の簡素化。	
	日機輸	(26)	中国内・国外間での工具の貸借への規制	・中国国内外間でのモノ(本件は工具)の貸借に制限が多く、業務に支障をきたしている。在中国現地法人が日本から工具を借りる場合、中国に輸入する方法として、①税金(関税と輸入増値税)を支払って正式に輸入する方式 ②リース代に税金(関税と輸入増値税)が発生する有償リース方式 ③一時的に輸入する暫定輸入方式(無税)の 3 つがある。 ①の方法は一度中国に入れると日本に返却ができない。中国税関の考えは、正式通関したものは中国の持ち物なので中国から輸出する際は有償売却すべきというものである。過去、①～③のうちこの方法が最も通関時間が短いので、緊急輸入が必要な際に過去 2 度この方法を用いたが、いずれも返却する際に在中国現地法人が「日本本社の持ち物を日本本社に販売する」という不可解な取引をせざるを得なかった。	・国外からの工具の無償貸与を認めて欲しい。 ・国外への工具の貸出を認めて欲しい。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>②の方法は、中国税関からリース代に関して審査が入るが、中国税関から指導された金額でしか通関することができない。例えば、上海税関では新品価格の15%程度が妥当という指導があり、現状この金額でしか輸入することができない。これは、当社の貸与ルールとして定めている償却費＋金利相当というルールからはずれている。当社の貸与ルールは税務的な観点から定められているので、これを大きく逸脱することは日本側で税務リスクを抱えることになる。</p> <p>③の暫定輸入方式は無償貸与する際にかつて一般的に取られていた方式だが、2016年以降、現在はほとんど認められることがなくなった。法律が変わったわけでもなく、理由は不明である。また、中国内の工具の海外へ貸出は、認められていないためできない。中国から輸出する際はその名目を申告しなければならないが、「貸出」という名目がそもそも存在しない。</p> <p>2018年1月時点、一部状況が変わった点もあるが、役人の見解変更によって状況が変わったに過ぎない。制度として改善が図られた動きはなく大きな進展はない。</p>		
	日機輸	(27)	高度技術製品の中 国への輸出規制	一部の設備機器類の中で、日本国より中国に輸出が許可されない製品や機器類が存在する。	その輸出先(使用先)が適切かどうかなど審査を設ける形で、一律輸出規制をかけないような形を実現してもらいたい。 (例:日本の親会社の中国現地法人や、日本側にマジョリティのある中国合弁会社は認めるなど)	
	日機輸	(28)	強固な輸出入規制	中国本土客へ機械販売・輸出する時に、前金をもらう事が出来ない。中国側で機械を輸入した事を中国側税関の証明印を受けてからでないと銀行が送金申請を受け付けないためである。その為、販売代金回収リスクをヘッジ出来ない。また、一部前金をもらう事も同様の理由で出来ないため、限られた客にしか販売できず、拡販が難しい。	通常のL/C開設が一般的に出来るような体制になって欲しい。 全額でなくとも何割かの前金送金出来るような体制になって欲しい。	中国税関関連法 為替管理関連法
	JEITA	(29)	保税品の廃棄	保税品在庫は、保税のままでの廃棄することができない。 今後転売される見込みのない在庫であっても、廃棄するためには、関税・増値税を支払い輸入通関して内貨にした後で、一般区で廃棄するか、或は、輸送費用を支払い発地に輸出返品し、発地で廃棄する必要がある。 いずれにせよ、関税、増値税、輸送費用などの余計なコストと手間が発生する。	輸入通関をすることなく、保税状態のまま廃棄できるようにする。	
	日機輸	(30)	中国輸出管理法 (草案)における懸 念	2017年6月に公表された輸出管理法(案)は、諸外国の輸出管理制度とは異なり、中国の国家安全及び利益の発展を目的とし、規制品目の策定に際しては、中国製品の市場競争力を考慮するなど、WTOルールに反する考えが示されている。また、レアメタル・レアアース等を戦略物資として輸出規制する考えも示されている。 個別の項目においても、再輸出規制、輸出先への中国当局による立ち入り検査等、中国法の外国への域外適用が定められるほか、中国国内での外国人・外国企業への貨物・技術の移転を輸出とみなす“みなし輸出”規制の導入等が示されており、中国に進出している企業・中国から製品等を輸入している企業への影響が懸念される。	2018年3月にも正式公布されるとの外伝もあるが、WTO加盟国として、また自由貿易をけん引するとの習近平国家主席のコミットメントに反する、利己的な法制度の導入を見送り、諸外国の輸出管理制度とのハーモナイズを図る様、要望する。	中国出口管制法 輸出管理法(案) 2017年6月に商務部より告示

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<p>・2017年6月に公開された中国輸出管理法(草案)に関連し、2017年12月には貴組合を始め6団体名にて経済産業省へ意見書を付して要請されているが、以下の主要な問題意識を共有するところである。</p> <p>－内外への十分な周知と調整、また、段階的な規制導入の必要性。</p> <p>－再輸出規制や広汎なみなし輸出規制を始めとし、規制の域外適用などが含まれるが、国際輸出管理レジーム合意に基づき、その原則に即しバランスのとれた制度・運用の必要性。</p> <p>－規制リストの制定においては、平和と安全以外に産業振興や通商政策上の要素と思われる国際競争力等、また、中国に差別的な輸出規制を行った国に対して相応の措置を取ることを定める対等原則等、WTO等の通商等に関する国際ルールに即した制度・運用の必要性。</p> <p>・中国輸出管理法について、既に国内関係団体連名にて経済産業省経由で中国政府に意見書が提出されているが、意見書に対する中国政府側の意向が知りたい。</p> <p>例) みなし輸出規制や再輸出規制については、現地生産工場を活用したビジネスに多大な影響が発生する。</p>	<p>・左記、問題点の解消を政府レベルにおいて引き続き図っていただきたい。</p> <p>・意見書に従った法令見直し。</p>	
	日機輸			<p>(対応)</p> <p>・2017年11月、日本は、経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等において、中国に対して国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。</p> <p>・2018年2月14日、日本商工会議所(JCCCI)、JEITA、日本機械輸出組合(JMC)等は連名で中国商務部宛てに「中国輸出管理法草案に対する米欧日三極産業団体共同意見書」を提出。http://www.imcti.org/jmchomepage/naigai_seisaku/toushi/pdf/180214.pdf</p> <p>2017年11月、日本は、経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等において、中国に対して国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。</p>		
	日機輸	(31)	暗号法(案)及び商用暗号管理条例	<p>・2017年に国家暗号管理局弁公室(OSCCA)が公表した暗号法の案によれば、商用暗号製品の輸出入に際し、輸出入の許可制度を設け、別途、対象品目のリストを公表することとされている。</p> <p>また、2017年には商用暗号管理条例に関連する告示類の改廃が行われ、暗号製品を生産、販売する際の企業認定は不要となった。しかし、暗号製品の型式認定は依然として必要であることに加え、市場での抜取検査を強化する旨、国務院より通知された。</p>	<p>・2000年に各国商工会宛に配布された、いわゆる2000年レターにて約束された「暗号処理を中核機能とするもの」のみを規制対象とする運用を堅持いただきたい。</p>	<p>・暗号法(案)</p> <p>商用暗号管理条例</p>
	日機輸	(32)	「通関一体化」通関システム変更の情報不足	<p>・2017年7月から中国通関の仕組みが、各地方個別通関から全国一体化通関に変更となった。これまで、HSコードは各地方税関の指示に従い決めていたが、一体化によりその運用変更の内容が不明確などの課題が挙がった。この課題に対して、弊社は中国のECFICの通関WGに参加し、各社情報の共有化と通関当局との直接対話の実現し、不透明であった新プロセスや問い合わせ窓口が明確となった。</p>	<p>・通関制度の変更について、詳細を明確化し開示して頂きたい。</p>	<p>・全国税関の通関一体化改革の推進に関する公告(海関総署公告2017年第25号)</p> <p>・保税転関輸送業務の規範化に関する公告(税関総署2017年48号公告)</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 2017年に上海で導入された「通関一体化」制度により、荷受地で税関申告できるようになったが、浦東空港での抜き取り検査が増えている。検査する職員数も限られており、職員が検査しやすいように、多量の貨物の中から、指定されたHSコードの貨物を全て揃えるよう要求されるなどして、負担の増加、遅延が発生している。 2017年7月1日より全中国の税関での通関手続きインテグレーション(通関一体化)を実施しているが、まだHS Code判定とか価額審査における提示書類において、地域による差異がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性が向上するよう、トータルでの制度の見直し。 全中国の通関手続きインテグレーション実施を確実に早期に展開するよう要望したい。 	
	日機輸	(33)	就業証が365日未満の輸入許可不可	中国側で就業証が365日未満の場合、輸入許可が下りない。もしくは全量課税での高額関税が課せられる。	<ul style="list-style-type: none"> 左記の制限を緩和して頂きたい。 水準の適正化検討をして頂きたい。 	
	日化協	(34)	輸出規制の未整備	中国国内では使用しない輸出専用農薬の輸出に対する制度が、現状未整備。	<ul style="list-style-type: none"> 新管理条例の速やかな施行。 	
	JEITA	(35)	中国発 FLIGHT の SPACE 不足による納品遅延	中国発の貨物は増えているが、上海浦東空港から出発する航空機増便を中国政府が許可していない。この影響により、供給対比需要が高く、Flightのspace不足でFlightがOff-loadされ、得意先への納品が遅れることがある。限られた発着枠の中で韓国や日本向けが、余計に割を食っているように感じる。	<ul style="list-style-type: none"> 空港の発着枠の拡大。 空港の運行能力の向上。 	
	日農工	(36)	三国間貿易実施時のインボイス価格の開示	中国から第三国へ、国際宅急便などを利用して部品を輸出する三国間貿易の場合、出荷元(A)は販売者(B)に対する請求額でしか売上計上および輸出申告出来ないため、貨物に添付する申告書類(インボイスなど)により、第三国の購入者(C)が販売原価を知ることができてしまう。	<ul style="list-style-type: none"> 健全な三国間貿易を行うために、申告書類が貨物に添付しない状態で第三国に入るか、販売者(B)が新たに差し入れる書類で現地の輸入通関を実施できるようにしてほしい。 中国国内における第三国貿易の会計制度、もしくは国際宅急便の通関制度などを整備・改善頂きたい。 	
	日機輸	(37)	不統一な商検局の検査	中国客先に機械を搬入した後に、当該地域の商検局審査官が機械の確認に来るが、そのチェック結果が地域のみならず担当官によって大きく違う。その為、その都度個別の対応が必要となり、納期、コスト両面で負担が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> 商検の検査を統一し、地域や審査官によって大きな違いが生じないようにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全認証関連法案と運用
	日化協	(38)	CIQ 対象製品の検査遅延	中国国家質量監督検査検疫総局(CIQ: commodity inspection quarantine)対象製品は輸出時の通関に約1週間余分に時間がかかる。	<ul style="list-style-type: none"> 検査時間の短縮。 	<ul style="list-style-type: none"> commodity inspection quarantine
	日機輸	(39)	政治的混乱時期の貿易(通関)への影響	一方の国との間で政治的問題が生じた際に、中国通関にて通関拒否、検査保留などの措置がされて経済活動に影響を及ぼす。		
	日機輸	(40)	並行輸入品の増加	インクジェットプリンター本体の並行輸入品が、正規品ビジネスにとって障害となっている。(価格は中国正規品の半額)	<ul style="list-style-type: none"> 「品質問題、安全問題の防止および消費者保護の観点」から、「並行輸入品に対するCCC認証等の安全規格取得義務付けとその統一運用」を要望する。 	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10自由貿易地域・経済特区での活動規制	日鉄連 時計協	(1)	銀行保証金制度の一律適用	<p>・1999年10月1日、加工貿易に従事する企業の自律的な遵法精神を高め、保税貨物の横流し(密輸)を防止する為に企業をA、B、C、Dに審査区分し、Aを除くB、C区分企業が鉄鋼(電磁鋼板を除く)を含む11の制限品目を保税輸入する際に銀行保証金台帳制度の実転(保証金を積む)を義務付けた。熱・冷・表面処理鋼板が対象で、B、Cに区分された企業の保証金負担は深刻。陳情の末に負担を軽減するべく、保証金半額化、担保差し入れ、EGの除外等が行われた。保証金半額化は2000年5月、EGの除外は2000年7月以降も実施され、2004年も継続。</p> <p>2007年8月23日、銀行保証金台帳制度について東部地区(北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省)と中西部地区での適用に差を設け、中西部地区への加工貿易企業の進出を促すこととした。具体的にはA類企業制限類について東部で空転→実転(50%)、B類企業制限類について中西部で実転(50%)→空転と変更された。</p> <p>2008年12月1日、景気悪化に伴い、キャッシュフローの改善を通じて、加工貿易企業を支援するため、A類企業の制限類は空転(保証金積み立て免除)へと変更された。</p> <p>・従来は時計部品メーカーで制限品を扱っている会社でも比較的小規模企業に対してのみ保証金を積むよう求められ、大規模メーカーは保証金免除と優遇されていたが、2007年8月以降全ての時計部品メーカーに一律に保証金を求めるようにルールが変わった。</p> <p>(対応)</p> <p>・2000年1月1日からA類企業の基準緩和(年間輸出額が100万ドル以上である要件を満たせばA類企業の認定を受けられ、銀行保証金台帳のうち保証金の払い込みを必要としない)、C類企業の範囲限定(企業の法令違反行為による罰金が1万円以下であった場合は、C類企業の評定記録としない。1年以内に2回以上の違反行為があった企業で、その回数が前年度の通関回数1/1,000を超えないものはC企業としない、98年6月1日以前に発生した違反行為はC類企業の評定記録としない)が定められた。</p> <p>・中国税関総局と中国銀行は2000年1月1日より施行された「加工貿易企業の多様な形式による納税保証金実施弁法」の実施細則を4月10日に施行した。この実施弁法に基づき、企業が事情により税関に保証金を納付できない場合、指定された中国銀行が発行した税関を受益者とする税関支払い保証状により、税関への報告ができることとなった。ただし、中国銀行は保証状の発行に際して、企業の資産信用状況や担保に対して評価を行い、銀行負担リスク管理上の判断を行う。</p> <p>・税関総署は、「中国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」を2004年2月26日公布し、同年4月1日から施行した。同弁法は従来、加工貿易の貨物監督管理について内資と外資の管理弁法が分かれていたものを統一し、管理を契約管理主体から企業管理主体へ転換し、手書き手帳管理から電子的手帳管理へ転換することを目的とするもので、適用範囲は登記手帳管理を実施する通常の加工貿易管理業務とする。新弁法では、加工貿易貨物について端材等も含むと明確に定義、契約の届出の具体的内容を初めて条文化、税関の作業時間を、例えば、加工貿易発行手帳を契約届出受理から全国規模で5営業日以内、契約届出を受理しない5項の理由を明確に規定、保証金を取る6条件を明確化、更に契約届出の不受理や保証金徴収等の理由について税関は書面で通知しなければならないことを義務付けた。</p> <p>・2008年11月21日、商務部と税関総署は、輸出類製品1853品目及び輸入類製品2125品目を対象にして、加工貿易制限類保証台帳の銀行保証金台帳の「実転」を12月1日から暫定的に停止すると公告した(2008年第97号公告)。</p> <p>・2014年7月2日付で「加工貿易に基づく輸入鋼材保税政策の撤廃に関する通知」(財関税[2014]37号)が公布され、78項目の鋼材製品の保税政策が撤廃され、関税等が徴収される。</p>	<p>・保証金制度の廃止。</p>	<p>・2007年7月23日付けで発布された海関総署公告2007年第44号</p> <p>・加工貿易銀行保証金台帳制度の更なる整備に関する意見(国弁発[1999]第35号)</p> <p>・加工貿易貨物に対する監督管理弁法(税関総署令[2004]第113号)</p>

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2018年2月13日、保証金台帳「実転」管理事項を税関事務担保事項に移行する関連手続きに関する公告の施行により、加工貿易における銀行保証金台帳制度の取り消しの内、「実転」の管理事項に関して、以下の方法により税関事務担保事項に移行する。</p> <p>－企業において保証金の納付が必要な場合、金額等については今まで通り「加工貿易制限類商品目録に関する公告」(商務部、税関総署公告[2015]63号)に従って実施する。</p> <p>－企業が担保業務の手続きを行う場合には、保証金又は銀行保証状の方法を採用することができる。</p> <p>－銀行保証状の方法により担保業務を行う場合は、企業は税関に対し銀行保証状の原本を提出しなければならない。税関は企業に受領証を交付する。銀行保証状の担保期間は手冊についての有効期間終了後80日間とする。</p> <p>－保証金の方法により担保業務を行う場合は、企業は税関が発行した「税関支払通知書」に基づき、人民元により保証金を納付し、税関が指定する代理収納口座に納付しなければならない。着金後、税関は企業に対し「税関保証金専用受領証」を発行する。</p> <p>－手冊の照合が完了した後、企業は税関に対して担保の返還手続きを行うことができるものとし、銀行保証状の場合には、企業はその受領証により銀行保証状の返還手続きを行い、保証金の場合には、企業は「税関支払通知書」番号、「税関保証金専用受領証」及び企業の財務専用印を捺印した合法的な受領証により、税関の財務部門で保証金の返還手続きを行わなければならない。</p>		
	日鉄連	(2)	加工貿易制限の強化	<p>・2015年11月25日、商務部が貿易の安定成長を維持し、輸出入商品の構造調・規制の撤廃。</p> <p>整を図るため、加工貿易制限類目録の調整を公告。税関は、企業の信用状況に基づき、高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業の認定を行う。</p>		・商務部税関総署公告2015年第63号
	日機輸	(3)	保税区の搬入・搬出手続の遅延	<p>・24時間体制で稼働している顧客へ、緊急で保税パーツを提供する場合がある。</p> <p>日本から急ぎ輸入しても、保税区内での在庫登録に時間がかかり、即時に顧客へパーツ供給サービスを行うことができない。</p> <p>上海総合保税区分など入出庫の柔軟性で改善のみられる地域もあるが、管轄地域毎で対応力に大きな差がみられる。ビジネスの地域拡張を考えると全国的レベルではまだまだ改善の余地は大きいと感じる。</p> <p>現在も進展なし。(2018年1月時点)</p>	保税区(倉庫)での在庫登録を、貨物出庫後にして頂きたい。	
	日機輸	(4)	保税加工貿易(手冊、保税部材)の管理ルール在全国不統一	<p>・保税加工貿易(手冊、保税部材)に関して、複数のポイントにおいて全国にて運用ルールがまちまちであり、長期的にその運用の違いを一元化していくことを多国籍企業として希望する。</p> <p>例①手冊クローズ時のプラスの差異、マイナスの差異に対するの納税の考え方の違い。両方の差異見合いの納税を求められるケースもあれば、マイナスの差異のみの納税を求められるケースもあり。</p> <p>例②手冊申請後消込前の通関への単耗(部材使用量)情報の修正申告の違い。電子帳冊を使用しても認められないところもあれば、電子手冊でも認められるケース有など。</p> <p>例③転廠(保税部材の国内移動)における国内調達部材の増値税控除。認められないケースが多いが、一部では認められるケースもあり。</p>	・税関内部にて各地方税関の保税加工貿易に関する管理ルールを統一するプロジェクトもしくは監査制度を推進する。	
	JEITA	(5)	保税品の在庫廃棄制限	<p>・保税品は以下の方法でしか、今後転売される見込みのない在庫の廃棄ができない。</p> <p>①輸入通関し、関税・増値税を支払い内貨にした後、一般区で廃棄</p> <p>②発地に輸出返品し、輸送費用を支払い発地で廃棄</p> <p>そのために、関税、増値税、輸送費用などの余計なコストが発生する。</p>	輸入通関をすることなく、保税状態のまま廃棄できるようにする。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JEITA 日機輸	(6)	保税転送通関(転関)手続き規制	<p>・<u>區區流轉のように通関上の制約が撤廃されつつあり、非保税トラックの利用、夜間の転送、通関回数削減などが実現できつつある。</u> しかしながら、例えば無錫から上海のような異なる税関支所間の保税輸送は、税関システムの連動ができず実質的に制度が使えない状況となっている。</p> <p>・<u>保税倉庫間の転送は双方の保税区の管理者に一点一点パーツ転送を事前申請する必要がある。</u>双方の情報一致して初めて転送許可がおりるが、場合によっては部品の詳細説明、転送理由などを聞かれることもあり、中国各地に設定されている保税区間の部品の転送手続きが煩雑である。保税区間の転送をするよりも、一度香港などに輸出して再輸入した方が早い。 2018年1月時点 進展なし</p>	<p>・中国内での各支所間での税関システムの連携の実現。もしくは、保税転送の審査・制約そのものの撤廃し、保税輸送の申請・許可を簡素化する。</p> <p>・24時間、非保税トラックでの保税転送を実現する。</p> <p>・保税区間の部品転送手続きを簡素化して欲しい。</p>	
	時計協	(7)	保税区における外国企業への増値税賦課	<p>・外国企業に保税倉庫物流サービスにかかる増値税(倉庫サービス:6%、国内輸送:11%)を転嫁している。</p>	<p>・保税区域に於ける外国企業への増値税撤廃。</p>	
	日鉄連	(8)	加工貿易における保税措置の撤廃	<p>・2014年7月2日、財政部税関総署が78品目の鉄鋼製品に対する保税措置の撤廃を公告。 2014年8月28日、実施につき、保税政策の移行期間が2014年末まで延長され、2015年1月1日より廃止。</p>	<p>・保税措置の延長。</p>	
	日機輸	(9)	保税区ごとに現地法人設立の必要	<p>・保税区企業は、他の保税区域における保税取引ができないことから、保税区ごとに現地法人を設立する必要がある。</p>	<p>・保税区企業が他の保税区において分公司を設立し、当該分公司での保税取引を可能にするなど、一つの企業において複数の保税区での取引が可能にできるような仕組みを設けていただきたい。</p>	<p>・保税区税関監督管理弁法</p>
	日機輸	(10)	保税区における保税取引の不明確	<p>・保税区企業による他の保税区域における保税取引につき、法律と実際の運用に乖離があり、どこの保税区域でも保税取引ができることを法律上明確にしたい。</p>	<p>・保税区企業が他の保税区において分公司を設立し、当該分公司での保税取引を可能にするなど、一つの企業において複数の保税区での取引が可能にできるような仕組みを設けていただきたい。</p>	<p>・保税区税関監督管理弁法</p>
11	利益回収 日機輸 自動部品 フル工 自動部品	(1)	役務対価・ロイヤリティ等非貿易取引の対価の海外送金規制	<p>・<u>技術ロイヤリティを中心とした中国外への非貿易送金に関しては、複数の関連当局の許可事項となっており、商務局、版權局、商標局、知識産権局の許可、ならびに銀行による送金許可など手続きがあり、非常に煩雑となっている。</u></p> <p>・<u>中国外へ非貿易送金に関し、複数の関連当局の許可事項となっており、また銀行による送金許可など手続きがあり、過剰な登録事務要請である。また、送金金額規制もあり、事務手続きが悪化。</u></p> <p>・<u>5万ドル以上の非貿易送金は銀行に納税証明を提出しなければならない。</u></p>	<p>・非貿易海外送金(特に技術ロイヤリティ契約に基づくロイヤリティ使用料)に関連する手続きの簡素化。</p> <p>・各制度間の関連性を明確化して頂きたい。</p> <p>・ルールを簡素化。</p> <p>・規制の撤廃。</p> <p>・規制の緩和。</p> <p>・手続きの簡便化。</p>	<p>・商標法第40条3項</p> <p>・技術導入契約管理条例、他</p> <p>・技術輸出入管理条例</p> <p>・専利実施許諾契約登録管理弁法</p> <p>・技術契約認定登録管理弁法</p> <p>・国家税務局、国家外貨管理局による服務貿易対外支払の公告</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国では外為取引項目の経常取引は外貨指定銀行による審査制度の対象となっている。経常取引の貿易項目には輸出と輸入の「核銷」制度によりオンライン審査が行われ、非貿易項目については審査資料を外貨指定銀行に提出して審査を受ける必要がある。また、経常取引の非貿易項目の外貨送金については、外貨管理局の監督検査を受ける可能性がある。 外国企業又は個人が中国内で役務提供して稼得したサービス貿易収入、配当金、分配金、利潤、ファイナンスリース料、不動産譲渡収入、持分譲渡収益、国外個人の労務報酬等の非貿易項目で1回の支払いが3万ドル相当額を超える場合、中国の外貨管理局、国家税務総局より、「税務証明」の提出を求められる。税務証明は、支払い場所の主管国税局に先に申請を行って税務証明を取得後、主管地方税務局に申請手続きを行う手順となっている。申請書は「サービス貿易等の項目について外貨支払い時に必要となる税務証明申請書」に契約書又は協議書等、領収書又は請求書、納税証明等を添付して主管税務局に提出する必要があるが、ロイヤルティ、サービス対価、利息の支払いの合理性が税務局に認められない場合は、対外送金ができない場合がある。 国家外貨管理局、国家税務総局は、2008年4月1日から天津、上海、江蘇、四川、福建、湖南の6地域を試験地として、サービス貿易の対外支払いにかかる事前税務届出の管理措置を実施する通達(匯発[2008]8号)を発行した。この6地域で登録した国内機構は、外貨指定銀行で5万米ドル相当額を超えるサービス貿易の対外支払いを行う場合、事前に主管国家税務機関に契約書のコピーを付して届出を行い、その届出表の原本を銀行に提出しなければならない。 ロイヤルティの海外送金に当たっては、まず、ライセンス契約を地方政府の商務部門で登録し、税務当局に営業税を納税して、納税証明書の発行を受ける。そのうえで、外貨管理局で海外送金の許可をもらう必要がある。外貨送金などの外貨の持ち出しに対して何重にもチェック機能が働いている。 2008年中国企業所得税法の「両法合併」により外商投資企業と内資企業の法定企業所得税率が25%に統一されて以降、関連者へのロイヤルティ支払いを中国の税務当局が否認する傾向がみられる。 2012年5月13日、日中韓投資協定の署名が行われ、送金の自由を確保する義務、送金手続の承認期限の設定(第13条)について規定された。 技術輸入契約については商務部に契約を登録する必要があり、契約登録証の発行を受けていないと技術使用料等の対価を海外送金することが出来ないが、2013年9月1日以降は契約登録証を提示することなく対価を海外送金することが出来る(2013年7月18日公布「サービス貿易外貨管理手引実施細則」第6条)。 2014年5月17日、日中韓投資協定が発効した。第13条に送金の自由を確保する義務、送金手続の承認期限を設定。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2013年9月1日、技術指導料、サービスフィーの支払等の対外送金を行なう際にこれまで必要であった手続(税務局への契約書の提出、送金前の申告/納税、納税証明書の入手、外為取扱銀行から送金)に関し、①税務局への事前の届出が不要な上限額が3万米ドルから5万米ドルへ緩和され、②外貨送金の際に銀行への納税証明書の提出が不要(届出書の提出は必要)となった。 		
	フル工 自動部品	(2)	政府によるロイヤルティ率引下げ要求	<p>・クロスボーダーにおけるロイヤルティ取引に関し、中国商務局から技術の陳腐化に伴うロイヤルティ料率の低下要求があり、場合によっては支払いが制限される可能性がある。(相手が日本の場合、陳腐化によるロイヤルティ料率の低下は受入れられない可能性が高い。)</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1993年4月28日にランニング・ロイヤルティ率は純販売額の5%を超えてはならずかつ契約製品の純利益の20%を超えてはならないと規定していた「技術導入契約の締結および審査許認可の指導原則」が廃止されたが、その廃止後も、事実上ある程度影響力があるといわれている。 	・国家間でのロイヤルティ料率設定の考え方の統一。	・技術輸出入管理条例第17条
	日機輸	(3)	税関のロイヤルティ調査による企業の対応負担の増加	<p>・近年、ロイヤルティ調査が強化されているが、税関からどのような根拠・基準に基づいて課税の必要性を判断しているかの情報は相変わらず開示されていない。企業の主張及び説明に対して、税関が同意しない場合でも、その理由を明確にせず、企業に主張を立証するように一方的に求められ、負担が大きい。</p>	・税関総署から各地税関に対して、企業の対応負担を減らすため、判断根拠を明確に提示するよう指導して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> 税関総署 213号令「中華人民共和国税関 輸出入貨物課税価格査定弁法」 輸出入貨物通関申告書記入規範の改正に関する公告

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> 税関での税収不足による強硬策について、2015年から2016年にかけて、税関の税収目標を達成することから、自動車業界のメーカーに対して税関でのロイヤルティ支払い有無の確認があった。 輸入設備が専用設備であり、且つロイヤルティ使用と関係があると判断され、過去3年間に遡った追徴課税を納付するよう指示を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関の公告は、2016年に自動車業界のメーカー狙ったものであり、不公平感がある対応が目立った(2016年に他の業界は受けていない)。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関総署 213 号令「中華人民共和国税関 輸出入貨物課税価格査定弁法」
	日機輸	(4)	ライセンスロイヤルティの中国からの海外送金	<ul style="list-style-type: none"> 下記のやり取りが必要なため、システムを使用しての無形商品 Royalty 支払い自動化システム(日米欧では導入済)の導入が行えない。 —無形商品の中国から日本への Royalty 支払い —弊社からマスターを中国に提供し頒布に対するロイヤルティを契約をベースに回収する場合(具体的には iWDT(Inc ソリューション商材)の売上回収など)。 —Royalty 取引を開始する際に事前に商務省の許可を得る必要がある。具体的には契約書を商務省に提出して許可を得る必要があるため許可に時間がかかる。 —契約に基づいて、実際の Royalty の支払いを Inc. に行う場合も事前に商務省への説明と許可が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国策として海外送金については厳しく管理する国ではあるが世界標準に合わせて欲しい。 	
	JEITA	(5)	立替金の回収困難	<ul style="list-style-type: none"> 中国内の企業が外国企業のために人民元で立て替えた費用を外貨で回収することができない。取引契約を締結した上で、サービスフィー等の名目で回収する場合は、別途営業税が課税されることになってしまう。 中国においては外貨流出の制限のため、中国外の会社に対し支払いができない。(中国国内会社から費用の回収ができない) 	<ul style="list-style-type: none"> 人民元立替の外貨建請求の容認。 	
	日機輸				<ul style="list-style-type: none"> 海外送金の規制を緩和してほしい。 	
	電線工	(6)	売上債権回収の遅滞	<ul style="list-style-type: none"> 特に、工場建設資機材に掛かる債権の回収が非常に滞った経験がある。未だに一部ではそのような情報も聞き及ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 商取引の適正化・迅速化。 	
12	為替管理	(1)	海外送金規制の厳格・手続煩雑	<ul style="list-style-type: none"> 国家外貨管理局によるクロスボーダー人民元建て受払い、外貨支払・受取規制について、緩和されつつあるものの、依然として、人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続などにより不便を強いられている。外貨管理上、クロスボーダーの相殺の可否が不透明である。 海外への仕入支払について、外貨管理局の指導により銀行へのエビデンスの提出資料が増加し、送金準備に大きな労力が必要となっている。また、銀行でのチェックに時間がかかり、着金が遅れるなどビジネスにも支障が出ている。最近では虚偽による外貨送金に対して規制が強化されているが、ビジネス実態のある外貨送金にまで影響が出ている。 また、通常の輸入取引に関しても、通関証明でのチェックが強化され、得意先からの通関番号の入手等事務負担が顕著に増加している。 上海市において、三国間貿易の外貨決済(送金)には、各種証憑が必要となり、手続きが煩雑となった。 核銷制度が廃止され従来より簡便化されつつあるが、依然、総量規制等の縛りが強い。また非貿易項目の外貨送金では送金目的により要求資料が多く、且つ実務上対応が非常に困難なものも残る為、手探りでの運営となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外資企業に対する送金の原則自由化と手続きの簡素化を強く要望する。 クロスボーダー相殺の自由化また禁止・制限される場合は、その要件の明確化をお願いしたい。 外貨送金手続きの明確化と簡素化の実行。 規制の緩和、外貨貿易決済の改善等。 外貨入金・送金の自由化。 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨管理条例、「直接投資外貨管理をさらに簡素化することに関する問題についての通知」(2011年11月23日、国家外貨管理局) 外貨管理局「貨物貿易外貨管理試行手引きの実施細則」 貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知(匯発[2012]38号) 貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知 貨物貿易外貨管理制度改革の公告 外貨管理条例 外国為替管理条例、等 外貨管理条例第四十条
	日機輸					
	日製紙					
	日機輸					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> • 中国政府の資本流出の抑制政策により、海外送金の規制が強化され、税務備案手続きが複雑となった。備案の提出から認許までに時間を要し、支払が遅延することとなる。特に日本への立替給与の送金がとても厳しくなり、今後送金できないリスクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 規制緩和、手続きの簡略化をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 外貨管理規制 • 銀行より電話での口頭要求
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> • 中国国内に設立した合弁会社から資本撤退することとなり、2016年12月に持分譲渡先の中国企業からの譲渡金(USD)の送金を待っていたところ、正当に送金申請されたにもかかわらず、中国当局の指導により、送金が許可されなかった。現時点(2017年2月上旬)においても送金が許可されない状態が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> • (急激な外貨流出を防ぐための政策のようだが、)外貨送金のスムーズな運用を確保頂きたい。 	
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> • 5万ドル以上の非貿易費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きがあり、規制回避/支払期日遵守のための時間やコストを要し、業務効率を大きく下げる要因となっている。 例:税金を払ってからでないと送金できない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 規制の緩和と手続きの簡略化。 	
	日製紙			<ul style="list-style-type: none"> • 2016年年末に、為替リスク回避のため、現行の円建て親子ローンの繰り上げ返済を検討したが、外貨登記段階で繰り上げ返済不可となっていたため、返済できなかった。2016年前半までは外貨登記内容を変更し、繰り上げ返済を実行することができたようだが、後半に入り元安が進行するとともに外貨規制が厳しくなり、登記内容の変更が不可となった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 元のポジションにかかわらず、企業側の事情に応じて自由に繰り上げ返済できるよう、外貨規制を緩和してほしい。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> • 海外送金に上限があり、中国政府により外貨送金の規制がより一層厳しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 内容について問題のない送金であれば、送金できる金額を緩和して欲しい。 	
	化繊協会			<ul style="list-style-type: none"> • 海外での現地調査活動などの業務委託に対して、対価を予算ベースで支払って年度終了後に実績ベースでプラスマイナスを補正している。中国・ブラジル等では支払不足の場合は追加で日本円を送金できるが、支払過剰の場合は現地通貨を日本に送金できず、翌々年度の予算で調整となる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 外貨送金がきわめて困難のため、送金の規制を緩和してほしい。 	
	日農工			<ul style="list-style-type: none"> • 現地法人より親会社に正当に支払われるべき対価であっても全般的に送金が困難である。開発費用など無形の成果物に対するロイヤリティ、PEに該当しない親会社よりの応援人員経費、更には出向者への支払給与の立替分まで送金困難で、これらの金銭的負担が結果的に親会社の利益をも圧迫している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 標準的な国際貿易ルールに準拠すると共に、地域差や担当官員による見解の相違を無くす。 	
	フル工 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> • 人民元で海外企業の費用を立て替え、海外企業から立替金を受領する場合、原則的に人民元でしか受領できない。 中国内の企業が海外企業に立替金を払う場合、提出しなければならない書類(証明書等)が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 規制の緩和。 • 手続きの簡便化。 	
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2005年7月以降、中国人民銀行は、通貨バスケットを参考として管理変動相場制を導入してきたが、2008年9月以降世界金融危機に対応するため1米ドル=6.8人民元台へのドルペッグに回帰した。 • 2008年8月5日、中国は「外貨管理条例」を改正・施行して、外貨での決済・支払いを行う企業に対する監督及び外貨銀行に対する監督を強化するなど外貨管理を強化した。一方、外貨流出規制の緩和を行った。改正された外貨管理条例は、一定の条件の下で海外における外貨収入を海外に存置することを認め、すべての外貨所得を人民元に替える規制を廃止し、経常取引により取得した外貨の保有を可能とした。 • 2010年6月19日、人民銀行は、人民元為替相場改革を更に推進し、人民元為替相場の弾力性を向上する方針を発表し、人民元の為替相場制度が対ドル固定相場制から通貨バスケットを参考にする為替変動相場制に転換された。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2012年8月より、貨物貿易外貨管理制度改革を全国ベースで実施し、①貨物貿易外貨モニタリングシステムへの移行、②外貨貿易決済システムを通じた総量監督への移行、③外貨管理規定の遵守規程に応じた輸出入企業のA、B、Cに分けた分類管理、④企業の輸出入通関データと貿易外収支データを総量で突き合わせるオフサイト検査、オンサイト検査等の制度を導入した。</p> <p>・2013年12月6日、国家外貨管理局(外管局)は、ホットマネー流入を警戒して「銀行貿易融資業務の外貨管理の完全化に関する問題の通知」(匯発[2013]44号)を実施し、貿易融資、とりわけ90日超のユーザンス付きの貿易融資業務に対し、銀行が取引背景の真実性審査を強化することを求めた。</p> <p>(改善)</p> <p>・2007年8月5日、外貨管理条例が改訂され、經常項目外貨集中制度が撤廃された。</p> <p>・2009年7月6日より中国と香港との間で人民元建貿易決済が実施された。人民元貿易決済の対象は、上海、広州、深せん、東莞、珠海所在の中国当局により認可された企業と香港、マカオ、ASEAN諸国との間の貿易取引のみ。</p> <p>・2010年6月17日、中国人民銀行ほか5つの政府機関は、『対外貿易の人民元建て決済の試行拡大の問題に関する通知』(銀発[2010]186号)を公布した(即日施行)。同通知は、一部の地域・国との貿易取引についてのみ認めていた人民元建て決済をすべての国・地域に拡大し、新たに18省(自治区・直轄市)をこの試験実施地域として加えている。中国政府が人民元の国際化推進のために行った今回の拡大は、一部の都市を対象とした試験計画(2008年12月-2009年7月)が開始されて以来の大きな措置である。</p> <p>・2010年12月1日、「輸入外貨支払い照合の改革関連問題に関する通知」が施行され、件別ごとの輸入照合作業が不要となった。</p> <p>・2011年1月1日から、輸出業者は一定の条件を満たせば輸出代金を外貨のまま海外の銀行口座に保有することが認められるようになった。</p> <p>・改善が図られた点としては、中国・日本間決済で人民元での決済が可能となった点が挙げられる。</p> <p>・2011年8月24日、貿易取引・サービス貿易取引の人民元建て決済可能地域が中国全土に拡大された(「クロスボーダー人民元建て決済地域の拡大についての通知」(銀発[2011]203号)。また2012年2月3日、輸出取引について輸出代金のクロスボーダー人民元建て決済が全企業に認められた(「輸出取引人民元決済企業管理の関連問題に関する通知」(銀発[2012]23号))。これにより、輸出、輸入決済を有する中国現地法人がクロスボーダー人民元建て決済を用いた為替マリー取引が可能となった。</p> <p>・2011年12月1日、「貨物貿易外貨管理制度の改革の試行措置の広告」およびその手引き、実施規則に基づき輸出受け取り照合制度の廃止がパイロット地域で試行した。</p> <p>・2012年8月1日以降、輸出外貨受け取りおよび輸入外貨支払い共に中国全土で照合手続きが廃止され、企業分類(A類、B類、C類)ごとの管理へと移行した。A類企業(コンプライアンスを遵守輸出入手続きを整然と行う企業)には外貨受け取り・支払い手続きを簡素化、B類、C類へと外貨受け取り・支払いの管理と手続きを厳格化している。管理方法を全件検査からモニタリングにより異常値を示した企業に実地検査登記を行う方式に移行した。(「貨物貿易外貨管理制度改革に関わる公告」(外貨管理局公告2012年1号))</p> <p>・2012年8月1日、90日超の輸入延払い、輸出前受け決済等により発生する与信残高を登記により限度額を管理する貿易与信登記管理制度が停止され、代わって30日超の前受け、前払い、90日超のユーザンス回収、延払い、90日超のL/C方式等により決済する貿易外貨収支について報告を要するモニタリングシステムを導入して、前受け残高比率や前払い残高比率、ユーザンス回収残高比率、延払い残高比率について一定の基準を設けてそれを超える場合は実地検査(オンサイト検査)に移行する方式を導入した。(「貨物貿易外貨管理法規関連問題の通知」(匯発[2012]38号))</p> <p>・2013年7月24日、中国国家外貨管理局は、サービス業を対象に外貨規制を簡素化する通知(准発[2013]30号)を発表。</p> <p>①サービス貿易における外貨取引に必要な当局審査を廃止して、金融機関で直接行えるようにする。</p> <p>②5万ドル以下の少額サービス貿易について取引証明書の審査を原則不要とする。</p> <p>③それ以外の取引についても、現行の数10種類の審査規定を簡略化・統合する。主管機関の称号、届出文書の大多数の審査要求を廃止する。外貨受け払いの税務証明を廃止する。</p> <p>④「サービス貿易外為管理ガイドライン」及びその実施細則を定め、50余りの関連法規・文書を廃止し、対外業務主体によるサービス貿易の外貨手続に対し、系統的で明確かつ透明な法規的根拠を提供する。</p> <p>⑤国内機関のサービス貿易による外貨収入を国外で預け入れる条件を緩和し、企業・グループがサービス貿易の外貨収入を国外に集中して預け入れることを認める。</p> <p>⑥サービス貿易による外貨資金の流入と流出の双方向の監視を強化し、マクロ分析、中韓関し、マイクロ検査を緊密に結びつけた非現場監督管理システムを確立し、必要な現場チェック、検査を補助として、リスクコントロールを強化する。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2014年6月11日、中国人民銀行(中央銀行)は対外貿易の安定成長を支援するため、企業の資金調達ルートの拡大、個人貿易における人民元建て決済の承認、人民元為替レートの形成メカニズムの改善などの措置を実施する方針を発表した。 外貨管理局が舵取りをして、税関・税務局との DATA 共有化が進んできたので、輸入・輸出貿易に関わる送金・入金・増値税還付等の手続が簡素化されている。 中国国家外貨管理局は、2012年9月から北京および上海の選定された多国籍企業を試行企業として、指定された外資銀行及び国内銀行の口座を通じて、グループの外貨資金を集中的に運営管理するパイロットプログラムを試行してきたが、2014年4月18日、国家外貨管理局は「『多国籍企業外貨資金集中運用管理規定(試行)』の公布に関する通知」(匯発[2014]23号)を発行し、2014年6月1日から全国的にパイロットプログラムの適用を拡大した。 2014年、「上海滬発[2014]26号」により手続が簡素化された。 2018年11月23日、「自由貿易試験区の改革深化・革新の支持の若干措置に関する通知」を發布した。 (http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-11/23/content_5342665.htm) <p>【金融改革の推進】:</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易試験区における銀行業金融機構が、法令遵守・リスクコントロールが可能という前提において、国外機構のために人民元デリバティブ商品等の業務を行うことを許可する。 自由貿易試験区が、その特徴に合致する会計システムに基づいて、人民元クロスボーダー業務を展開することを支持する。 		
自動部品 日機輸		(2)	日本払支給与の送金困難	<ul style="list-style-type: none"> 日本親会社は日本での社会保険料を支払う義務があるので、給与計算を日本でやり、個人負担分を立替納付する必要がある。また、単身赴任の場合は留守家族用に日本で給与等支払いを行う必要もある。然るに、中国現地法人から親会社への立替金送金を許可されている会社とそうではない会社、地域が混在する。 2013年の国家税務総局公告第19号(通称19号公告)では、駐在員給与等の中国現法と親会社との金銭の送金を許諾していると解釈できるが、現在の為替運用方法と明らかに矛盾している。 日本で採用された中国国籍社員については、中国で勤務する際に中国人民元で給与を支払うように指導され、日本の銀行口座に日本円で立替払いした場合には送金することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 何等かの証憑類を提示する事で、親会社の立替えた給与等件費の中国現法からの送金を許諾してほしい。 通達等はなく突然変更されたものであり、不透明な運用をしないでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨管理条例[2013]19号公告 サービス貿易に係わる外貨管理法規(匯発[2013]30号) サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告[2013]40号
建産協 建産協 日機輸 日機輸 日機輸 日商 日製紙		(3)	債権・債務の相殺の困難	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社は中国子会社にサービスフィーを支払う一方で、中国子会社は日本本社に借入保証料を支払うことがある。中国から日本へ借入保証料を支払う際に、送金手数料の方が高いケースがある。相殺処理できないため、中国現地で非合理的な費用が発生してしまう。 親子会社間であっても債権債務の相殺が認められておらず、送金手数料等の費用が発生することとなる。 人民元売り・外貨買の為替予約を行う場合、5日ルール(外貨買い後5日以内に送金実施)がある。 日本親会社・中国子会社との債権債務の相殺が認められず業務工数が大。 認可された多国籍企業は、グループ間の外貨建債権債務の相殺が可能となったが、その対象は一部に限られている。余分な経費、事務処理を圧縮すべく、その範囲を拡大させてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な債権・債務相殺について、規制を緩和するように。 規制緩和により、親子会社間での相殺処理ができるよう要望したい。 為替リスクヘッジを妨げる要因であるため、見直して戴く。 親子間限定でも債権債務の相殺を認めてほしい。 規制の緩和、外貨貿易決済の改善等。 	<ul style="list-style-type: none"> 「多国籍企業外貨資金集中運用管理規定(試行)」の公布に関する通知(匯発[2014]23号)

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <p>・2014年4月18日、中国国家外貨管理局は、国家外貨管理局は『「多国籍企業外貨資金集中運用管理規定(試行)」』の公布に関する通知(匯発[2014]23号)を発行し、2014年6月1日から全国的に指定された外資銀行及び国内銀行の口座を通じて、グループの外貨資金を集中的に運営管理するパイロットプログラムの適用を全国的に拡大した。</p> <p>これにより認可された多国籍企業は、中国国内および海外のメンバー企業間の外貨建債権債務の相殺が可能になり、メンバー企業のクロスボーダーの外貨決済手数料および外貨交換にかかる手数料が節約されることになる。</p>		
	日機輸	(4)	現地下請企業の海外調達に対する外貨送金規制	<p>・中国国内プロジェクト向けに、サブコンとして中国企業(自社工場、合弁会社を含む)を起用する場合、外貨送金規制により、中国国内調達品に対しては外貨を受領できない。</p> <p>やむなく中国企業とのコンソーシアム、Off/On portion 契約分割などとせざるを得ず、実態にそぐわない契約形態、契約責任が曖昧、客先にとっても不便などの不都合が発生。</p>	<p>・海外企業との契約においては、外貨送金規制を撤廃。</p>	
	建産協	(5)	急激な為替変動	<p>・中・米・日の政策変更により、急激な為替変動が発生しており、中国からの輸出メリットの維持継続が困難。</p>	<p>・為替安定。</p> <p>・為替予約手続きの簡素化。</p>	
	日機輸	(6)	人民元建てクロスボーダー資本取引規制	<p>・人民元建てのクロスボーダー資本取引(預け金・配当等)が人民銀行の承認事項となり、実質全て停止されている。</p>	<p>・クロスボーダー資本取引の自由化。</p>	<p>・人民銀行 銀発 306号</p>
	日機輸	(7)	中国内の非融資性債権に対するクロスボーダー担保制限	<p>・中国内取引に対するクロスボーダーでの担保(外保内貸)について、融資性債権に対するものに限定されているため、通常の売買取引等におけるクロスボーダー担保が認められない。</p>	<p>・中国内の非融資性債権に対するクロスボーダー担保の自由化をお願いしたい。</p>	<p>・「クロスボーダー保証外貨管理規定」公布に関する通知([2014]29号 国家外貨管理局)</p>
	日機輸	(8)	クロスボーダープーリング規制の不明確	<p>・税務当局が銀行を集めた説明会において、口頭説明のみで説明内容について文書による通達がないことが多く、各種措置の強制力や判断基準が不明確となり、対応に苦慮することが往々に発生する(域外貸付取扱規制等)。</p>	<p>・明確な文書化(通達)をお願いしたい。</p>	
				<p>(対応)</p> <p>・2014年11月「中国人民銀行、多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知」(銀発[2014]324号)が公布され、人民元クロスボーダープーリングは全国で取り扱いが可能になった。</p> <p>・2015年9月、中国人民銀行総行が「中国人民銀行、多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリングを展開することをさらに利便化することに関する通知」(銀発[2015]279号)を公布しており、本スキーム導入により、グローバルベースでの資金効率改善が見込まれた。域内外参加企業のキャッシュフロー(除くファイナンス目的)をベースとした枠組みで人民元の資金調達、放出が可能となる。</p>		
	日機輸 日製紙	(9)	三国間貿易の決済手続き厳格化	<p>・三国間貿易の決済に係る必要エビデンスが厳格化され、B/L 原本の提出が必須となった。Air Waybill での対応もできなくなり空輸での三国間取引が不可能になるなど、貿易取引における大きな障害となっている。</p> <p>・三国間貿易の外貨決済(送金)につき、取引の真実性の確認が難しい事から、最近では手続きを厳格化する傾向にある。証憑確認の厳格化が求められているが、輸出通関も輸入通関も行わないことから、貿易決済時に中国では必要な書類が十分に揃わないため、船荷証券の原本提出といった対応が難しく、今後の企業経営に大きな影響を及ぼす可能性があり、自由貿易とは真逆の方向に進みつつあることを懸念している。</p>	<p>・従前どおり、B/L、Air Waybill については、公章押印済のコピーでも決済可能としていただきたい。</p> <p>・規制の緩和。</p> <p>・外貨貿易決済の改善等。</p>	<p>・匯発[2016]7号</p> <p>・匯総発[2016]103号「国家外貨管理局総行より銀行外貨業務規則違反事例についての通報」</p> <p>・国家外貨管理局総行</p> <p>・「国家外貨管理局総行から銀行外貨業務規則違反事例についての通報」</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JPETA 日化協			<ul style="list-style-type: none"> ・三国間貿易の代金決済におけるエビデンスの厳格化等銀行向けの口頭指導による規制が強化され、対応に苦慮している。 ・日本・中国・イラクの三国間取引で、製品(物流)は日本から直接イラクへ発送し中国を経由しない。中国から日本への代金支払いについて、製品(物流)と異なる代金支払いの為、中国外貨管理局が代金支払いに必要な書類が度々変更、支払いが制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭指導という形での規制ではなく、法律・規則に基づき、書面、且つ、企業に十分な準備期間を与えたい等の政策発表をしてほしい。 ・左記取引の簡易化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行からの通知書・口頭指導
	日機輸	(10)	出資持分代金の調整不可	出資持分譲渡にあたり、closing 時の当該企業の資産状況に応じて売買代金の調整を行うことが一般的に行われるが、中国においては、出資持分譲渡にかかる許認可との関係および対外送金の可否が不透明であり、このような調整ができない。	左記売買代金の調整における手続きの明確化をお願いしたい。	
	日機輸	(11)	中国顧客からの外貨送金や信用状の開設難	中国のお客様からの外貨送金や信用状の開設がスムーズに行われなくなった。 (お客様と外貨管理局?との手続きが煩雑で時間がかかる)	契約書に基づいて、円滑に送金・信用状開設ができるようにしてほしい。	
13金融	日機輸	(1)	短期対外債務の延期・ロールオーバーの不利益	短期運転資金に関し、中国銀行業監督管理委員会(銀監会:CBRC)指導に基づきロールオーバー不可となっている。資金調達環境は柔軟性が欠けている。	当該指導の見直しを要請する。または当該指導を撤回してほしい。	一部の資本項目外貨業務管理のさらなる明確化及び規範化に関する問題についての通達(匯發[2011]45号)
	JPETA	(2)	厳格な運転資金借入要件	金融機関からの運転資金目的の短期借入に関し、支払事実を証明する書類を銀行に提出しなければロールオーバーができない制度となっているが、売掛金回収遅延が常態化している中国においてこのような制度では資金を回すことは困難。	制度を諸外国並みに緩和して欲しい。	流動資金貸出暫定弁法
	日機輸	(3)	国外貸付への規制強化	人民元建ての域外貸付において、最低預入期間・貸付期限(6ヶ月)、ロールオーバー回数(1回のみ)、貸付先での外貨転の禁止といった制約がつけられている。 中国各地の国家外貨管理局(SAFE)によって、承認の基準にばらつきがあり、全国一律の運用となっていない。	域外貸付の規制撤廃して頂きたい。 各地の国家外貨管理局の運用・承認基準の統一を図って頂きたい。	中国人民銀行通達(2016年306号分)
	日機輸	(4)	金融関連ルールの変更に伴う突然の変更	金融情勢の変化に応じて金融関連ルールの変更が頻発し、且つ唐突に実施され、資金決済等の実務に重大な支障をきたしている。	金融関連ルール変更に当たっては、公布から施行まで十分な猶予期間を設定願いたい。	
	日機輸	(5)	外貨兌換枠の撤廃または拡大	個人の外貨から人民元への両替について5万ドル/年の兌換枠が過去10年以上変更されておらず、本社派遣の留学生等が兌換枠不足のため、銀行経由で外管局への兌換枠拡大の個別申請を余儀なくされている。	兌換枠の廃止または、中国の物価/給与水準の上昇に合わせた枠の拡大を希望する。	
	日機輸	(6)	外貨管理関連法令解釈等の地域差	外貨管理に関わる法令解釈等の地域差が大きく、特に人民元から外貨への両替に関する窓口指導内容が地域により異なり、混乱が生じているため、統一化されることを望む。	外貨管理関連法令解釈等の地域差の撤廃。	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(7)	グループファイナンスの未定義	<p>・現行規定上、銀行から借りた資金(或いは社債発行で調達した資金)を同じ金利条件で同企業グループに属している会社へ転貸する場合のみ、増値税が免税扱いとなる。しかし、「グループ」の定義に対する各地税務局の見解が不明瞭。</p>	<p>・グループ企業間の財務・資金運用を円滑に行えるため、「グループ」の定義と見解を統一してほしい。</p>	
14	税制	時計協 日商 日製紙 建産協	(1)	<p>高率の増値税賦課による競争力の低下</p> <p>・2006年4月よりCIF RMB10,000以上の商品に対して20%の消費税がかけられるようになった。</p> <p>・段ボールシートを輸出する場合、増値税17%が課税される。(段ボールケースの場合は13%還付され、4%課税となる。)</p> <p>・通常の中国への輸入に関して、関税(平均10%、一部の電器部品は20%超)が掛かるため、輸入販売の価格競争力がなくなる。また、中国からの輸出販売にも、増値税の還付はあるものの、税金が掛かるので、輸出販売の価格競争力がなくなる。</p> <p>(対応)</p> <p>・中国の税収は、間接税が約6割を占める構造的特徴にある。2008年度の中国税収において、国内増値税は税収総額の22.4%を占め、対前年度比23.3%伸びている。これは中国の国内消費を付加価値の増加に対応している。</p> <p>・輸入増値税は、関税(場合によって消費税)が加算されて課税される。輸入増値税額=(課税価額+関税額+消費税額)×17%(一部13%)</p> <p>・2016年3月24日、財政部および国家税務総局は「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号)を公布した。営業税の対象業種・サービスを増値税に移行する改革は、2012年1月から上海市で試行が始まり、2013年8月からは全国で実施され、2016年5月1日から全ての業種・サービスが増値税の対象となる。</p>	<p>・消費税の削減。</p> <p>・輸出の際の増値税の引下げ(国際競争力がなくなる。)</p> <p>・関税の引下げまたは撤廃。</p>	<p>・関税規則、条例</p> <p>・中国関税等</p>
	JPETA	(2)	増値税の複雑・不還付・遅延	<p>・在庫商売・薄利商売の企業は、仮払増値税>仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。</p> <p>・保税区でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上・税務上の処理が不明確。</p> <p>・増値税還付が受けられる、受けられない、あるいは還付率が物品で異なる。</p> <p>・中国の増値税(付加価値税)は、中国独自の取扱ルールが設定されているため、日本の消費税が全額100%還付されるのに対し、中国では輸出品目によって還付される還付率が設定され、輸出増値税還付が一部しか受けられない。また厳格な手続きの簡便化が望まれる。</p> <p>(対応)</p> <p>・2006年9月14日、「一部商品の輸出税還付率の調整及び加工貿易禁止類商品目録の追加に関する通知」(財税[2006]139号)を公布して増値税還付率の取り消しまたは引下げた。</p> <p>・2007年1月、鉄鋼製品の83項目で還付を廃止し、76項目で還付率を5%に引き下げた。(「還付率適用商品の拡大」(国税発[2007]862号)及び「鉄鋼還付率に関する取扱」(財税[2007]64号))</p> <p>・2007年7月、輸出品目の37%で還付廃止553品目、還付率引下げ2268品目を実施した。</p> <p>・2008年リーマンショック後、景気刺激策に転じ、輸出支援策として増値税還付率の引き上げを断続的に実施した。</p> <p>・2010年4月13日、中国財政部、税関総署及び国家税務総局は、2010年に輸入関税・増値税が免除される又は免除されない重大技術設備・部品の目録を更新するため、『重大技術設備の輸入税収政策暫定規定に係る目録の調整に関する通知』(財関税[2010]17号)を共同で公布した(2010年4月25日より施行)。</p> <p>更新される目録は、(1)『国家が開発を支持する重大技術設備・産品の目録(2010年改訂版)』(以下、『技術設備目録』)、(2)『重大技術設備・産品に関する主要部品・原材料商品目録(2010年改訂版)』(以下、『部品・原材料目録』)、(3)『非免税輸入重大技術設備・産品目録(2010年改訂版)』(以下、『非</p>	<p>・未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。</p> <p>・増値税還付手続きの簡素化。</p> <p>・国外輸出上時に回収できない増値税は100%還付して頂きたい。</p>	<p>・財税[2012]39号</p> <p>・輸出貨物労務増値税</p> <p>・消費税管理弁法</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>免税目録』からなる。</p> <p>『技術設備目録』に列挙された重大技術設備自体は財政上の特典を受けることはできないが、当該設備の生産に使用される部品と原材料で、『部品・原材料目録』に列挙されているものは、輸入関税と増値税の免除を受けることができる。『非免税目録』に列挙された重大技術設備の部品と原材料は、輸入関税と増値税の免除を受けることができない。各目録は毎年更新され、2010年改訂版の各目録は、2009年版の各目録に取って代わる。</p> <p>・2010年7月15日より、鋼材や非鉄金属加工材、プラスチック、農薬等6分野、406品目に対する5～17%の増値税還付を廃止した。資源エネルギー多消費や低付加価値製品について輸出支援策を解除へ転じる措置として注目される。</p> <p>(改善)</p> <p>・財政部及び国家税務総局は、2004年12月10日「一部IT製品に対する輸出増値税還付率引上げに関する通達」を公布、11月1日施行としたが、具体的な実施日は輸出増値税還付伝票に税関が記載した輸出日を基準となった。</p> <p>本通達により、従来還付率13%であったハイテク関連製品(集積回路、移動通信設備、液晶ディスプレイ、ハードディスクドライブ、携帯無線電話及び数値制御型工作機械等40品目及)の還付率は17%へ引上げられた。</p> <p>・国家税務総局は2005年3月29日、「保税区を経由する輸出貨物の輸出税額還付申請の関連問題に関する同意」(国税函[2005]255号)を發布し、保税区を通じて輸出した場合の増値税還付について、保税区税関は商品全てが輸出された後に輸出還付専用の通関証明書を発行し保税区外企業はそれをもって増値税の還付を行うとされたが、通関証明書の発行日付は、商品が最初に保税区に搬入された日とされたことから保税区外の輸出企業が還付申請期限に間に合わない問題があったが、今回の通知により保税区から最後に輸出された貨物リストに税関が注記した日を基準として還付申請を可能とした。</p> <p>・国家税務総局は、地方による増値税還付の取扱が異なる問題を整理するため「輸出貨物の還付税に関する若干問題の通知」(2006年7月12日公布、同7月1日から遡及施行)を公布した。同通知は、消費税は還付の対象とならないこと、増値税還付手続に必要な書類と手続期限が明確に規定し、申告期限に遅延した場合には還付を行わないこと、還付申告が適正且つ期限内に行なわれない場合には増値税を還付しないで国内販売扱いと見做すことを明記する。</p> <p>・財政部、国家発展改革委員会、商務部、税関総署及び国家税務総局の5機関は、「一部商品の輸出税還付率調整及び加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知」(2006年9月14日公布、同9月15日施行)により広範な輸出品の増値税還付率の調整を行なった。</p> <p>今回の調整は、貿易摩擦の回避、資源確保、産業構造の調整を目的に実施されたと言われる。還付率引下げの対象となった品目は、原料及び加工度、付加価値の低い工業品が大部分を占めている。</p> <p>内訳は、還付を取り消された品目は、石炭、シリコンなど非金属鉱産物、水銀電池、木炭、枕木など木材製品など255品目、還付率が引下げられた品目は、鋼材(11%から8%)、セメント(13%から11%)など1,130品目、還付率が引上げられた品目は、発電設備などの重要設備装置、コンピュータ部品など一部IT製品、バイオ医薬品、輸出奨励ハイテク製品(11%から13%)、農産品を原料とする一部加工品(11%から13%)など191品目。</p> <p>・2008年11月12日、国務院常務会議において、内需拡大策として3770品目の輸出増値税還付率を引き上げることが決定された。</p> <p>・2009年1月からの増値税法の改正(生産型から消費型への転換)により、従来は固定資産原価として認識する必要の有った増値税の仕入控除が可能になった。</p> <p>・中国はリーマンショック後、景気刺激策に転じて、2009年6月まで7回にわたり合計8,000を超える品目について、増値税還付率の引き上げを行った。</p> <p>・中国税収(速報版)のデータによると、税収総額が2008年度5.4兆円で対前年度比18.8%増、2009年度(速報版)6.3兆円で対前年度比9.1%増と増収を続けた。国内増値税(輸出還付控除前)の総額は、2009年度18,820億円で対前年度比5.8%増であったのに対し、増値税輸出還付の総額は5,866億円で対前年度比10.6%増となった。以前は増値税の輸出還付が大幅に停滞した時期があったが、最近はかなりタイミング良く還付されるようになってきている。</p>		
	日鉄連	(3)	増値税還付率の不安定・変更	<p>・2006年9月以降、輸出急増に伴う海外との貿易摩擦回避のために、鉄鋼製品に対する輸出増値税の還付率が段階的に引き下げられてきたが、2008年後半以降は世界的な需要低迷により輸出が急減。輸出奨励の観点からこれまでの方針を一転させ、段階的に還付率引上げを実施。</p> <p>2010年6月22日、財政部は鉄鋼製品48品目(HS)で還付率(従来9%)の撤</p>	<p>・安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。</p>	<p>・財政部 关于取消部分商品退税的通知(财税[2010]57号)</p> <p>・関税法</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日鉄連			<p>廃を発表、7月15日より実施。省エネ・排出削減に向けて、資源・エネルギー消費の多い製品の輸出抑制を図る方針の一環。</p> <p>2013年1月1日、増値税還付率の一部拡大(9%→13%:旧コード:722790)から細分し新設した7227.9010、7227.9090が対象)。</p> <p>・2015年1月1日、ボロン添加合金鋼を対象にした増値税還付制度が廃止。但し、合金鋼鋼板類については、制度が存続。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国政府は輸出抑制から輸出促進政策に転換し、2008年8月1日より労働集約製品を中心に輸出増値税還付率の引き上げに転じた。 ・2008年12月1日より中国政府は、労働集約製品、機電製品合計3770品目の輸出増値税還付率を引き上げた。 ・2009年1月、技術水準が高く高付加価値の機電製品553品目の輸出増値税還付率を引き上げた。 ・2009年3月27日、中国財政部及び国家税務総局は、軽工業品、繊維、IT製品等3802税目の輸出増値税還付率を引き上げる通知『税務[2009]43号』を公布した。 ・2009年6月1日より、中国国家税務総局は、輸出の安定維持を図るため、輸出増値税還付率を引き上げた。加工農産品(15%)、TV用発信設備やミン等機電品(17%)、鉄鋼製品(9%)など。 ・2012年7月1日、輸出貨物・役務の増値税と増値税政策に係る多数の規定や通達を整理するため、中国財政部と国家税務総局の「輸出貨物・役務の増値税及び消費税政策に関する通知」(財税[2012]39号)および国家税務総局2012年第24号公告を施行した。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年1月1日、ボロン添加合金鋼を対象にした増値税還付制度が廃止された。(但し、合金鋼鋼板類に関しては増値税還付制度が存続) 		
	JPETA	(4)	保税區企業の増値税の仕入税額控除の限定	<p>・保税區企業においては人民元建で調達した材料・資材及びその他費用支払い時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税區(自貿區)に進出するメリットがない。</p>	<p>・日本と同様、未収増値税は確定申告により還付を受けられるようにしてほしい。</p>	
	日機輸	(5)	営業税から増値税への移行改革による税負担増	<p>・2016年7月より5%の営業税が増値税へ完全移行され、全国にて増値税の統一化が実施された。それに伴い、会社としては営業税税率の5%から増値税税率の6%に適用変更となった為、税負担が増加した。</p>	<p>・企業所得税との相殺で税負担を軽減させる為、サプライヤ等に対し可能な限り増値税専用発票での請求を依頼しており、これに対するサポート。</p>	<p>・財税[2016]36番 国家税務局 営業税から増値税に変更の試行通知</p>
	フル工自動部品	(6)	税務局への増値税専用発票の発行義務	<p>・営業税から増値税への税制改正により、小規模納税者(会社)は税務局の窓口で増値税専用発票を発行しなければならない。航空チケット代理店(小規模な会社)がチケットを購入してくれる時の増値税率は3%で金額も小さくないが、基本的に普通発票しか発行してもらえないため増値税の控除ができない。控除のための専用発票を発行してもらうには、都度代理店に交渉して、税務局の窓口で発行してもらう必要あり。</p> <p>ホテルの宿泊や通信設備のリース等、税率は3%。ホテルや通信会社が小規模の場合、その場で専用発票を発行できない。</p> <p>そのため、出張者が専用発票を受領できないことが多く、増値税控除の機会を逸し、会社の費用負担増となっている。</p>	<p>・規制の緩和。</p> <p>・専用発票発行の容易化。</p>	<p>・国家税務総局による営業税から増値税への変更時関係問題の公告</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 自動部品 自動部品	(7)	移転価格調査の恣意的実施・徴税強化・地域格差	<ul style="list-style-type: none"> 中国全体及び地方政府の徴税不足を背景に、独自解釈に基づいた移転価格税制の執行による徴税強化の動向が見られる。中国域内における正常な事業活動を維持する上で重大なリスクとなっている。 税務当局は、適正な取引を不当な所得の海外移転とみなし、実務上、役務提供契約の中身とその合理性、関連者の情報、役務料金を支払った企業が対象役務から確実に便宜を得ているかの観点で審査を厳しく行なうことから、税務コンサルタントを雇用して問題を乗り切った。 独自解釈に基づく移転価格税制の徴税あり。また、地域によりその指摘内容や基準に同一性が欠ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の状況を客観視した適正な税制の執行をお願いしたい。 移転価格課税は、二国間の課税権にかかわる問題であることから、中央当局による適切な指導を要望したい。 同一基準に従った適正な税務調査の実効。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税法 企業所得税法実施条例 特別納税調整実施弁法（2009年1月より施行）、等
	日機輸 日機輸	(8)	みなし課税の適用	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格課税と称して、企業の実態に合わないみなし利益率による課税が実施されている。また、二重課税を救済する為の相互協議が機能していない。 移転価格では、一定の利益水準を求められる(みなし利益率課税)。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年2月20日公布「非居民企業所得税査定徴収管理規則」(国税発[2010]19号)は、税務機関が非居住企業の「みなし利益率」を確定することができる基準を、①請負工事建設、設計及びコンサルティング役務に従事する場合、利益率は15～30%、②管理サービスに従事する場合、利益率は30～50%、③その他の役務又は役務以外の経営活動に従事する場合、利益率は15%以上と定めている。但し、税務機関は、非居住企業の実際の利益率が上記基準を明らかに上回ると認める根拠を有する場合、上記基準より高い利益率に照らしてその課税所得額を査定することができる。 2015年に中国の国家税務総局は、税徴収手続の簡略化及び便宜化を図るために「企業所得税優遇政策事項取扱弁法」(国家税務総局2015年第76号公告)を公布した。これにより、企業所得税優遇政策事項に対する「審査認可」管理は、「届出」管理に変更された。その後、改革をさらに推し進め、税徴収環境を最適化するために、2018年4月25日に国家税務総局は、改正「企業所得税優遇政策事項取扱弁法」を公布した。 (http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3429104/content.html) 同時に、従来の「企業所得税優遇事項届出管理目録(2015年版)」に代わるものとして、「企業所得税優遇事項管理目録(2017年版)」を公布した。その後、改革をさらに推し進め、税徴収環境を最適化するために、2018年4月25日に国家税務総局は、改正「企業所得税優遇政策事項取扱弁法」を公布した。同時に、従来の「企業所得税優遇事項届出管理目録(2015年版)」に代わるものとして、「企業所得税優遇事項管理目録(2017年版)」を公布した。 (http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3429104/content.html) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業実態にあった利益率での課税を行うように改めてほしい。 日中二国間での取り決め、統一化。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税法
	日機輸 製薬協	(9)	日中二国間のAPA制度の不活用	<ul style="list-style-type: none"> 中国における日中二国間APAの申請先は市及び自治州以上の税務機関が受理することとなっている。複数の確認対象法人が一つのAPAに含まれる場合には、国家税務総局(SAT)が主体的に関与し、支援、指揮を行うこととしているが、実際には統一見解が得られるまでに長期間にわたる調整が必要となり、その間APAの申請自体ができない状況となる。 中国子会社との取引について日中バイラテラルAPAを申請しているが、従来より中国側で受理されずに相互協議が始まっていない。加えて、中国側のAPA申請ステップが変更になったことで正式申請受理までのハードルがさらに上がった。その上、日本側では相手国で受理されない場合には申請を取り下げようルールが改正された。これらにより日中バイラテラルAPAの申請およびその後の活用がより困難になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 二国間APAが両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA窓口の一本化、もしくはSATにより積極的かつ主体的に調整を行って頂きたい。 APA申請期間中は地方当局による移転価格税務調査を停止し、APA審査を優先するような手当をして頂きたい。 中国への投資が税制面の問題で妨げられないことがないように、日中双方の当局に対して交渉のテーブルについていただけるように申請要件を緩和していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約 企業所得税法 42条 同実施条例 113条 税収徴収管理法実施細則 53条

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				(対応) ・中国国家税務総局(SAT)発表の2010年度版APA年次報告書によると、2010年度に締結された二国間APAが4件、ユニラテラルAPAが4件であったと報告されている。なお、二国間APAの審査・協議段階にある件数は、2009年の13件から2010年21件と累増している。		
	JEITA	(10)	BEPS対応による移転価格税文書化義務の強化・手続き	・OECDが取りまとめているBEPS対応により、移転価格税制への対応が大きく変化している。マスターファイルや国別報告など具備資料の増加や移転価格文書(従来の同期文書)の更なる情報開示など、企業負担の増加が顕著である。	・2重課税解消をより円滑に実施してもらえ るような制限や義務の制定。	・改定国税発[2015]2号文 (案) ・BEPS最終報告書-行動計画13
	自動部品 日機輸 日機輸	(11)	税法の解釈・制度運用の恣意性	・特殊性税務処理については明確な規定があるにも関わらず、実際に投資性公司(統括会社)が既存の親会社出資現法を子会社化する傘下化(株寄せ)を実施しても担当税務当局からキャピタルゲイン課税の繰り延べについての承認を得られない可能性があるため実施することができない状況が継続している。 ・一部地域においては、もっぱら中国外で役務提供される貿易コミッションや中国内で提供されるPE適用要件を満たさない人的役務の対外送金に際して、一律使用料(特許権使用費)として企業所得税の源泉徴収を求められている。 ・CIE/CIES二社統合手続きにおいて、上海市税務局の見解が関連法令と異なっており、結果、適格再編処理が認められず、交渉の長期化と非適格再編への方針変更を余儀なくされている。具体的な問題点は以下の3点である。 ①上海市税務局の態度は明らかに関連法令を無視していること ②日本の国税庁にあたる国家税務総局も下級税務署に対して関連法令順守を徹底していないこと ③関係する税務局の各部署の見解が異なること、また同一部署でも見解変更が相次ぐこと	・準拠規定に沿って、企業が特殊性税務処理適用申請を提出したら担当税務当局が速やかに承認手続きをとるような対応を全国的に実施して頂きたい。 ・税法規定に沿った均一な税務運用。 ・関連法令の厳格な運用。	・中国国家税務総局公告2013年第72号 ・中国財税[2009]59号「企業再編業務に係る企業所得税処理に関する若干の問題についての公告」通称「59号通達」
				(対応) ・2008年1月1日、企業所得税法が施行され、国内企業、外資企業に共通して適用されることになった。外資優遇税制が撤廃され、内外企業の所得税を一律35%と規定している。 ・2008年4月24日、財政部、科学技術部、国家税務総局は、企業の資格取得を申請する際の要件と申請手続きを定めた「ハイテク企業認定管理弁法」を公布した。同弁法は、2008年1月1日に遡及して施行された。 ・2014年7月7日、国家税務総局は「中国(上海)自由貿易試験区の税務サービスのイノベーションを支持する通達」を発表した。また、上海市政府は同日に記者会見を開き、今後試験区内の企業向けに、同通達の内容を反映した「弁税一网通」という税務オンラインシステムを構築する方針。 ・2016年1月、「ハイテク企業認定管理弁法」が改正された(2016年1月1日施行)。これにより、通常、中国企業の企業所得税は25%であるところ、ハイテク企業であると認定された企業の企業所得税は15%となる。2016年改正は、①従来の弁法で存在していた、「直近3年以内」に取得した知的財産権、又は「5年以上の独占ライセンス」を通じた知的財産権の取得という文言が削除されたこと、②従来の弁法で存在していた、「大学専科以上の学歴を有する科学技術者が企業の当年度従業員総数の30%以上」を占めていなければならないという学歴要件が削除されたこと等にみられるようにハイテク企業の認定条件をいくつかの点で変更する一方で、監督管理を実効化しようとするものである。 ・2016年6月、改正「ハイテク企業認定管理弁法」の具体的細則を定めたガイドラインである「ハイテク企業認定業務手引」が改正された(2016年1月1日から遡及的に施行)改正前の業務手引においては、ハイテク企業の認定を受けるための基準として、「発明特許を1件以上又は実用新案特許・意匠特許・ソフトウェア著作権・集積回路配置利用権・植物新品種権を6件以上有すること」等が規定されていた。しかし、業務手引の2016年改正により、上記基準は無くなり、より実質的・総合的な基準により判断されることとなった。2016年改正も、2016年1月1日から遡及的に施行。 ・2017年6月、国家税務総局は、「ハイテク企業所得税優遇政策の実施に関する関連問題」の公告を發布した。本公告は、「ハイテク企業認定管理弁法」及び「ハイテク企業認定業務手引」を前提として、ハイテク企業所得税優遇政策の実施事項をより明確化しようとするものである。 (http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2684881/content.html)		

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで企業所得税に関する法律は、「企業所得税暫行条例」と「外商投資企業及び外国企業所得税法」の2本立てとなっていた。「企業所得税暫行条例」は、中国の国有企業、集団企業、株式会社などの内資企業に適用され、「外商投資企業及び外国企業所得税法」は、中外合弁企業、外資独資企業等の外商投資企業及び外国企業が適用対象となっていた。 2007年3月16日に「中華人民共和国企業所得税法」(主席令第63号)が公布され、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」(国務院令第512号)と併せ、08年1月1日から施行された。 同「条例」は、総則、課税所得額、納付税額、税収優遇措置、源泉徴収、特別納税調整、徴収管理、附則の全8章133条からなる。「中華人民共和国企業所得税法」の施行に伴い、その「企業所得税暫行条例」と「外商投資企業及び外国企業所得税法」は廃止された。また、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」の施行に伴い、国務院が公布した「中華人民共和外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」および財政部が公布した「中華人民共和国企業所得税暫定条例実施細則」は廃止された。 2007年9月17日、国家税務総局は「企業所得税率の調整に関する通知」を発表し、製造業、娯楽業など8業種の企業所得税率を引下げた。同局の『企業所得税査定徴収弁法』によれば、新税率は農林牧畜漁業3～10%、製造業5～15%、卸売・小売・貿易業4～15%、交通運輸業7～15%、建築業8～20%、飲食業8～25%、娯楽業15～30%、その他の業種10～30%となっている。これまでの企業所得税率は、製造業7～20%、娯楽業20～40%など。なお、不動産開発業の企業所得税率は据え置かれた。 租税法規に関する解釈があいまいな規定について予め納税者が税務当局に相談し取り扱い方針を確定する「納税コンプライアンス協定(Tax Compliance Agreement)」の制度が導入された。当面、特定企業を対象にパイロットプログラムとして実施予定。 		
	日機輸	(12)	税制実施規則の猶予期間の不足	<ul style="list-style-type: none"> 全般的に見て、税務や外貨管理の分野で実施細則が法施行直前や事後になる事例は減っていない。特に、大きな法令改正の場合には何らかの問題が生じている。 例えば、上海地区の増値税改革の際には、2012年1月1日施行にも関わらず、当社への通知は2011年11月末と直前であった。また実施細則が定まらなかったため、法令施行後も一部の請求書が発行できなかった。 また、2014年は固定資産の金額基準が引き上げられたが、4Qの大綱発令時点では詳細が固まっておらず、年末にかけて実務が把握できていくという実態であった。 また、2015年初からではなく2014年初に遡って適用という面倒な方式であった。2016年の増値税改革の全国実施は3月末に「5月1日から全面实施」と決まったが、明らかに準備期間が足らず、全国的に大混乱し業務に大きな影響があった。現在も進展なし。(2017年1月時点) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な実施と施行前の詳細規程の整備を図って頂きたい。 	
	自動部品	(13)	税制改正実施の不透明	<ul style="list-style-type: none"> 実施時期直前に税制改正が行われ、細則がその後になるため、実務の対応が実質出来ないケースがある。 <事例> 2014年に固定資産の金額引き上げが行われた。しかし2014年第4四半期時点の大綱発令では詳細が固まっておらず、年末になってようやく国税実務担当者から連絡が入る状況となった。結果、適用範囲が2014年期初に遡っての対応を要求される事態となり、会計管理上、非常に混乱してしまった。 土地使用税税率改正が不透明。城市土地使用税8元/M²から14元/M²に調整。 YTC 土地面積14,551.67M²、年間増加費用:87千元。 	<ul style="list-style-type: none"> 実務面を考慮した改正をして頂きたい。 新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 財税地字[1986]8号の規定による(2015年7月1日～) 山東省人民政府「城市土地使用税税率基準の調整通知」魯政字[2014]153号 山東省城市土地使用税税額表

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	医機連 日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 2015年下半期より不動産税(中国表記:房産税)の徴取。建物及び土地借入当初の取得価格から10%~30%の範囲内で地方政府が決定した控除率(上海工場は20%)で控除した金額に1.2%の税率を乗じた不動産税が2回に分けて(5月及び11月)課税される。 例:上海工場の場合 建物取得額(124,000千元)+土地借入額(10,600千元)=134,600千元 134,600千元×(100-20)%×1.2%≒1,292千元/年 5月、11月に2回に分けてそれぞれ646千元徴取される。 税務当局が銀行を集めた説明会において、口頭説明のみで説明内容について文書による通達がないことが多く、各種措置の強制力や判断基準が不明確となり、対応に苦慮することが往々に発生する(域外貸付取扱規制等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 新税制導入、税制や税率変更に際しては、事前の説明と透明性を確保して頂きたい。 明確な文書化(通達)をお願いしたい。 	
	フル工 自動部品	(14)	頻繁な税制改正	<ul style="list-style-type: none"> 税目が多く、税制改正時の作業対応が不明確。毎回変更する時、業務への負荷が大きい。作業量が急に増え、精度と納期が保証できない。 例) 国税:増値税(17%)、所得税(25%) 地方税:都市建設維持税(増値税の7%)、教育費付加税(増値税の5%)、印紙税(0.003%~0.1%)、個人所得税(3%~45%)、不動産税(従価1.2%、リース12%)、土地使用税(4.5元/平方M) 税関:関税(5~15%)、輸入増値税(17%)、輸入消費税(従価従量) 	<ul style="list-style-type: none"> 税制改正について、内容を十分に把握できるように、企業への指導会を実施してもらいたい。 中国と取引する海外企業も中国の税政策を把握できるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国増値税暫行条例 中華人民共和国所得税暫行条例 中華人民共和国印紙税暫行条例 中華人民共和国個人所得税実施条例 中華人民共和国不動産税暫行条例
	日機輸	(15)	税制改正の逐次的把握困難	<ul style="list-style-type: none"> 度重なる税制改正、特殊税制の一部地域への試験的導入等、日本本社側での税制改正の逐次的把握が困難。また、地域毎に税務当局のレベルに差があり、進出地域によっては不当な納税義務が生じうる点を問題視している。 	<ul style="list-style-type: none"> 均一且つ均質な税制体系の再構築。 	
<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年12月1日、中国国務院は、『中華人民共和国營業税暫定条例』の廃止及び「中華人民共和国増値税暫定条例」の改正についての決定』(決定)を公布した(2017年12月1日より施行)。 2018年4月4日、財政部、国家税務総局は「増値税税率調整に関する通知」(財税[2018]32号と「増値税小規模納税人標準統一に関する通知」(財税[2018]33号を公布し、増値税の税率を1%引き下げた。従来17%及び11%の税率が適用されていた全ての増値税課税行為(貨物、加工・修理補修、サービス、無形資産、不動産等を含む)について、税率は、それぞれ16%及び10%に調整される。2018年5月1日以降、ゼロ税率を除き、中国は依然として16%、10%、及び6%の3段階の増値税率を維持することになる。いずれも2018年5月1日より実施。 <ul style="list-style-type: none"> 貨物、加工・修理整備の役務、有形動産のリースサービス販売、一般貨物の輸入:17%⇒16% 交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産リースサービス販売、不動産販売、土地使用権譲渡、農産品などの貨物の販売・輸入:11%⇒10% 農産品控除率の引き下げ;農産品購入:11%⇒10% 税率16%の貨物を生産販売あるいは委託加工目的の農産品購入13%⇒12% 輸出還付税率の引き下げ:貨物を輸出:税率17%、輸出還付税率17%⇒輸出還付税率16% 貨物輸出、クロスボーダー課税行為:税率11%、輸出還付税率11%⇒輸出還付税率10% 						

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	自動部品	(16)	税務当局と税関当局間での通関価格評価の相違	<ul style="list-style-type: none"> 2009年1月1日以降、一定基準を超過するコンサルフィー、ロイヤルティの支払については中国の税務当局が支払名目、対価の妥当性を検証しているが、一方で税関も別の観点から対価の妥当性について着目、調査を実施している。税務当局、税関当局によって関連者間取引における着目点、見解が異なる点も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格同時文書が通関価格の評価に利用できるなど、一定の配慮を求めたい。 	
	自動部品 JEITA 日機輸	(17)	役務提供・出向者へのPE課税の拡大の解釈	<ul style="list-style-type: none"> 2010年度より中国進出拠点の内、広州市地区内の子会社への技術支援分を法人PE課税を受けて、現地で源泉所得税に代わる企業所得税を申告納付している。PE認定の根拠となる日中租税条約の解釈が6か月183日としても支援出張1日を1か月としてカウントされている。 駐在社員の給与の日本本社への送金が、PE対象と疑われ送金が止まることが多発していた。国家税務総局が細則を発行することで収束に向かっていたが、実際には発行されておらず再燃が懸念される。 日中租税条約通りに運用がされていない。 中国国内法(企業所得税法)では、外国企業が中国内で行う役務提供については、その法人所得税は全て源泉徴収方式での課税となっている。しかし役務提供が短期間(6カ月未満)で終わる場合は中国に課税権はないので、免税での送金が可能なはずだが、実際には税務局の判断で免税となることはほとんどない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中相互協議で議題として俎上に上げて頂き、租税条約の考え方を含めて改善して頂きたい。 恒久的施設の拡大解釈を止め厳格に運用すること。 日中租税条約の厳格な運用は国レベルで交渉すべき案件であり、この交渉を一企業にやらせないで欲しい。 もし、国が交渉を放棄するのであれば、源泉徴収された法人税について日本側で外国税額控除を取ることを正式に認めて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約 日中租税条約第5条5項 企業所得税法 租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知(国税函[2009]507号) 国税函[2006]694号3条 国家税務総局2010年2月20日公布「非居住民企業所得税査定徴収管理規則」(国税発[2010]19号) 日中租税中国及び外国間での租税条約 中国・シンガポール租税条約解釈通達(国家税務総局発2010年75号) 外国企業の派遣人員の中国内での役務提供に関する企業所得税関連事項の公告(国家税務総局公告2013年19号) 企業所得税法第58条
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年3月1日、「非居住者工事請負及び役務提供に関する税収管理暫定弁法」(国家税務総局第19号令)が施行され、中国内で建築、据付、組立、修繕等の工事請負、あるいは加工、修理、設計、技術指導等の役務提供を行なう非居住者は、工商登録の要否を問わず、プロジェクト契約あるいは協議の締結から30日以内に所轄税務当局に納税義務者としての税務登記手続きを行い、年末には確定申告が義務付けられる。当該工事あるいは役務の受益者であり源泉徴収義務を負う国内組織、個人にも源泉徴収義務が生じた日から30日以内に所轄税務当局に源泉徴収義務者としての登記手続きを行なうよう規定している。 2009年から中国税務当局は非居住者個人・企業への源泉徴収課税を強化してきている。中国の税法では、中国に職員を派遣し、実質的な営業や管理・コンサルティング活動を行ってれば、一定期間(日中租税条約では6ヵ月基準)を超えた場合もPE認定の前提となり、出向者が本社との労使関係を出向期間中も実質的に維持している場合PEの存在が認定され、PEに帰属する事業所得に対しては中国の企業所得税、営業税及び個人所得税が課税される可能性がある。 2013年4月、「外国企業の派遣人員の中国内での役務提供に関する企業所得税関連事項の公告」(総局公告2013年19号)が公布され、中国法人に出向者を派遣する外国企業がPE課税を受ける状況についての判断基準となる事項を明示した。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輪 自動部品	(18)	税務行政の地域による不統一	<ul style="list-style-type: none"> 同じ条文であっても、地方により解釈が異なり、統一した対応が取りづらい。 事例:五険一金制度 納税対象になるか否かは、税務署の所在する地域によって違う。同じ条文であっても、地方により解釈が異なり、統一した対応が取りづらい。 例:技術指導費用に含まれている航空券やホテル代等実費 	<ul style="list-style-type: none"> 国として統一した解釈を示して欲しい。 国として統一した解釈を示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制全般 中国税制法 サービス貿易に係わる外貨管理法規(匯發[2013]40号) 	
	JPETA	(19)	減価償却の残存価格の割高	<ul style="list-style-type: none"> 原則として減価償却の残存価額は取得価額の10%と高い為、税金コスト、除却時コスト負担大。 	<ul style="list-style-type: none"> 備忘価格まで償却させてほしい。(現在、日本の場合は1円) 		
	日機輪	(20)	出張者の個人所得税納税手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> PE税のうち出張者の個人所得税については、毎月管轄税務局の窓口まで直接支払いに行かなければならない。極めて非効率的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 振込ができるようにしてほしい。 		
	日機輪 日化協	(21)	出向者の日本の社会保険料会社負担分に対する個人所得税負担	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料事業主負担分を中国での所得の一部として、個人所得税を課税する動きが各地で見られる。課税の根拠として、税務局が主張する関連通達の廃止という理由は容易に納得しがたい。 2011年1月4日公布国家税務総局公告(2011)2号にて国税発(1998)101号が失効、廃止されたことに伴い、出向者の日本の社会保険料会社負担部分が個人所得税の対象となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮に課税するにしても明確な根拠規定を示していただきたい。 日本の法律で定められた社会保険料の会社負担については個人所得とは言い難く、個人所得税の非課税対象とするなどの措置を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家税務総局公告(2011)2号 国税発(1998)101号(廃止) 	
	日機輪	(22)	環境保護税の損金算入不可	<ul style="list-style-type: none"> 「環境保護税」の損金算入が認められない場合には、企業にとって企業所得税の負担増になる(「汚染物質排出費用」は損金算入可)。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業努力により数値改善(ex.前年度よりも環境保護税の納税額減少)した企業には、一定額の税金還付が適用されるなど、企業にとって税負担軽減となる措置を考慮頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国環境保護税法(2018年1月1日より施行) 	
	自動部品	(23)	現地輸入部品への技術費用課税	<ul style="list-style-type: none"> 関係会社への輸出部品(現地輸入部品)の技術費用課税に対する地区税関の主張が強く、不当に安価に販売(調達)しており、技術費用相当分の追徴課税を要求される。過剰に高い価格での部品販売は、現地の価格競争力を落とし、事業拡大の足かせとなりかねない。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社の輸出部品は技術許可契約(ロイヤルティ)対象外であるという主張をご理解頂きたい。 		
	日機輪	(24)	海外に委託した支援・開発費用の支払い額に対する課税	<ul style="list-style-type: none"> 海外関係会社に委託した支援費用や開発費用の支払い額に対する関税発生。 中国にある現法が海外にある親会社または関係会社から支援作業を受け、その対価を支払うケースにおいて、税関当局より輸入関税に該当する価値の納税を求められるケースがある。 			
15	価格規制	フル工 自動部品	(1)	価格規制	<ul style="list-style-type: none"> 親会社経由での自動車部品輸入は不当廉売を疑われ、上乗せ関税(5%)を徴収される。 	<ul style="list-style-type: none"> 親会社は手数料を取っているの上乗せ税金を廃止してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 海関総署第213令第四条(特殊関係)
16	雇用	日農工 建産協 JTA	(1)	賃金の急上昇	<ul style="list-style-type: none"> この数年来は毎年10%程度の賃金上昇がみられ、併せて社会保険の基数も毎年のように10%前後上昇している。 一時期の勢いほどではないが、最低賃金は継続して毎年5%程度上昇しており経営を圧迫している。 人件費が毎年高騰しており中国でのモノづくりによるメリットが無くなってきている。数年後には、外資系企業は他国へ流出する可能性は大だと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 新興国の賃金上昇は不可避であるが、緩やかな人件コスト影響を望む。 優良企業への税制優遇措置。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金法 出入境管理条例

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国における最低賃金の具体的基準は、省、自治区、直轄市の人民政府が定めることとなっている。 2008年4月1日、広東省の最低賃金が平均12.9%引上げられ、第1類の最低賃金が月当たり860元となり、深セン特区で850元、上海840元を上回った。 中央政府は金融危機に対応するため、2009年に最低賃金を据え置いた。2010年には、各地で10~20%の高い率で引上げられており、例えば上海市では正社員の法定最低賃金を2010年4月から1,120元に16.7%引き上げられる。広東省は平均21.1%引上げ、広州市は19.8%増の1,030元に、江蘇省は平均12.95%引上げ、天津市は12%増の920元に引上げられる。 2010年5月以降、外資系企業において賃金上げ等を要求したストライキによる労働争議が全国的に多発し、高率の賃上げにより決着するケースが多い。ストライキを収束するために、仲介役の地元の工会(労働組合)が大幅な賃上げを要求するのが一般的であるという。また、高率の賃上げ要求の背景には、外資系企業に務める中間管理職と農村出身の出稼ぎ労働者との賃金格差の拡大があるという。 2011年4月11日付JETRO通商弘報によると、各地の最低賃金の2009年~2011年3月の2年間の最低賃金の上昇率を比較すると、北京45.0%、上海33.3%、蘇州・無錫・南京34.1%、杭州・寧波36.5%、深セン46.7%に対し、広州は51.2%となっている。 2011年6月、「人力資源・社会保障事業発展第12次5カ年計画(2011-2015)綱要」に、①政府は2015年までに最低賃金を年平均13%引き上げる、②大部分の地域における最低賃金基準を都市部の就業者平均給与の40%に引き上げる、との目標を掲げた。 中国の省・自治区・直轄市の最低賃金の平均上昇率は、2011年22%(24地域)、2012年20.2%(25地域)、2013年17%(27地域)、2014年(7月まで)平均14%程度(16地域)と、依然として高いが、年々低下している。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年11月17日、中国人力資源社会保障部は、最低賃金の基準引き上げを暫時緩める通知を地方政府に発した。 		
	日機輸	(2)	労働者保護色の強い労働契約法	<ul style="list-style-type: none"> 中国の労働法は労働者保護の観点から規制が厳しく、従業員の職場ローテーションや世代交代等が困難となっている(労働契約書に職位まで記載される為)。また、世代交代できないことから、若い世代が会社を辞めて行ってしまう問題も発生している。 長期病欠者に対して代理者をその職に従事させるが、病欠者が復帰時に元の職位に戻れない場合は、本人の同意が無い限り会社側に合理的な理由があっても裁判となることがある。労働者が保護される判決となる可能性が高く、会社にとっては経済補償金等、負担が増加する。 契約更新3回目以降は無固定期限契約となり、労働者に明確な落ち度がない限り、会社と労働者が協議によって合意した場合のみしか契約解除することができず、会社が不適格と判断した労働者の入れ替えを適宜行うことが難しい。年度ごとに業績目標を取り決めて本人と共有することにより、会社側に認められた契約解除の理由付けとして使える可能性があるが、法廷論争に発展した場合の判決は未知数。労働契約法による過剰な労働者権利保護が人材の流動化を阻害している。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者、会社側の双方に公平な労働法に改めるよう、お願いしたい。 合理的な理由を証明する為に、詳細な証拠を求められるが、その準備に相当な時間と手間を要する為、労働法の改正をして頂きたい。 無固定期限契約の廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約法(2008年1月改正) 17条 労働契約の条項(3)労働契約期限(4)勤務内容および勤務場所(5)勤務時間および休憩休暇 42条(解除不可能)労働者に以下の状況がある場合、使用者は40条、41条の規定に従い労働契約を解除してはならない 1) 職業病の危険を伴う作業に従事・接触した労働者で、職位を離れる前に職業健康診断を受けていないか、又は、職業病の疑いのある病人で診断期間又は医学観察期間にある場合。 2) 本組織で職業病に罹病したか又は業務による負傷により、労働能力の喪失
	日機輸					
	日商					

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2008年1月1日、労働者の権利・利益の強化を図る労働契約法が施行された。また、同日、就業促進法、年次有給休暇条例が施行された。 ・2008年1月施行の労働契約法87条に、労働契約法に違反して労働契約を解除・終了した使用者は、契約解除時における経済補償金の2倍に相当する賠償金の支払い義務を負うと規定された。 ・労働法では、10年以上連続勤務した労働者は、無固定期間労働契約の締結を要求できる上に、労働契約法で同一労働者と2回連続して固定期間労働契約を締結した使用者に当該労働者と無固定期間労働契約を締結することを義務付けた。 ・労働契約法で使用者が労働者の利益と密接に関連する就業規則を制定・修正する場合、労働者側と平等な協議を通じて決定しなければならない。 ・2008年5月1日、労働調停仲裁法が施行された。 ・2008年9月18日、労働契約法実施条例が公布・施行された。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働契約法第19条に、使用者が合法的に労働契約を解除することができる14の事由を明記した。 		<p>失又は一部喪失が確認された場合。</p> <p>3) 罹病又は業務に依らない負傷により規定の医療期間内にある場合。</p> <p>4) 女子労働者が妊娠期間、主産期間、授乳期間内にある場合。</p> <p>5) 本使用者に連続15年勤務し、かつ法定退職年齢まで5年未満である場合。</p> <p>6) 法律、行政法規で規定されたその他の状況がある場合。</p>
日機輸 自動部品	(3)	残業時間の規制の厳格	<p>・現行労働法で決められた残業時間の制限が急激に発展している経済市場の現状と合わず、顧客に十分満足いくようなサービスが提供できないこと。特に改善は見られない。(2018年1月時点)</p> <p>・残業時間:「中国労働法第41条」で、月次残業時間は36時間を超えてはならないとある。違反した際、当局に処罰され、これを遵守すると従業員は残業費用が少なく、退職してしまうことがある。</p>	<p>・現状に合う柔軟性が欲しい。</p> <p>・業界から労働局へ残業時間の上限緩和の提案と製造業における派遣社員の総量規制の撤廃(サービス業などでは継続履行)。</p>	<p>・労働契約法</p> <p>・中華人民共和国労働法第41条</p> <p>・中国労働法(2008年1月より施行)</p>	
日機輸	(4)	有期雇用契約の継続制限	<p>・有期雇用は可能だが、連続した三度の契約締結、もしくは勤続10年で固定期間のない雇用契約を締結しなければならないので、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。</p>	<p>・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。</p>		
日機輸	(5)	労働紛争に関する法律の未整備	<p>・違法なサボタージュを起した場合でも、関連法規がないため、ロックアウトが出来ず、サボタージュ期間中の賃金も支払わなければならない。</p>	<p>・中国では違法なサボタージュは起きないといふことだが、実際には頻発しているので、<u>企業側が保護される法規を設けるべき。</u></p>	<p>・広東省企業集団契約条例(2015年1月)</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <p>・2014年6月9日、廈門市(アモイ市)の労働争議仲裁委員会は企業側がストライキを起こした従業員を解雇したことは、労働契約法に違反しているとする中国国内で初めての裁定を下した。米国企業的全額出資子会社の工場移転計画の決定を不満として従業員が断行。企業側は企業従業員規則に対する重大な違反を理由に、従業員の労働契約を解除すると通知したため、仲裁を行うこととなった。</p>		
	日機輸 自動部品	(6)	就労ビザ取得手続の煩雑・遅延・厳格化	<p>・ビザ、居留許可の申請手続きに時間が掛かる。パスポートを預ける期間が長く、この期間は出国できない。</p> <p>・中国のZビザを取得する際に、省毎に求められる提出書類が異なる為手続きが煩雑になる。また、ビザ申請において日本国内で事前に健康診断の受診が求められているが、これが手続きの期間を長期化する要因となっている。</p> <p>・新法施行により、各都市で無犯罪証明書の取得が義務付けられ、また書類の中 国領事認証をを求める等、手続きに費用と工数がかかる。</p> <p>・<u>手続迅速化を目的とした就労許可新制度が2017年4月から開始されたが、①ネット上での事前チェック、本申請の書類提出日予約が必要になった、②学歴証明書・無犯罪証明書などの提出書類が正本であることの大使館認証が必要になった。これにより従来よりも手続期間が長期化している。</u></p> <p>・<u>2017年4月以降、各地はネットにてPre-review制度施行が開始したにもかかわらず当初当局の申請・審査時間短縮と手続き簡素化改善主旨とは合致していない現状で、都市により、所用時間、申請関連書類書式が違い、各地方に所在の支店、子会社または事業会社に派遣される駐在者への纏め管理とコンプライアンス指導は難しい、または居留書申請と更新際、パスポート正本が当局に預かり、地方への移動に制限等で企業活動に大きなインパクトあり、より審査時間短縮と迅速化を早期に実現されるようお願いしたい。</u></p> <p>・<u>2017年4月に外国人に対する就労ビザ発行基準が変更され、約1年が経過したが、まだ各省において運用がまちまちで混乱している。当社としては直接的な影響は回避しているが、他社ではビザ(実際は労働許可)が下りないケースが発生したと聞いている。</u></p> <p>・<u>昨年末より外国人就労者向けに導入されたポイント制により、駐在員のビザ取得が厳格化され、駐在遅延リスク、ビザ取得リスクが発生している。若手の実習駐在が困難な状況になったほか、シニア人材の駐在も難しくなった。</u></p>	<p>・業務に支障が出ることから手続きの期間短縮化、簡素化をお願いしたい。</p> <p>・健康診断の廃止を含めて手続きの簡素化を要望したい。</p> <p>・中国領事館の認証は省略できるなど手続き簡略化を要望したい。</p> <p>・北京と上海のみ厳格化と遅延が著しいので、両地域のサービスを他都市並みに改善してほしい。</p> <p>・大使館認証のプロセスを省略してほしい(以前の取扱に戻す等)</p> <p>・地方と地域差を問わず、当局各部門間の情報共有を通じ、重複な情報呈示とか申請書類提示とかを回避し、より効率的に当局間との連携で、標準化短縮実現に繋がるよう要望したい。</p> <p>・全国統一した取扱いを求めたい。</p> <p>・就労許可の必要条件について、実態に即した内容で明確化をしていただきたい。(基準上では学歴がネックになるが、実際は給与水準によってクリアできている現状等)</p>	<p>・無犯罪証明書(認証付)―杭州市労働局規則</p> <p>・健康診断書、Zビザ(就労ビザ)、居留許可証―杭州市労働局と中国出入境管理局規則</p> <p>・就業許可書、入境招聘状―杭州市労働局と中国駐日本大使館規則</p> <p>・戸籍謄本(認証付)―中国出入境管理局規則</p> <p>・新出入国管理法</p> <p>・新外国人出入国管理条例</p> <p>・外国人中国就労許可制度</p> <p>・就労ビザ発行基準</p> <p>・外国人就労者ポイント制</p> <p>・外国人訪中就労許可サービガイドライン(暫定施行)外専発[2017]36号</p>
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸					
	日機輸			<p>(対応)</p> <p>・就業ビザ(Zビザ)の更新手続き期間は地域により実際の手続き所要期間に差がある模様。例、2013年9月時点で、北京15営業日、上海7営業日、天津5営業日(2013年9月27日付通商弘報)。</p> <p>・北京市では、2016年1月より新たに外国人就労審査申請システムが導入され、企業はオンラインでの電子審査申請を行った後、従来の窓口での書類審査申請を行うことになった。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(7)	外国人居留ビザの取得手続き(パスポート預託)期間の長期化	<p>・2013年9月施行の改正出入国管理法に基づきVISA取得期間が大幅に延長された(5⇒15営業日)。北京では2015年7月より10営業日に短縮され改善が図られたが、他都市では5営業日での手続きで可能などもあり、更なる短縮を求めたい。</p> <p>また、依然として15営業日を要する都市も存在しており、出張制限等企業活動にも大きな影響が出る。</p> <p>(対応)</p> <p>・2013年7月、改正出入国管理法が施行され、外国人居留ビザの更新手続きに15営業日以内を要することとなった。</p>	<p>・VISA取得期間の短縮または早期に見直しを検討頂きたい。</p>	<p>・中華人民共和国出境入境管理法</p> <p>・中華人民共和国外国人入境出境管理条例</p> <p>・中華人民共和国「外国人出入国管理条例」第30条</p>
	自動部品 日機輸 自動部品 日機輸 自動部品 日機輸 フル工 日機輸 日機輸 日製紙	(8)	外国人就労許可取得要件の厳格化	<p>・就労ビザ(Zビザ)取得のための、学歴要件(大卒以上)、年齢(60歳未満)制限により、技術者の派遣が困難となっている。</p> <p>・新法施行により、各都市で無犯罪証明書の取得が義務付けられ、また書類の中国領事認証を求める等、手続きに費用と工数がかかる。</p> <p>・2017年4月から本格運用が開始される外国人就業許可制度のビザ取得条件についてCランク判定などとなった場合に新たな赴任者がビザ取得ができないとか、既存の駐在員でもビザの更新が認められず、帰国させられる可能性がある状況。</p> <p>・外国人の中国における就労がA類・B類・C類の3種に分類される。各派遣者の人財要件が各々のカテゴリ(A類・B類・C類)で規定されているいずれの条項に適合するかどうか、又はカテゴリ毎に規定されるポイントの合計により分類が決定される。</p> <p>本制度変更により、中国に今後新規に派遣となり就労許可を新規に取得する者、現派遣者で就労許可更新する者、並びに就労許可を取得した上で出張する者に、最悪就労許可が下りないケースがあり得るなどの影響が出る懸念がある。</p> <p>・2017年4月から外国人に対する就労ビザ発行基準が変更されるが、事業運営に大きな影響を与えないか心配。</p> <p>・就業証取得のための条件が変更され、技術者の派遣が以前より難しくなった。就業証の更新の都度、要求事項が異なり手続きも煩雑になっている。</p> <p>・設立間もない現地会社では、中短期での派遣者或いは長期滞在での日本親会社からの応援者の確保が必要であるが、昨年秋に公表された「外国人居留許可のランク分け」により、今後そのような派遣者の居留許可が困難になる恐れがある。</p> <p>・外国人就労者ランク付けに関して、不明瞭な点が多く、今後の中国のビジネス活動に関してどのような影響がでるのかが読めない。駐在員の派遣が困難になる恐れがある。</p> <p>・60歳以上で学歴が高卒以下の場合、就業ビザ(Zビザ)が取得できない。このため、該当者については業務ビザ(Mビザ)を取得したうえで、中国での連続滞在日数が90日を超えないよう出国し、再度入国している。また業務ビザは期間が1年となっており、1年ごとに日本で更新する必要がある。</p>	<p>・就業要件の緩和。</p> <p>・中国領事館の認証は省略できるなど手続き簡略化を要望したい。</p> <p>・外国人就業許可制度をより明確に厳格にするのは良い事だが、従来から就業ビザを取得して駐在しているレベルの日本人材については、引続き就業ビザを取得できるように対応頂きたい。</p> <p>・短期商用ビザ(Mビザ)への就業条件見直し。</p> <p>・新しい発行基準が事業運営に大きな影響を与えるのであれば早めに知りたい。</p> <p>・制度と手続きの緩和を希望する。</p> <p>・招へい会社(中国での登記会社)からの要請があれば、Cランク相当となっても居留証の発給がなされるように、規定の改定或いは通達等運用面での変更をお願いしたい。</p> <p>・法改正に関する状況を注視し、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。</p> <p>・年齢や学歴に関わらず、就業ビザを取得できるようにしてほしい。</p>	<p>・外国人出入境管理条例</p> <p>・中国の就労許可制度</p> <p>・外国人就業許可新制度</p> <p>・2017年4月からのZビザの条件</p> <p>・「外国人来華工作許可制度の全面実施に関する通知」の「外国人来華工作分類標準」</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JTA 自動部品 フル工			<p>・2017年4月から外国人の就労規制が改訂され、学士以上の学位が就労に必須とされ高卒者は就労が許可されなくなった。しかし、日本の製造業の大半は、製造部門の管理及び技術職の多くが高卒者となっているケースも多く、中国工場における製造管理ならびに技術指導に支障を来す恐れがある。</p> <p>・就労ビザの取得要件が厳しくなりつつあり、60歳以上は取得不可能、高校卒の学歴では取得し辛い、というような情報があり駐在者の人選に問題が出てくる可能性がある。</p> <p>・職歴、勤務年数、年収、年齢などの項目を分けし点数化、その総合点をもとに人材レベルをA、B、Cの3つのランクに分けこのランクにそって就労ビザ発給の可否が判断される。今はまだこの法の厳格な適用はされていないようだが、もしこの基準が厳格適用となった場合には現地の責任者の人選に大変苦勞するかもしれない。もしくは該当者不在となる可能性が出てくる。</p> <p>(参考) ・国家外国専門家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部は2017年3月28日に連名で「外国人在留就労許可制度の全面実施に関する通知」(外專発[2017]40号、2017年4月1日施行)。 ・外国人來華就労許可制度施行実施案の印刷・配布に関する通達(2016年9月27日付国家外国専門局2016年第151号)。</p> <p>(対応) ・外国籍従業員の学歴に関する就労条件(北京): ①学士及びそれ以上の学位を有し、2年及びそれ以上の関連業務経歴を有すること。 ②学士及びそれ以上の学位を有さず、北京にて緊急に補充を要する重要技術工芸研究任務を担当する高級技能者は国外技術資格認証を保有すること。 ・2015年3月、中国政府は一定の条件を満たす外国人の就労年齢制限を撤廃する方針を表明し、これを受けて上海市は2015年6月より、人材主管部門などの特定の海外人材に対して60歳の就労年齢制限を撤廃した。 ・2016年11月8日、国家外国専門家局は「外国人來華就業許可制度試行実施案」(外專発[2016]151号を公布し、2016年10月から2017年3月まで北京、天津、河北、上海、安徽、山東、広東、四川、雲南、寧夏において外国人就労許可試行政策(以下、両証整合)を実施することを発表。</p>	<p>・就労要件の緩和措置。 ・日系優良企業の優遇措置。</p> <p>・何か回避策があれば情報を頂きたい。</p> <p>・職歴、勤務年数、会社の推薦状の有無くらいに基準の見直しを願いたい。</p>	
	日機輸	(9)	外国人短期出張者の就業ビザ・居留証の取得手続の煩雑・不透明	<p>・2015年1月に「外国人の短期就業目的による中国渡航の"Z"査証取得に関する通知」がなされ、短期業務任務を目的に中国に渡航する場合、かつ、90日以内の滞在の場合は、短期Zビザが必要になる旨の通知がなされたが、各地域の公安・労働局では通知内容に基づき運用は開始されていない。</p>	<p>・通知内容と公安・労働局での実際の運用に齟齬が起きているので、通知の効力および施行時期を明確にして頂きたい。</p>	<p>・外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順(人社部発2014年/78号) ・外国人入境完成短期工作任务的相关办理解程序(試行)</p>
	日機輸 JEITA JPETA	(10)	在留外国人の社会保険強制加入義務による二重払い負担増	<p>・2011年7月1日に施行された「中国社会保険法」により、中国で就業する外国人へも中国の社会保険加入が義務付けられた。日本における社会保険との二重加入となり、企業にとってはコスト増に繋がる。</p> <p>・外国人に対する社会保険が2011年10月15日に施行された。日本からの駐在員も適用対象となり、社会保険の二重負担が発生し、会社にとっては費用負担増となる。</p> <p>・北京に所在する子会社に日本人駐在員を派遣しているが、日本の社会保険制度に加入し保険料を支払っているにも関わらず、北京においても社会保険料が徴収されており、2重負担となっている。</p>	<p>・早期に二国間協議を締結し、二重加入の問題を回避するようにして頂きたい。</p> <p>・二国間社会保障協定の締結。 ・加入の任意化。</p> <p>・日中社会保障協定にて、保険料の2重負担を廃止してほしい。</p>	<p>・中国社会保険法 ・中国社会保険関連法令 ・中国国内で就業する外国人が社会保険に加入することに関する暫定弁法(中華人民共和国人力資源・社会保障部令第16号) 2011年9月6日付 ・出入管理條例</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 外国人の社会保険加入により得られるメリットが希薄。(養老保険における養老金の受け取りは15年間の保険料納入が必要となることから、受領が実質上困難。医療保険においては、外国人向けの医院が保険対象外となっている場合が多い、等。) 現在、医療保険・失業保険については加入しているが、今回更に、養老保険(日本の厚生年金)についても納付要請(現地払い+日本払いの合算に対して22%)があった。 中日社会保障協定が両国間で批准されていないため、日本人出向者は中国・日本にて社会保険料を納付しなければならない。中国での社会保険料は、人件費の30%強に相当しており、中国への進出に影響もある。 社会保障費の負担割合に関しては法人8：個人2と法人負担割合が比較的多い上に、出向者に関しても本国で支払っていても更に二重徴収となる社会保障費掛金の負担が義務付けられた。 現在当社グループ各社の日本人駐在員は、中国税務当局の指導により日本と中国で社会保険料を支払う二重払い状態を継続させられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が社会保険加入による十分なメリットを得られるよう関係制度を整備して頂きたい。 両政府間で社会保障協定の交渉を加速頂きたい。 社会保障費の労使負担比率の見直し等、緩やかな人件コスト影響を望む。 1月下旬の河野外相訪中時に交渉が滞っていた日中間での社会保障協定の締結に実質合意したとのこと。早期に協定締結、発効させていただき二重払い状態を解消させて欲しい。 協定締結の交渉を進め頂きたい。 	
	日機輸					
	日機輸					
	日農工					
	自動部品					
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> 社会保障協定の協定未締結国においては、海外駐在員は現地の社会保険に加入をしており、二重負担となっている。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011年7月1日に「社会保険法」が施行され、中国国内で就業する外国人(外国人就業証、外国専門家証、外国常駐記者証などの就業証、外国人居留証または外国人永久居留証を保有する者)の社会保険(従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、出産育児保険)への加入が義務付けられた。 2011年10月15日、外国籍人員に対する「社会保険法」(主席令第35号)を実施する「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」(人力資源社会保障部令第16号)が施行された。同暫定弁法には負担金額の基数や負担比率、納付時期などの情報が規定しておらず、各地域によって実務対応に差異が生じてきている。 2011年10月から日本と中国は日本からの要請によって二国間社会保障協定の早期締結に向けて取り組んでいくことで合意しており、現在協議中である。なお、現在中国と社会保障協定を締結して発効済みとなっている国はドイツや韓国など12カ国で、署名済みだが発効されていない国が3カ国。ドイツでは養老保険と失業保険の加入が中国で免除され、韓国の場合は養老保険のみ免除。ただし、ドイツと韓国の協定締結は社会保険法制定前に発効されているため、制定後にどのような動きになるのか不透明。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年3月22日、上海市人力資源社会保障局は、企業が負担する社会保険料の引き下げ(年金保険料21.0%→20.0%、医療保険料11.0%→10.0%、失業保険料1.5%→1.0%)を1月1日に遡及して実施。 		
	日機輸	(11)	社会保険導入による企業の人件費負担増	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の社会保険の加入が義務付けられている。また、中日間の社会保障協定が未締結の状況下、かかる社会保険の負担は企業財政を圧迫し企業活動にも大きな影響を与えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の社会保険加入制度について、自由選択性の導入を引き続き要望したい。 社会保険制度の早期の見直しを検討頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 在中国境内就業外国人に社会保険加盟に関する暫定法(中華人民共和国人力資源・社会保障部令16号)

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <p>・2018年5月9日東京に於いて、河野太郎外相と中国の王毅國務委員兼外相は、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(日・中社会保障協定)に署名した(公文が交換された月の後、4カ月目の月の初日に発効へ)。</p> <p>・2019年9月1日、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(日・中社会保障協定)」(2018年5月9日署名)が発効した。これまで、日中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者(企業駐在員等)等には、日中両国で年金制度への加入が義務づけられているため、年金保険料の二重払いの問題が生じていた。この協定は、この問題を解決することを目的としており、この協定の規定により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなる。この協定が発効したことにより、企業、駐在員等の負担が軽減され、日中両国の経済交流及び人的交流が一層促進されることが期待される。</p> <p>－外務省サイトより: (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007768.html)</p> <p>－「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(日・中社会保障協定)」: (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_003095.html)</p>		
	日機輸	(12)	社会保険制度の地域格差・運用の不統一	<p>・社会保険法改訂により外国人労働者の社会保険加入が適用されたが、運用や徹底が統一されていない。(正しく対応している会社だけ負担増)</p> <p>・本件、以前からの要望事項であるが、それまで対象外であった外国人労働者が社会保険加入対象となり、対応も地域によってばらつきがある。</p> <p>・社会保険料の徴収が中国国内でも実施されている地区と免除されている地区がある。日中間で社会保障協定が締結されていない状況で、徴収されるのは日本企業にとって不利である。</p> <p>・外国人の社会保険法への加入義務化による二重払い、社会保険料コストの増加。地方によって法規制が異なる。</p> <p>・駐在員に関しても、法律に基づいた社会保険料の徴収が一部地域で始まったが、矛盾点が多い。</p>	<p>・社会保険協定の締結による二重払いの解消。</p> <p>・統一された法律適用。</p> <p>・引き続き、社会保障協定の早期締結に向け交渉を加速して欲しい。</p> <p>・社会保障協定の早期締結及び締結以前の徴収免除を求める。</p> <p>・日中社会保障協定の早期締結。</p> <p>・法制度を整備し、公平性を確保していただきたい。</p> <p>・また、本件に関わる早急な二国間協定の締結をお願いしたい。</p>	<p>中華人民共和国社会保険法</p> <p>中国社会保障関連法令</p> <p>在中国境内就業的外国人参加社会保障暂行办法</p>
	日機輸			<p>(対応)</p> <p>・2011年10月15日に社会保険法の実施規則である「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」が施行されたが、負担金額の基数や負担比率、納付時期などが規定されておらず、地域によって実務対応に差異が生じている。</p>		
	日機輸			<p>(改善)</p> <p>・2019年9月1日、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(日・中社会保障協定)」(2018年5月9日署名)が発効した。</p>		
	日機輸	(13)	社会保険制度の不徹底	<p>・弊社ではワーカー含め、従業員全員に対して国により定められた所定の社会保険料を納付している。しかしながら、他のローカル企業では社会保険を申告・納税していない場合が多く、結果として弊社の方が給与総額は高いにも関わらず、手取りで他社の方が高くなってしまっているケースがある。これにより、従業員の確保が困難になっている実情がある。</p>	<p>・社会保険制度加入、保険料支払いの徹底と、違反した場合の罰則強化をして欲しい。</p>	<p>中華人民共和国社会保険法</p>
	日機輸	(14)	派遣労働者使用規制の強化	<p>・2014年3月1日に施行された「労働派遣暫定規定」により、派遣労働者の使用規制が強化された(2016年3月までに派遣労働者比率を10%以下に抑える等)。企業にとり対応における労務リスクが増大し、且つ雇用量調整の柔軟性が失われ、固定費増加・コスト競争力低下に繋がる懸念がある。</p>	<p>・企業の円滑な事業運営を考慮した法整備をお願いしたい。</p>	<p>中華人民共和国労働契約法</p> <p>労働派遣暫定施行規定第4条</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 自動部品 日製紙			<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者の総人数が、雇用総数(直接雇用社員+派遣労働者)の10%を超えてはならないとの改正があり、企業生産の季節調整が難しくなる。 派遣社員の総量規制:「労務派遣暫定規定」で派遣労働者の総量規制(派遣労働者は、2016年3月までに全従業員の10%以内)が出て、2016年1月に派遣労働者を正社員化して10%以内にした。製造業には、繁閑期があり、今回の正社員化は人件費増に悪影響。 企業に直接雇用を促し、正社員との待遇格差を縮めるために、全従業員に占める派遣社員の比率を10%未満に義務付ける方針が打ち出された。当初の予定では2016年2月までに対応を求められていたが、対応できていない企業が多く、政府から罰金を科されるような状況にもなっていない。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年1月24日、人的資源社会保障部は「労働者派遣暫定規定」を発表した。労働者派遣暫定規定は、 <ol style="list-style-type: none"> ①各企業の派遣労働者を受け入れることができる数の上限に関し、「派遣先は派遣労働者の使用において全従業員数の10%を超えてはならない」(第4条)と定めた。企業は生産経営の実績に基づき調整案を策定し、2016年2月29日までに規定の比率まで徐々に削減する。この期間を過ぎれば処罰を受ける。この猶予期間中に比率の上昇は許されない。 ②「三性」に関し、「臨時的業務」が「存続期間が6か月を超えない業務」、「補助的業務」が「主要な業務のためにサービスを提供する主要でない業務」、「代替的業務」が「労働者が学習・休暇等のため就労不可能な期間に、それを代替する業務」と定義した。このうち「補助的業務」については、従業員代表大会あるいは全従業員の討論によってその該当する職務の案を提出し、それについて派遣先企業は労働組合または従業員代表との協議のうえ、企業内に公示しなければならない。 ③労働契約法で定められ派遣労働者の「同一労働同一賃金の権利」は、福利厚生において同一となることを規定した(9条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者の雇用可能比率は30%程度が妥当。調整をお願いしたい。 業界から労働局へ残業時間の上限緩和の提案と製造業における派遣社員の総量規制の撤廃(サービス業などでは継続履行)。 人件費の高騰は現地企業にとっても大きなコストアップ要因となっており、企業の事情に応じて雇用形態を選べるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 労務派遣暫定規定(2013年7月1日より正式に施行)
	日機輸 日機輸	(15)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業保障金の企業負担の増大 	<ul style="list-style-type: none"> 在籍人員の多くは外来工であり、実際問題として規程雇用人数(在籍人員×1.5%)に相当する障害者が近隣に居住していない。このため単なる税負担となっている。 障害者就業保障金を算出する際に、前年度在職社員に外国人を含むか否かは各地で異なっており、北京市等では外国人が含まれていなかったが、2016年から外国人も含むことになった。給与額が高い外国人社員も含めて障害者就業保障金額を算出することになったため、企業の負担が大きくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程雇用人数算出の定義見直し、現行1.5%の率の見直し。 以前のルールに戻してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業保障金暫行規程 障害者就業保障金徴収使用管理弁法 2016-09-01 关于2015年度大连市残疾人按比例就业审核及残疾人就业保障金征收工作的通告
	JEITA 日機輸	(16)	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍制度による転勤・海外出張の困難 	<ul style="list-style-type: none"> 現地社員を転勤させる場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない(抵抗がある)。このため、関係会社への転勤、海外出張に支障がある。 中国にある原法が中国籍の従業員を海外に出張派遣する際、渡航国のビザ申請手続きで、中国政府側の手続き所要時間や基準が厳しく、急遽出張派遣したいときにその対応ができない。特にある国に出張させた直後(例えば翌週)別の地域・国に出張させたい場合、従前は公務用パスポートが複数認められたが現在は不可、かつ私用パスポートの利用も許可されない為、国内手続きが間に合わないケースあり。(渡航先の大使館、領事館の手続き・所要時間には問題ない) 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍制度の改定。 自国民に対する海外渡航の審査を簡略化し、国際貿易の促進を図って頂きたい。 	
	JTA 建産協	(17)	<ul style="list-style-type: none"> 人材確保の困難 	<ul style="list-style-type: none"> 新人を募集しても応募はあるが、採用後数日で辞職する。増産に向け人員確保が必要だが、定着率が悪く設備が揃っても人員不足のために操業できない事態に陥る可能性がある。 賃金上昇、生産人口減少、第3次産業の拡大による生産人員確保・採用難。 	<ul style="list-style-type: none"> 優良企業への税制優遇措置。 内陸部および東北地方労働力の沿海部招致政策。 地方から都市への人口流動化の加速。 	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	建産協			・深センは都市化が進むとともに、労働力も第3次産業に流れており、製造業は労働力確保が困難になってきている。			
	日農工	(18)	大型節日大移動による熟練工の定着確保の困難	・多くの中流階層でも自家用車を所有し、高速道路や高速鉄道網などの交通インフラは全土に張り巡らされ、帰省なども所要時間としては格段便利となったが、春節連休など実際の祝休日に併せて前後に休みを加える、または春節帰省前に退職し帰省先の故郷で情報収集をして春節明けから転職するといった古い習慣が残り、熟練工の定着確保が困難で賃金と能力のアンバランスを生んでいる。	・過去に10年であったものが大幅に短縮された単年労働契約から期間の定め無き終身雇用への移行に付いて、労働者の雇用に安定させる事により熟練工の養成輩出に繋がる仕組み作りが必要。	・中国労働契約法	
17	知的財産制度運用	JEITA 時計協 日機輪	(1)	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	<p>・商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎる為、侵害行為が繰り返されているのが実情である。</p> <p>1) 罰金額が極めて低い。取締り行政機関、案件により従来に比べて高い罰金額が科されるなど改善の兆しも見えるが、少額の罰金しか科されない場合も少なくない。また、タグ、取扱説明書、外箱等の付属品の罰金額の算定が極めて低い。</p> <p>2) 罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質的に逃げ得状態になっている。取締り行政機関より出頭命令が出て罰金の納付に現れない侵害者に対して、督促状の送付、それでも出頭しない場合ビジネスライセンスの剥奪等の処分が下されるようだが、場所、会社名を変え、法定代表人を他人名義にすれば、実質処分を逃れビジネスを再開することが可能。</p> <p>・業者の摘発を行っているが、罰則が弱すぎて効果が限定的である。</p>	<p>・1) ①再犯が起きないよう厳しい罰則の適用を要望する。過去に行政処罰を受けている者に対しては、不法経営金額が5万元以下でも刑事罰の適用を要望する。</p> <p>②再犯を行った侵害者に対しては、営業許可証の没収を。再犯者は自動的にPSB案件へ移送を要望する。</p> <p>③タグ、取扱説明書、外箱等の付属品に対しては被模倣品(真正品)の販売価格に基づいた罰金額の算定を要望する。</p> <p>④行政摘発を行った後、取り締まり機関が刑事案件への自主移送を積極的に推進して頂くことを要望する。</p> <p>2) 未出頭者に対しては刑事案件に切替えるなど罰則強化を要望する。</p> <p>・知的財産権侵害行為に対する罰則を強化していただきたい。</p>	<p>・商標法第六十三条</p> <p>・反不正競争法第5条</p> <p>・中国専利法</p> <p>・商標法</p> <p>・意匠法</p> <p>・特許法</p> <p>・業者登録制度(あれば)</p>
				<p>(対応)</p> <p>・2004年12月21日、最高裁判所と最高検察所の連名で「知的財産権侵害関連の刑事事件処理の具体的法律適用に関する若干問題の解釈」規定を公布し、知的財産権侵害罪の適用要件の緩和を行った。</p> <p>・2007年4月、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(2)」により、商標の不正使用及び著作物の違法な複製も含む知的財産権に関し、訴追基準(閾値)における法人・個人の差の撤廃により、法人に関する閾値が実質的に従来の3分の1に引き下げられた。</p> <p>・中国刑法第217条に規定された「著作物侵害罪」に関する訴追基準(閾値)のうち、複製点数基準を1000から500に引下げた。</p> <p>・2007年4月、米国は、効果的かつ抑止力のある救済措置を定めたTRIPS協定第41条や、商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製についての刑事罰の適用を定めたTRIPS協定第61条等との整合性を巡って、WTO協定に基づく協議要請を行い、同年9月にはパネルが設置され、日本も第三国として参加している。</p> <p>・2009年1月26日、WTOパネルは、中国の知的財産権法に対する米国の申立て(DS362)において、肯定否定両面のある裁定を下した。米国は、一部の著作権法、関税法、刑法が知的所有権の貿易関連の側面に関するWTO協定(TRIPS協定)に基づく中国の義務を満たしていないと主張した。パネルは、中国法が内容次第では著作権を認めないことや違法な商標を除去することで当該品の市場への流入を認める条項を違反とした米国の主張を支持した。しかしながら、パネルは、模倣行為及び海賊行為に対する中国の刑事起訴基準に対する申立てなど、その他の米国の主張は斥けた。</p>			

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2017年5月31日、国務院弁公庁は、「2017年全国知的財産権侵害及び模倣偽造商品製造販売の摘発業務要点」(以下「2017年業務要点」という)の通知を發布した。http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-05/31/content_5198504.htm</p> <p>【刑事摘発及び司法保護の強化】: 権利侵害・冒認の重点分野における民事、刑事、行政事件の審判業務を法により強化し、指導監督を強化し、司法解釈及び司法政策的文書を適宜に發布する。知的財産権の民事、刑事、行政事件審判の「三合一」(法院の知的財産権廷が統一的に知的財産権の民事、刑事、行政事件を審理すること)改革を推進し、地域を跨いだ知的財産権廷の構築を推進する。</p> <p>・2017年8月14日、米国トランプ大統領は、通商法301条に基づき中国による知的財産権侵害の実態調査をUSTRに指示。同年8月19日、USTRは調査を開始。</p> <p>・2017年8月18日、USTRは、対中301条調査を開始;技術移転や知的財産及びイノベーション(創新)に関する中国の法律・政策・慣行が「不合理もしくは差別的であって、米国の通商に負担や制限を課しているかどうか」を判断へ;301条委員会は2017年10月10日に公聴会を開催予定、意見公募を実施(提出期限:2017年9月28日)。</p> <p>・2018年3月22日、トランプ米大統領は、「技術移転や知的財産及びイノベーション(創新)に関する中国の法律・政策・慣行・行為をめぐる1974年通商法301条調査に係る米国による各措置に関する大統領覚書」に署名。USTRの対中301条調査結果に基づき、中国原産品及び中国の対米投資に対し特定の措置(関税引き上げ・投資制限・ライセンス慣行に対するWTO提訴等)を講じるよう米政府機関に指示。</p> <p>・2018年6月15日、USTR、1974年通商法第301条に基づく対中制裁関税対象品目の最終リスト(818品目・340億ドル相当、7月6日適用開始)及び追加リスト案(284品目・160億ドル相当)を公表した。中国も直ちに対米対抗措置を表明。 中国商務部、米国産品659品目(総額500億ドル相当)につき追加関税25%を賦課する構え。米中いずれも第1弾として2018年7月6日に340億ドル分の制裁関税を発動へ。</p> <p>(改善)</p> <p>・2008年12月27日、全人代常務委員会は改正特許法を公布し、10月1日に実施する。改正法では、特許侵害行為に対する罰金を違法所得の現行3倍を4倍に引き上げ、また違法所得がない場合、現行5万元から20万元に引き上げた。</p> <p>・2018年7月6日、USTRは、1974年通商法第301条に基づく対中制裁関税(2018年7月6日発動済み)の製品別適用除外プロセスを確立した。米国内の利害関係者による製品別除外申請を2018年10月9日まで受け付け中。</p>		
	日機輸	(2)	特許分割出願の困難	<p>・親出願が係属していないと、その分割出願(子出願)が係属していても、更なる分割出願(孫出願)ができない。</p>	<p>・親出願の係属の有無にかかわらず、分割出願できるようにしてほしい(所謂、係属している子出願からの孫出願を認めてほしい)。</p>	<p>・審査指南第一部第一章 5.1.1</p>
	日機輸 日機輸	(3)	特許クレーム補正の文言の限定	<p>・クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。 また、OA応答時にクレームを追加する補正が認められない。</p> <p>・PPH申請時に補正が認められないと、PPH制度の目的が果たせない。 例えば、第1庁(先行庁)で、クレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国(後続庁)においてPPH申請を行う場合、PPH申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。</p>	<p>・他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をして欲しい。</p> <p>・OA応答時にもクレームを追加する補正を認めて欲しい。</p> <p>・PPH申請時に補正の機会を与えてほしい。</p>	<p>・特許法第33条 ・審査指南第二部分第八章 5.2 補正 5.2.1 補正の要求 ・実施細則第51条第3項 ・実施細則第51条</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	時計協	(4)	実用新案権の無効化の困難	<p>・実用新案権の無効化の困難性:</p> <p>①諸外国における既製品(又はパンフレット等に開示済みの製品)の構造をそのまま実用新案として出願し、権利化するケースが目立っている。実用新案は無審査で登録になるので、例えば特許のように、特許庁への情報提供によって権利化を阻止するようなことは不可能である。</p> <p>②一旦権利化された実用新案権を無効化したい場合、中国では提出できる無効資料の数の制限があり(1つ or 2つ)、無効化することが難しい。さらに、諸外国の製品カタログ等は無効資料として認めもらうには煩雑な手続きが必要であり、実質的に、製品カタログ等に基づいて権利化された実用新案権に対して、第三者は打つ手が無いといった状況になる。その結果、実用新案権に基づいた権利濫用の虞がある。</p>	<p>・①製品カタログ等に関して、各社で煩雑な手続きをとることなく、無効資料としての証拠能力を担保できるシステムを構築して欲しい。</p> <p>・②中国では、実用新案権に基づいて権利行使する場合、日本のように技術評価書の提示(日本の実用新案法第29条の2)が義務付けられていない。無効になる蓋然性の高い実用新案権によって権利行使がされないよう、中国においても技術評価書による事前警告を制度として導入して欲しい。</p>	<p>・審査運用</p> <p>・審査指南第4部第6章4</p> <p>・専利法第40条</p> <p>・実施細則第44条第1項第2号</p>
	日機輸	(5)	実用新案の評価報告書の取扱の不適当	<p>・実用新案の評価報告書がなくとも訴訟を提起できる。また、評価報告書の請求者は、特許権者及び利害関係者(権利継承者、専用実施権者、権利者から特別に認められた通常実施権者)に限られ、被告を含む第三者は請求できない。</p>	<p>・訴訟を提起するには、評価報告書の請求を義務づけて欲しい。少なくとも、被告を含む第三者も請求できるようにして欲しい。</p>	<p>・特許法第61条第2項</p> <p>・実施細則第56条、同57条</p> <p>・審査指南第五部分第十章2.2請求人の資格</p>
	時計協	(6)	実用新案権の審査の不備	<p>・実用新案の審査について、実用新案出願は方式審査を経て拒絶すべき理由がない場合、権利付与されることになる(専利法第40条)。条文上、実用新案出願に対しては実体審査が行われず、方式審査を経て登録されるが、実務においては、欠陥のある実用新案権が多いとされる問題を少しでも改善しようと、強化方式審査が行われている(実施細則第44条第1項第2号)。</p> <p>しかし、実用新案の強化方式審査は、新規性、進歩性、実用性の実体審査が行われないものであり、無効審判を提起することにより復審委員会にて実態審査が行われる体系となっている。</p>	<p>・実体審査の実施、もしくは権利行使にあたっては評価書取得の義務化。</p>	<p>・審査指南第4部第6章4</p> <p>・専利法第40条</p> <p>・実施細則第44条第1項第2号</p>
	時計協	(7)	模倣品の取締り不足	<p>・模倣品の輸出差止件数は減少傾向にあるが、未だ海外の市場において中国製の模倣品が多数発見されており、取り締まりは不十分である。</p> <p>・1) 権利者に対して侵害事実/侵害者の処罰/侵害品の処分についての情報開示が十分でない。</p> <p>2) 広州駅西口時計市場の模倣品の販売方法が巧妙化している。店頭での対面販売から、摘発の対象になりにくい2階のクローズされたショールームで見込み客に対してのみ対応を行っている。</p> <p>3) 多くの模倣品がインターネット(商取引プラットフォーム、独立サイト)で販売されている。</p> <p>4) 実際の摘発において、偽物業者は居住区に倉庫・組立工場等をおき、現状では公安以外のAIC/TSB等の行政機関は踏み込めない。</p> <p>5) 一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害が繰り返されているが(再犯)、取り締まり機関が再犯者をどの様に把握しているか不明である。</p>	<p>・検査方法の見直し、検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。</p> <p>1) ①侵害内容(差押リスト)</p> <p>②違反者への処罰(処罰決定書/証明書)</p> <p>③侵害品の処理(廃棄)の確認(廃棄証明書)。これらの書類を常に権利者に提供することを要望する。</p> <p>2) ①2階のクローズされたショールームの取締り強化。</p> <p>②当局によるインターネット上の取締りの強化を要望する。</p> <p>3) 商取引プラットフォームの提供者に対して、規制・取締りの強化、権利侵害品</p>	<p>・知的財産権海関保護条例(条例)および条例実施弁法(弁法)</p> <p>・商標法第六十三条</p> <p>・商標法実施条例第六十条</p> <p>・反不正等競争法第5条</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	時計協			<p>・中国税関での水際取締り:権利侵害疑義貨物の発見について、模倣品の輸出差止件数は減少傾向にあるが、未だ海外の市場において中国製の模倣品が多数発見されており、取り締まりは不十分である。</p> <p>(対応) ・2010年3月10日、政府は2010年10月から11年3月まで実施していた「知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の製造・販売を摘発する特別プロジェクト活動」を、さらに6月まで延長することを決定した。</p>	<p>の削除プログラムの改善を要望する。</p> <p>4) AIC/TSBの行政機関が、居住区でも摘発ができるようになることを要望する。</p> <p>5) 身分証明書のID番号を登録し、全ての取り締まり機関が前歴を確認できるシステムを作り、再犯者を厳重に管理する事を要望する。</p> <p>・検査方法の見直し、検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。</p>	
	製薬協 JEITA	(8)	模倣品の横行・国際的拡散	<p>・偽造医薬品は、単に知的財産権(特許権、商標権)の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。</p> <p>・弊社製品(電子部品)の模倣品がインターネットや、非正規の流通チャンネルにおいて発生している。 弊社商標を無断使用する製品ラベルが弊社類似品に貼付され、模倣品として市場に流通している。 店舗に在庫を極力保有せず、かつ、商品受け渡しの直前まで製品ラベルを貼付しない巧妙な手口が増えている。</p>	<p>・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。</p> <p>・偽造ラベル作成業者、少在庫の業者であっても厳しい罰則が与えられるよう、行政当局による模倣品取り締まりの強化をしてほしい。</p> <p>・インターネット商取引のプラットフォーム提供者に対して、商標権者、消費者の権利、権益の保護のため、規制・取り締まりを強化してほしい。</p> <p>・各国輸出/入時の管理強化。</p> <p>・当局によるインターネット上の取締りの強化を要望する。</p> <p>・商取引プラットフォームの提供者に対して、規制・取締りの強化、権利侵害品の削除プログラムの改善を要望する。</p> <p>・市場での模造品の駆逐。</p>	<p>・中国商標法 52条 1号、5号</p> <p>・特許法</p> <p>・商標法、等</p> <p>・インターネット取引管理弁法</p>
	日機輸 時計協			<p>・偽造品/模造品の販売が横行し、知的財産権が侵害されている。</p> <p>・多くの模倣品がインターネット(商取引プラットフォーム、独立サイト)で販売されている。</p>	<p>・偽造品/模造品の販売が横行し、知的財産権が侵害されている。</p> <p>・多くの模倣品がインターネット(商取引プラットフォーム、独立サイト)で販売されている。</p>	
	日機輸 JTA			<p>・中国で日本製部品を購入しようとしても、正規品かどうかの判断が難しい。(模造品が通常に流通している)</p> <p>・ブランド知名度が上がるに伴い、コピー品の流通が増加している。ロゴ書体を変更したのみの近似品のみならず、判別が困難な精巧なコピー品まで存在する。発見した際は直接、供給業者に警告しているが、ほとんどのケースで流通解明に至っていない。</p> <p>(対応) ・模倣品・海賊版の横行等の知的財産権侵害品に対する中国におけるエンフォースメント強化の必要性については、TRIPS 理事会・中国 TRM の場で日本、米国、EU から指摘がなされており、我が国は、日中経済パートナーシップ協議等の二国間協議において度々改善を要請している。</p>	<p>・商標権保護の法整備厳格化。</p> <p>・公的機関による迅速な対応。</p>	

※經由団体:各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2007年5月23日、米中戦略経済対話において、米中両国は、模倣品・海賊版の取り締まりに関する情報交換を行うことで合意した。 ・2008年4月25日、米国は2008年版「スペシャル301条報告書」を発表し、引き続き中国を模倣品製造国として批判し、「優先監視国」に指定している。 ・2009年11月19、20日、日中両国政府は、知財法制日中協議第1回会合を開き、日本側からインターネットを使った販売で模倣品をサイトから削除するよう求めた。また、中国で没収した模倣品が再び流通するのを防いだり、地方での厳正な監視、処分を求めた。 ・2009年OECD調査は、国内に流通する被害とインターネット上の被害を除く模倣品・海賊版の貿易被害額が、年約2,500億ドル(約25兆円)に上ると試算している。(OECD調査「模倣品・海賊版による経済的影響(第2期)」) ・2014年、日本企業が中国発の模倣品による被害状況を中国発模倣品比率で見ると、世界各国・地域でその比率は北米53.1%、西欧52.8%、ロシア55.0%、中東55.4%、アフリカ33.5%、中南米49.8%など50%前後に上っている。(特許庁「2014年度模倣被害調査報告書」) ・2014年の日本税関による知的財産侵害物品の輸入差止件数は32,060件に上り、その92.2%が中国(香港を除く)から輸出されたものであった。輸出拠点は香港・広東や上海などの国際港湾都市が中心であるが、近年は水際での取締りを避けて陸路を利用してロシアや中央アジアに流出するルートを紹介した被害が増加する傾向にある。(「2014年度模倣被害調査報告書」) ・2017年5月31日、国務院弁公庁は、「2017年全国知的財産権侵害及び模倣偽造商品製造販売の摘発業務要点」(以下「2017年業務要点」という)の通知を發布した。http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-05/31/content_5198504.htm 		
	時計協	(9)	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	<p>中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名性が必須要件であり、新しい商品の形状模倣に対しては実効性がない。</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月4日、全国人民代表大会常務委員会は、改正「不正競争防止法」(中国語では「反不正当竞争法」)を公布した(1993年9月に公布された「不正競争防止法」に対する初めての改正、2018年1月1日から施行)。http://news.xinhuanet.com/2017-11/04/c_1121906586.htm 	中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第2条第1項第3号(デッドコピー条項)と同様な条項を盛り込むことを要望する。	反不正当竞争法第5条2号
	時計協	(10)	意匠権取得に係る制度の不備・不足	<p>意匠権取得に係わる問題点として、以下があげられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 意匠出願における実体審査の導入意匠出願に対する審査手続き上、実体審査がなく形式審査のみで、実質的に書類が形式上整っていれば新規性が認められない出願も登録されてしまう。「専利法改正により、10件までの類似意匠を1出願にまとめられるようになったが実態審査が無い為権利的不安定であり制度活用が出来ない。 2) 意匠権の権利期間中国の意匠権の権利期間は、出願日から10年となっている。因みに、日本においては、意匠法改正により設定登録から15年から20年に変更になり、欧州25年、米国14年、韓国15年である。中国の権利期間は短く、定番商品の保護に十分でない。 3) 部分意匠制度の導入独創的である部分が模倣されても、物品全体としての意匠権しか取得できない為、意匠権が及ばず、有効な手立てが取れない。 4) 新規性喪失例外規定適用拡大の導入新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合等に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上海市工商行政管理局は、市場の監督強化と商標偽造行為を厳しく取り締まる通達を出した他、人民法院、公安局および検察院と協力して、商標偽造行為法規の整備を検討するなど改善の動きも強化されている。 ・2008年12月に公布された改正特許法では、意匠権の要件に創作非容易性に加えられ、意匠権の要件が改正前に比べ厳格化した。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 早急に実体審査を行う制度に変更し、権利の安定化が図られることを要望する。先願意匠権との類比に関する実態審査を実施し、類似意匠の権利の安定性を高めて頂きたい。 2) 国際水準に合わせて、より長期間の権利保護を要望する。 3) 国際動向に合わせ、部分意匠も保護できる制度を導入して欲しい。 4) 適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して公知となった場合」などにも適用できるような範囲を拡大して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専利法 ・専利法第23条 ・専利法第24条 ・専利法第42条

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	時計協	(11)	差押さえ担保金申請手続の不合理	<p>・担保金： 1)総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 2)総担保は、最大1年間(申請が認められた日から同年12月31日まで)有効となるが、1月1日からの適用を受けるためには、その2～3ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌6月30日から180日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2年目以降は実質的には2年分の総担保を預ける必要がある。</p> <p>(対応) ・2009年3月3日に公布された知的財産権税関保護条例実施規則の改正により、知的財産権者が差押さえの際に税関に提供する担保は、金融機関の保証書でもよいこととなった(第24条)。</p>	<p>・1)算定基準の明示を要望する。 ・2)継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できるようになる事を要望する。そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような(日本や欧米のような)システムの変換を要望する。</p>	<p>・条例第14条 ・弁法第22条 ・知的財産権税関保護における総担保の受付について(税関総署公告2006年第31号)</p>
	時計協 時計協 時計協 時計協 時計協	(12)	差押さえ後の処理の不透明・遅延	<p>・税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む弁法28条に規定される5項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。 ・侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。 ・権利者は、貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用等を負担しなければならない。 ・中国税関で差し押さえられた貨物について、現在仕向地国しか開示されない。 ・海関の廃棄ルールは明文化されているが、AIC/TSB/PSBの廃棄ルールが不 明確。 ・最終決定(侵害品処理)までの時間が掛かりすぎている。</p> <p>(対応) ・2009年3月3日、知的財産権税関保護条例実施規則の改正が公布され、税関が貨物を差し押さえた後、知的財産権者と貨物の荷受人・荷送人とが貨物の処理について協議することができる条項(27条3項)が規定された。同改正規定は、7月1日より施行される。</p>	<p>・左記に関する実施の徹底をお願いしたい。 ・侵害貨物の処分内容公開を要望する。 ・貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用は、侵害当事者が負担することを要望する。 ・国名のみならず、海外の荷受人も開示してほしい。 ・行政機関の廃棄処理ルールを、明確にすることを要望する。 ・効率化を図り最終判断のスピードアップを強く要望する。</p>	<p>・弁法第35条 ・条例第20～27条 ・弁法第28条 ・弁法第31条 ・条例第25条 ・ハーグ条約(外国公文書の認証を不要とする条約)の中国本土への適用拡大 ・商標法第63条 ・商標法実施条例第60条 ・反不正等競争法第5条</p>
	時計協	(13)	差押え申請手続期間の延長の必要	<p>・3労働日以内の差押さえ申請： 税関から侵害疑義貨物が発見されたとの通知を受けた場合、権利者は3労働日以内に侵害品か否か判断し差押さへの申請を行わなければならないが、遠隔地の税関の場合、3労働日以内に手続を取ることは極めて困難である。</p>	<p>・必要な場合、申請の期限延長を認めて欲しい。 ・真贋鑑定のために多くの税関ではデジタル画像をメールで送付してくれるが、地方を含めて全ての税関で同様の対応してもらいたい。そのデジタル画像も文字板面と裏蓋面の両面の拡大写真でお願いしたい。</p>	<p>・弁法第21条 ・条例第16条</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(14)	通常実施権の対抗の登録要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、 <u>open-innovation</u> で通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしてほしい。	・専利法実施細則第14条 ・専利実施許可合同備案弁法第5条	
	日機輸	(15)	専利権の間接侵害者に対する単独での責任追及不可	・現在国務院で審議中の専利法改正草案において、間接侵害に関する規定が新設されたが、現状の案だと間接侵害者が直接侵害者と連帯して責任を負うとされているため、間接侵害者の責任を問うためには、直接侵害者と間接侵害者を一緒に提訴するか、または直接侵害者の侵害が従前の訴訟で確定している場合に限られてしまう。 しかし、例えば直接実施者が個人として実施している場合には、当該個人に部品を提供して利益を上げている業者に責任を問えないことになり、専利権の実効性を確保できない。	・間接侵害者に対して、単独で責任を問う(単独で専利権侵害訴訟の被告とする)ことができるようにしてほしい。	・専利法改正草案(送審稿)第62条	
	製薬協	(16)	データ保護対象の実質的制限	・2016年に国家食品薬品監督管理総局(CFDA)はデータ保護対象となる「新薬」を世界における新規化合物と定義づけた。これにより中国以外の国で新規化合物の開発が先行した場合にはTRIPS協定39条3項に基づく医薬品のデータ保護が中国においては保護されなくなるものと懸念される。	・データ保護の対象を日米欧等と同様として頂きたい。	・中国医薬品登録管理弁法	
	日機輸	(17)	知的財産情報の開示不十分	・権利化・活用ニーズが高まる中国において、件数等の統計情報はデータベースが整備されているが、特に特許庁の審査情報、審査中の手続き情報について、他の主要国と比べて情報開示が不十分であり、また情報開示の時期にも遅れがある。そのため、正確な他社特許リスクを把握できない。	・先進国特許庁との連携協力を進め、審査中の手続き情報についても、早期の情報公開を進めていただきたい。 特にIP5で推進されているグローバルドシエへの中国審査情報の掲載をタイムリーなものにしていただきたい。		
	自動部品	(18)	第三者による商標出願	・中国以外のASEAN諸国でも第三者による商標出願が行われており、現地での製造、販売に支障をきたす事例が出始めている。／経済産業省のご努力により、中国の悪意のある商標登録申請に対し厳正な審査が開始されている模様。	・登録後の無効審判制度における登録取消制度の拡充。 ・他国で著名な商標の登録防止対策、審査段階での他国著名商標の調査。 ・中国での厳正な審査継続。	・各国商標法 ・第四次改正「商標法」	
				(対応) ・2019年4月23日、全国人民代表大会常務委員会は、第四次改正「商標法」を公布した。2019年11月1日施行。 (1) 悪意のある商標出願行為に対する規制: 改正後の商標法4条1項に、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は、これを拒絶するものとする。」という内容が追加された等。 (2) 商標専用権侵害行為者の責任の厳格化: 改正前の商標法63条1項によると、情状の重い悪意の商標専用権侵害者に対しては、①権利者が被った損失、②侵害者が得た利益、又は③商標許諾使用費の倍数を参照して合理的に確定した額という3つの方法に基づき確定した金額の1倍以上「3倍」以下で(懲罰的)損害賠償額を確定することができると言われていたが、改正法により、上記の「3倍」が「5倍」に変更された等。			
18	技術移転要求	日機輸	(1)	技術移転要求	・中国市場参入の際には、一般的に技術移転並びに国産化の要求があり、外資企業にとっては技術流出の懸念、移転した技術に基づき第三国案件で中国企業との競合が発生する。	・技術移転契約遵守。	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19 工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	国際整合性のない 中国独自の国家規格の策定	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークカメラ等の監視システムに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。監視システム等の独自の国家標準対応の負荷大。 事務機器(プリンタ、複写機等)の情報セキュリティに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ISO、IEC等の国際規格と整合した規格採用。 WTO/TBT協定を遵守し、国際整合性のある国家規格の作成を行って頂きたい。 なお、日本からの意見に関して、合理性のあるコメントについては国家規格に反映させるようにして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国標準化法 中国標準化実施条例 GB4943.1-2011
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> また、複写機・複合機の再製造に関する国家規格の検討が進められているが、再製造業者の再製造品について、オリジナル製造業者の品質保証の観点から問題となる規定が含まれている。 		
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年3月5日～3月15日の間、中国工業情報化部、987項目の工業標準に対する再審査結果への意見公募を実施。 2014年7月1日、中国標準化管理委員会(SAC)は、電気機器など108項目の強制国家標準(9項目)及び推薦国家標準(99項目)を公布(2015年1月22日施行)。 2014年7月14日、中国工業情報化部、676項目(機械、自動車、航空、軽工業、繊維等)の業界標準(航空業界41項目は強制、その他は推薦)を公表(2014年11月1日施行)。 2014年7月21日、中国国家認証認定管理委員会は、中国強制性製品認証制度(CCC)の実施規則に関する第23号公告を公布(2014年9月1日施行);17種類の電化製品に対するCCC実施規則を改定し、技術進歩や新製品開発、適用可能な証明基準の改善に伴い対象製品を拡大した。 2014年9月15日、中国国家質検総局と中国標準化管理委員会、電気機器、情報技術製品、鉄鋼製品など259項目の強制国家標準(29項目)及び推薦国家標準(230項目)を連名で公布(2015年7月1日～2015年10月1日施行)(国家標準公告2014年第21号)。 2015年3月11日、国務院は、「標準化業務改革を深化する方案」(中国語では「深化標準化工作改革方案」。国発[2015]13号)を發布した。 2015年8月、携帯電子機器のリチウム電池の国家規格が制定された。 2017年11月4日、幾度かの改正草案に対する意見募集を経たうえで、全人代常務委員会は、標準化法の改正を採択した(施行日は2018年1月1日)。現行の標準化法は全26箇条であるが、改正標準化法は全45箇条となっており、大幅に条文が増加した。 2017年11月13日、国家標準化管理委員会、国家発展改革委員会、商務部は、外商投資企業の中国標準化業務参与を促進し、中国標準化業務の公開性及び透明度を更に向上させ、中国標準の国際化レベルを向上させるため、「外商投資企業の中国標準化業務参与の指導意見」(以下「本意見」という)の通知を發布した(即日施行)。(http://www.ccia-cleaning.org/attached/file/20171129/20171129125833_871.pdf) 		
	建産協			(2)	CCC認定取得費用の負担	<ul style="list-style-type: none"> 電器製品の輸入商品にCCC認証が必要。その他、エビデンス取得に高額な認定費用がかかる。また、毎年の更新費用も掛かる。一般商材についても、毎年の検査認定費用が掛かる。 中国市場に製品を販売するには、その製品が特定の規制でカバーされるたびにCCC、中国版RoHSに適用させる必要があり、取得が負担増となる。
	フル工	(3)	危険品輸入監視	<ul style="list-style-type: none"> 海外輸入危険品は梱包外に中文のUN標識と中文のMSDSが必要。少量輸出版売元は中文提出困難。(洗浄液、ゴム材、加硫促進剤など) 	<ul style="list-style-type: none"> 標識とMSDSは英語又は輸出地の言語にして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全球化学品統一分類和標識制度第1、4章
	フル工 自動部品	(4)	危険品(車載電池) 輸送包装	<ul style="list-style-type: none"> 中国で危険品の輸送包装に関する基準はかなり厳しい要求がされている。車載電池は9類危険品で、II類包装規則が適用される。その場合、1.2Mの高さから計5回落下試験を実施し、クリアしなければならない。それをクリアするため、包装テスト及び政府への承認に相当時間が費やされており、車載電池は重いため、厳重な包装によるコスト面でも課題となっている。 ※II類包装規則は危険性度合いは「中」の危険品に適用(全部で三種類:大中小)。 	<ul style="list-style-type: none"> エコ、効率化、コスト節約の視点で、該当基準の見直しを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> GB6944 危険貨物分類と品番 GB12268 危険貨物品名表 GB12463 危険貨物輸送包装通用技術条件

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
20 独占	日機輸 日商 日商	(1)	事業者集中審査の煩雑・遅延	<p>・事業者集中申告に要する時間が長期化するケースがあり、その理由や進捗状況がわからないことも多く、迅速な投資に悪影響を与えている。 売上高基準が低いため、必要以上に多くの案件が審査の対象になっているのではないか。</p> <p>・独禁法の届出対象が広範であったり(該当市場への影響度合いよりも、グループ全体の形式的な売上金額のみで基準を設定)、審査にあたり過剰な資料提出を要求されたり(通常審査時に届出当事者の全ての中国子会社の登記簿謄本および営業許可証を提出する必要)といった制度上の問題点がある。 また審査の実態も、審査官不足による審査期間の長期化が常態化しており、市場への影響が非常に小さい等、他国においては問題ないと判断されるような案件についてまで、理由もなく商務局のクリアランスを長期間待たされることがある。</p> <p>・経営者集中審査に要する時間が、申告してから認定されるまで最短でも4カ月程度かかる。迅速に投資し、事業を立ち上げることの障害となっている。</p> <p>・経営者集中審査が必要か否かは、経営集中当事者(合弁会社設立の出資者)の売上高のみで判断され、審査が必要となる範囲が広い。</p>	<p>・商務省、その他関係当局において、迅速な審査体制の構築をお願いしたい。</p> <p>・審査が三段階まで及ぶことがあるが、その基準を明確にして頂きたい。</p> <p>・売上高基準の増額をお願いしたい。</p> <p>・市場への影響度合いを加味した基準を明確にまた合理的な範囲に設定するとともに、届出当事者の手続負担の軽減を要望したい(過度な資料要求を行わない等)。簡易審査の導入により、一定程度待機期間は短くなったと考えるが、まだ改善の余地があると考えます。</p> <p>・審査時間の短縮が可能となる対策を講じて欲しい。</p> <p>・明らかに関連市場において独占とならない案件に対しては、審査の対象外とする、或いは審査を簡素化する、事後報告でも可とする等の措置を採って欲しい。</p>	<p>・独占禁止法</p> <p>・経営者集中審査弁法</p> <p>・外国投資家による中国国内企業の買収合併の安全審査制度実施に関する規定</p> <p>・企業結合の届出基準に関する規定</p> <p>・企業結合届出弁法</p>
21 土地所有制限	日機輸 自動部品 自動部品	(1)	土地所有制限	<p>・100%外資企業の土地所有が認められていない。(共産主義国であり、自国民にも認めていないが)</p> <p>・50年の土地利用権という形で工場立地がされているため、永続的な生産継続に多大な問題と工場立地における投資リスクが伴う。</p> <p>・現在の土地使用契約が期間満了となった場合にどうなるのか不明。</p>	<p>・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。</p> <p>・既に建屋建築済のため使用権ではなく所有権を譲渡してもらるか契約期間を無期限としてほしい。</p>	<p>・中国法規</p> <p>・物権法</p> <p>・外資企業法</p> <p>・土地管理法、他</p>
	JTA	(2)	移転指示命令の可能性(区画整理)	<p>・工場周辺の住宅地化が急速に進んだ事により、政府命令で移転を命じられるケースが増えている。いつ命令が下されるか予測できず、また、移転までの猶予期間も十分ではない場合が多いので、長期的な展望での設備投資を行いにくい状況にある。</p>	<p>・工業団地の再整備。</p> <p>・企業移転に関する法整備や優良企業の優遇措置。</p>	
<p>(対応)</p> <p>・2007年10月1日、物権法が施行された。物権法は、総則、所有権、用益物権、担保物権、占有の5編、19章247条から構成されている。所有権について、各種の不動産と動産を国有財産、集団所有財産および私有財産に分類し、それぞれの所有権の帰属について詳細に規定している。「国家、集団、私人の物的権利は法律の保護を受ける。いかなる組織・個人もこれを侵してはならない」とする。公共の利益のため集団所有の土地の収用、または個人所有の建物を収用、移転、撤去する場合の補償原則を明確にした。 具体的には、①私有財産の平等保護、②農地・住宅用地など土地使用権の期限満了後も延長可能、③農地の収用には保証金支払いを義務付け、などを定めている。</p>						

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	中国版 RoHS 指令の不透明・情報不足	<p>・2018年3月、合格評定制度の対象となる製品の目録と規制物質の適用除外項目が公布された。 適用除外項目については EU RoHS と整合しており問題はないが、策定中の合格評定制度に関する情報公開が少なく、適合性の評価方法が国際標準化された方法と異なる、セットメーカーに対する過度なエビデンス提出を求められた場合、企業に大きな負担がかかる。</p> <p>・中国 RoHS の管理弁法のもと、関連する標準・規格(案)が様々存在し、制度全体がわかりづらいものになる恐れがある。</p>	<p>・合格評定制度を策定する際に、先行している EU RoHS との整合性を確保してほしい。</p> <p>・適合性の評価方法に関しては国際規格 (IEC63000) と整合してほしい。</p> <p>・制度内容そして実施までの移行期間等の検討に当って、業界向けの情報公開と意見徴収を行ってほしい。</p> <p>・管理弁法・標準・規格の改訂にあつては、<u>施行時期を合わせることや FAQ を充実させること等により、わかりやすい制度にしていきたい。</u></p> <p>・また、法規制対応準備のために、<u>法規制発行日から十分な移行期間(1年以上)を設けていただきたい。</u></p> <p>・RoHS 規制が求められた場合、概略スケジュールなど知りたい。</p>	<p>・国家推薦電子情報製品自発的認証制度</p> <p>・電器電子製品有害物質使用制限管理弁法</p>
	JEITA 日機輸			<p>・現在中国において医療機器の RoHS 規制はないが、将来 RoHS 規制が求められる可能性がある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2007年3月1日より、いわゆる中国版 RoHS と呼ばれる「電子情報製品汚染制御管理弁法」が実施された。これは実施の段階で以下の2段階に分けて行われる。 (1)第1段階:企業は、ラベルまたは製品説明の中で危険/有害物質について自己申告しなければならない。 (2)第2段階:「電子情報製品汚染制御重点管理目録」を作成し、該当する製品目録に記載されている製品については強制的に証明をうけなければならない。</p> <p>・2008年2月1日、「電子廃棄物環境汚染防止管理弁法」が発効した。これにより、メーカー、輸入商および販売者の3者が E-廃棄物のリサイクルに対する責任があることが明確になった。また、E-廃棄物は、政府の指定を受けたライセンス所有の機関または個人によって処理または加工されなければならない、さもなければ違反者には罰金が課される。</p> <p>・2009年3月4日、「廃旧家電および電子製品回収処理管理条例」が公布された。</p> <p>・上記「第2段階」の実施は、当初2010年夏ごろを予定していたが、2011年夏現在未だ対象製品も確定しておらず、実施は大幅に遅れると予測されている。一方、2010年7月、中国 RoHS の改正案が公表され、審議が行われている。主な改正点は、対象範囲の拡大(電子情報製品から電機電子機器へ)、第2段階の CCC 認証取得義務が緩和される可能性があること等。</p> <p>・2010年5月18日、「国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証に関する実施意見」を公布し、また2011年8月25日、「国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証実施規則、製品目録及び例外要求」を公布してコンピュータ、プリンタ、TV、携帯電話の完成品、部品、材料に関し自主認証制度を設けた。</p> <p>・2010年10月21日付で TBT 通報がなされたが、2011年3、6、11月、2012年3月の TBT 委員会で、日本、EU、韓国が懸念を表明し、二国間合合においては認証制度を EU の RoHS 指令同様に企業の自主宣言方式とすること及び自動車・電池・部品等を除外することを要望した。これに対し中国は、カタログは2011年8月に公表しており、かつ任意の認証制度となるため、これ以上の TBT 通報は不要とした。(2013年版不正貿易報告書)</p> <p>・中国工業情報化部は2015年5月のパブリックコメントを実施を経て、2016年1月21日、中国工業情報化部、国家発展改革委、科学技術部、財政部等の8部署、「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法」(中国版 RoHS)を連名で公布した(2016年7月1日施行)。2010年規則からの主な修正は、RoHS 範囲の拡張、有害物質の「タイプ」の増加、政策支援の強化、有害物質管理システムの改善など。</p>	<p>・RoHS 規制が求められた場合、概略スケジュールなど知りたい。</p>	
	医機連	(2)	中国版 RoHS の取得手続の煩雑	中国市場に製品を輸出販売するには、その製品が特定の規格を認証取得する必要がある。	認証取得手続きの簡素化もしくは撤廃。	CCC・中国版 RoHS

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	基準・法律等の公布から施行までの猶予期間の不足	・基準・法律等の新規策定・改正により、製品の仕様や設計、材料等に大きな変更を加えなければならないことがある。このような場合、十分な検討時間が与えられないと、企業にとって大きな負荷・負担となる。	・基準・法律等の新規策定・改正時には、業界へのインパクトを評価し、製品の仕様や設計、材料等に変更を伴う場合には十分な検討期間を与えていただきたい。	・電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 ・中国「電子電気製品汚染制御管理弁法」等
	日機輸	(4)	電子終端製品の排出基準の定義の不明確	・2015年10月の意見募集において「電子工業汚染物排出基準(案)」が提示されたが、その対象企業・生産施設として「電子終端製品 electron terminals products」が記載されている。案の3.7項にその定義があり、「PCB組立工程技術を採用した独立した応用機能を有する電子情報製品」とされているが、これはPCBそのものの生産工程がある場合に限定されているのか、それともPCBを製品に組み込むだけの場合も含まれるのか不明である。また、今回の排出基準は一般的な排出基準に比べて大幅に厳しいものとなっているが、これを達成するためにはかなりの設備投資が必要になる。	・「電子終端製品」の定義として、「PCBの生産工程を含む電子情報製品」としていただきたい。PCBを部品として製品に組み立てるだけの企業は、排水量、排気量は少なく、汚染物の環境負荷量は電子工業以外の業種と比較して決して多いものではないため、一般的な排出基準に留めるようお願いする。	・国家環境保護基準「電子産業汚染物質排出基準」(意見募集稿)[2015] No.1585
	日機輸	(5)	中国版 WEEE 制度手続の不透明	・基準・法律等の新規策定・改正時に、ステークホルダーに対し情報が十分に提供されなかったり、検討期間が極端に短い、意見出しの機会が不十分、などプロセスに不備があることが多い。 <事例> ①中国 WEEE での法規制との不一致: 2015年2月公布の廃棄電器電子製品処理目録において、複写機・プリンタ・FAX が新規追加されたが、本目録では消耗品は対象から除外された。しかし現在、消耗品からも基金徴収の提案が中国当局からなされており、公布された法律との不整合が生じようとしている。法律上の定義から外れる製品からの基金は徴収すべきでない。また、もし対象品目に新たに追加するのであれば、然るべき法改正の手続き・説明と企業らに対して十分な準備期間が必要である。 ②中国 WEEE における基金徴収スキームが不公正な点: 中国国内では、純正メーカー以外の消耗品事業者が多数存在する。新たに消耗品を WEEE での基金徴収の対象とするのであれば、純正メーカー以外の消耗品事業者も純正メーカーと同様に基金徴収の対象とすべきであるが、当局が事業者全てを正確に把握する事が実質的に出来ない状況にあり、このままでは純正メーカーが不公正な基金徴収を強いられる結果となる。 ・中国 WEEE について: ①2015年2月9日付けで中国 WEEE 目録(2014年版)が公布されて、2016年3月1日より実施することになったが、現時点まで実施されていなく、当局からの公的広告や説明が一切ない。 ②目録(2014年版)製品に関する政府の検討状況と今後の日程等が不明。突然実施開始の恐れを回避できず、企業にとって基金徴収の開始によって短期間で予算確保、資金調達しなければならない可能性があるため、企業の経営の大きなリスクになっている。 ③目録製品の基金額及び補助金額に関して検討する際、企業及び業界団体の意見を充分徴収していない。第一期目録製品への基金徴収が2012年から実施されているが、基金の運用状況に関する情報公開が十分ではない。	・基準・法律などの新規策定・改正時には、ステークホルダーに十分な情報提供と検討期間、意見出しの機会を与えて欲しい。 ・回収費用等の企業への課金において、特に国内外の企業間で不公平が生じないように公平かつ透明性の確保できるスキームを確立して欲しい。 ・以下を要望する。 ①目録(2014年版)の実施に関する政府の最新検討状況、今後の日程を情報公開してほしい。 ②目録(2014年版)製品の対象範囲、HSコード、基金額、補助金額等の検討に関して、企業が参与できるように、または企業と交流、意見交換するルートを設けてほしい。 ③中国 WEEE の立法目的をより効果的に実現するために、今迄実施してきた経験	・アジア諸国の各種基準・法律 ・中国「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」 ・中国 WEEE 管理条例 ・廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法
	日機輸					

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日鉄連 JBMA 自動部品	(6)	廃棄物処理能力の不足	<p>・ISO 取得のために ISO 基準に則った認定処理業者を起用したい現地工場が、認定業者不足のため処理が遅くなったり、高いコストを強いられたいしている。</p> <p>・【危険物廃棄物:微量インクが付着したドラム缶】 ー上海市内立地企業が排出する危険廃棄物は区間を跨ぐ廃棄処理が出来ない。 ー危険廃棄物は、資格を持った廃棄物業者のみが処理可能であるが、処理数量が少なく受け入れを拒まれている。 ー当社が立地する上海市では絶対的処理数量が小さい為、資格を持った業者との契約が困難な状況が継続している。(契約は年単位ではなく少量の引取契約となる。環境局への試生産や本生産許可申請時に危険廃棄物処理契約書が必須であり、許認可に影響を及ぼす可能性がある。)</p> <p>・産業廃棄物の業者が行政より地区割され、地区毎に1社だけ指定されていて、その業者が、政府の基準を満たしていないと廃棄物の回収に来ないケースがあった(その後、その業者は、基準を満たしたことから回収を開始した)。</p> <p>(対応) ・2007年10月、中国商務部および国家環境保護総局は、各地方の商務・環境管理行政官庁に対し、輸出企業に対する環境監督・管理を強化する通達を公布した。 ・2008年5月1日、中国環境保護部は、「環境情報公開弁法(試行)」を施行した。弁法は、環境保護部門および汚染物質排出状況が深刻な企業に対して、環境に係る重要な情報を国民に公開することを強制し、汚染物質排出状況が深刻な水準でない企業に対しては、環境情報の公開を奨励している。 ・2009年1月1日より、リサイクル経済の発展を目的とする「循環経済促進法」が施行された。 ・2009年2月25日、「電器・電子製品廃棄・回収管理条例」を公布し、2011年1月1日より施行する。いわゆる家電リサイクル法であるが、廃棄電子製品の処理業者の操業資格の認定、環境保護関連規定の遵守、政府による奨励、監督管理、罰則等に関する規定も含まれる。 ・2010年12月15日、中国環境保護部は『廃棄電器電子製品処理目録』に掲載された廃棄電器電子製品や中古電器電子製品を処理する資格証書の申請・取得に関する条件及び手続きの詳細を定めた『廃棄電器電子製品処理資格許可管理弁法』を公布した(2011年1月1日より施行)。同弁法は、中国の廃棄電器電子機器指令(WEEE)の実施細則となるものである。同弁法は、所轄政府機関の責任、資格証書の取得条件及び手続き、監督・管理、法的責任などについて定めている。</p>	<p>と問題を分析整理して、改善してから、対象製品を横展開してほしい。</p> <p>・ISO 認定業者の全国的な増強。</p> <p>・危険廃棄物処理の能力を増強、区内で増加してほしい。</p> <p>・業界から政府に複数の回収業者に回収出来るように嘆願してほしい。</p>	<p>中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法(1996年4月より施行)</p> <p>・環境保護部が定めている環境基準</p> <p>・固体廃棄物識別ガイドライン</p> <p>・危険廃棄物基準</p> <p>・危険廃棄物リスト</p> <p>・地方政府が制定する大気悪化への対応法規</p>
	日機輸 日化協	(7)	危険廃棄物処理委託の困難	<p>・2015年の天津爆故以降、化学品・危険品に係る手続きが厳しくなっている。珠海市では、危険廃棄物処理業者の許可証更新手続きが遅延しており、各企業では危険廃棄物の処理委託ができない状況にある。 →更新手続きが完了して処理開始した業者があるが、まだ処理キャパが不足の状況。</p> <p>・中国では環境規制はますます厳しくなり、企業にとっては環境課題もだんだん増えてきて、困ることがいっぱいとなった。資格の有するに危険廃棄物処理業者に依頼することは基本的な要求だが、一部の地域(KWTの所在地河北省を含む)では、関係の処理施設は足りなくて、買い手の市場となり、処理業者は吹っかけることもあり、処理費用はとて高くコストアップになる。地方それぞれの環境部署は現地の廃棄物処理を優先するという考え方で、余裕がある場合、他地方から危険廃棄物の処理依頼を受けるとする。その結果、他地方への依頼申請は承認まで時間が長く掛かる。</p>	<p>・他地域に搬送しての危険廃棄物処理を実施する場合の行政サポート。</p> <p>・関係施設の整備を指導して、危険廃棄物処理能力を拡大させて、市場の需要を満足し、処理費用の下がりを図る。</p> <p>・承認までの手間と時間を減らし、承認より届出にしてもらいたい。</p>	<p>中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法</p> <p>・河北省危険廃棄物監督管理を強化する若干措置に関する通達、等</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			・危険廃棄物の処理については、「当局の指定した業者に引き取らせること」という法律および地方行政の通達があるが、指定を受けている業者が少ない為、処分が出来ず事業所内に溜まっている状況。	・指定業者を増やす、指定業者の処理能力向上を図って欲しい。	
	フル工 JTA	(8)	高い廃液処理費用	・中国における廃液処理の費用が異常に高い。同一廃液、同一処理量で、日本における費用の5～10倍かかる。 ・廃油や廃液の処理費用が、区域(市レベル)内で、年々高騰(日本の4倍以上)しており、また区域内で2社しかない指定業者がしばしば検査不合格で操業停止になる場合があり、回収されない時期もあった。	・廃液処理費用の適正化を希望する。 ・あまりにも高額な為、他国と比べて適切な価格になる事を求む。 ・また指定業者への定期的な指導・監督も政府が確実に行って頂きたい。	
	JTA	(9)	環境規制による廃液処理の困難	・中国における環境規制が近年、急激に厳しくなっており、環境改善に対応できない企業は廃業や移転に追い込まれており、特に加工外注先であるクロム鍍金処理業者の操業が極めて困難になっている。弊社の取引先も、いつ操業停止に追い込まれるか予測できないため、リスク回避のために他地域の処理業者を選定しているが、品質・費用要求も容易ではない。	・規制緩和。 ・環境対策補助。 ・政府施策(工業団地整備等)	
	日化協 日化協 日機輸 JTA フル工 自動部品	(10)	環境規制による製造業者への操業停止命令	・政府あるいは省の判断で、環境規制に抵触するような状態(PM2.5の濃度など)になった場合、住民の生活を優先し、産業活動が突然停止させられる。その結果、発注をにかけていた原料でも予定通りの出荷ができなくなる。 ・中国北部の工場(委託先)が、大気汚染の影響で突発的に委託している化学製品の生産を停止する事例が発生。AQI(Air Quality Index)の数値が高値で推移した場合に地方政府が公共機関、工場等の出勤・生産等の停止命令を発令している。 ・一例として、天津市や昆山市などで空気、河川汚水の環境対策と称して該地域の製造業に対する操業規制(停止や部分的操業量削減)を実施する事例が出ており、調達部品の確保に影響が生じている。 具体的な根拠が十分ではない中、一律操業規制をかけられた事例もあり、最終的には国の経済に結び付く影響もあり得る。 ・取引先のメッキ業者が、地方政府の環境影響調査の為に、突然(当日から)1か月に亘って操業停止命令を受け、メッキ必要な製品の生産を他の拠点に振り替えることになった。 ・2017～2018年にかけて、政府が排水、排気、騒音の面について多くの新政策、法律を発効。環境監査も頻繁に行われたため政府要求によって、多くの分野のサプライヤーが急に生産停止になる事が多い。	・環境規制については、省レベルのものについても実施時期よりも少なくとも半年前に通知されるとともに、中国語のみならず、少なくとも英語(可能であれば日本語)による通達の公開。 ・環境規制による大気汚染の防止。 ・環境問題の真因を追及され、その原因に直結する課題のある施設や製造業に対してのみ規制や指導、改善を行ってほしい。 ・事前のアナウンス(最低1か月前)を必ずして頂きたい。 ・新しい政策、法律、規制を発効した後、企業、メーカーの改善準備時間を設けてほしい。 ・環境汚染問題が深刻な時期(特に冬)の解決方法の改善(強引に地域内の多分野かつ全企業が生産削減や生産停止ではなく、環境汚染をコントロールすることによる生産調整措置を希望。)	・環境保護税法 ・中華人民共和国環境保護税法実施条例 ・新改訂「中華人民共和国水污染防治法」 ・京津冀及周边地区2017年大気汚染防止工作方案

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 近年、中国では各地方政府の環境保護部門が管轄内の製造企業に対して環境汚染に関する審査を厳しく実施するようになってきており、取引のある中国サプライヤーの一部で減産、一時的な生産停止となる事例が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な中国法規制の情報収集と、法規制による中国企業(サプライヤー)および中国での経済活動への影響の分析をお願いしたい。 中国サプライヤー情報を含め、それら一連の情報を日系企業へ展開、サポートをして頂きたい。 	
	建産協	(11)	環境対策の突然の実施による生産・出荷中止	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染や水汚染などの環境問題が深刻化ことにより、当局の指示で、石家荘の鉄鋼・セメント・ガラスなどの製造メーカーからの出荷・生産が1か月以上の突然中止となった。 大気汚染や水汚染などの環境問題が深刻化ことにより、塗装や鍍金などの表面処理メーカーに当局からの工場監査が頻発。監査基準も厳しくなったことで操業停止となるメーカーが多発したことで、操業できるメーカーでは、コストアップ・納期遅れが多発。最悪の場合には短期間で転注を実施している。 2016年12月、上海地区の工場に環境対策関連の政府査察が入り、多くの工場が1週間前後操業停止となった。当社関係会社にも査察が入り、それまで指摘のなかった廃気・排水設備の改善命令が下され、やはり一週間の操業停止を余儀なくされ、急きよ、改善用設備を導入し操業を再開した。 中国国内の環境規制が年々厳しくなっており、コストアップ要因となっている。中央政府の方針により突然検査が厳しくなることがあり、実際に段ボール製造業者、塗装業者は検査をクリアできず操業停止になっている工場が多くあり、資材調達単価にも影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> メーカーへの6か月以上前の事前通達。 メーカーへの6か月以上前の事前通達。 中国「環境保護法」の改訂、政府の新たな環境政策に関する事前のパブコメ募集と、実施時における公表、周知徹底。 規制自体には問題ないが、ルール of 公正な運用が必要。 	環境保護法
	日機輸	(12)	環境に関する法律・規則の運用・解釈の不明確	<ul style="list-style-type: none"> 2015年に環境保護法が大幅改正されたが、環境規制における運用や法規制の解釈がまだ明確になっていない点もあり、手続き負担の増加や混乱が生じている。 規制する法の施行が先行しているせいか、対応する行政窓口で適切かつ迅速な指導が得られない。窓口が複数あると、それぞれの窓口の言い分が異なり、右往左往してしまい、結局時間と費用を無駄になる。例えば、粉塵を発生するショットブラスト機の導入条件。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域当局による運用や解釈の違いを極力減少。 早期での運用・解釈のレベル合わせ。 法律の新規制定や改訂の情報を正確に得られるようにしてほしい。 	中国環境保護法など
	日機輸	(13)	国際的標準と異なる環境規制の導入	<ul style="list-style-type: none"> EUから始まったRoHS(電気電子製品有害物質含有規制)やWEEE(廃電気電子製品指令)、REACH規則などは、類似の法律を他国が取り入れることが多い。その際、要求事項や製品へのマーキングデザインに差異があると、メーカーにとっては多大な負荷・負担となる。 <事例> - 中国「廃棄電気電子製品回収処理管理条例」 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな法律を制定するにあたっては、既に他国で実施されている類似の法律がある場合、できる限り要求事項等を先行例と統一するよう努力してもらいたい。 	
	JTA	(14)	安全・環境規制の厳格	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全と環境面で規制が厳格化しており、政府機関による検査が以前に比べて頻繁に行われるようになってきている。検査で問題を指摘された箇所は必ず改善しなければならないが、厳しすぎる感もあり、対策に大きな費用が発生するようになってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制緩和。 関係法令の整備。 	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JTA	(15)	環境保護を理由とした不当請求	・中国政府が主導する環境規制強化に関連して不当請求が疑われる事例があった。弊社分公司の敷地建物契約更新に際し、環境保護を理由にして廃棄物処理に関する法外な請求が行われた。交渉で半額となったが、この点を考慮すると不当請求が疑われた。	・法規制の強化。	
	日化協	(16)	輸入医療機器の臨床試験要求の不合理	・2014年に公布された医療機器登録管理弁法(局令第4号)では輸入医療機器に関しても臨床試験を求める場合があることが規定された。すでに日本にて市販実績がある製品の申請が、中国にてあらためて臨床試験を実施しなければいけないことを理由に却下された経験がある。	・アジアでは欧米や日本での認証実績をもって自国での臨床試験を免除している国が多いにも拘わらず、中国が先進国の実績を評価せず、承認を取り直すよう求めている。すでに他国において承認実績、市販実績がある製品については他国での臨床評価レポートを受け入れ、中国での臨床試験を免除できるようにして欲しい。	・医療機器登録管理弁法(局令第4号)
	日機輸	(17)	統一したグリーン製品標準、認証、標識システムの建設	・中国国務院は多種の環境関連標準、認証を統合して、統一したグリーン製品標準、認証、標識システムを建設する意見を公布した。 ①検討状況、今後の日程、関連標準、認証方式等に関して、情報公開と業界への意見徴収が不十分。 ②統合する前に、「環境トップランナー制度」、「エネ効トップランナー制度」、「低炭素製品認証」、「生態設計製品評価」関連標準の制定、トライアル活動等の検討が同時に進められている。 既存標準、認証を含めて、統合したグリーン製品標準、認証と似たような内容も多く存在しているため、検討や対応に企業、業界団体、そして政府機関にも負担が掛かり、人力と資源の浪費が生じている。そして、将来、これらの関係は如何なるか不透明で、企業にとって非常に不安がある。	・①情報公開と十分な意見徴収をしてほしい。 ②各政府機関が、確実にグリーン製品標準、認証の統一に協力し、将来統一後の標準、認証と重複しそうな標準、認証制度の策定を中止してほしい。	・統一したグリーン製品標準、認証、標識システムを建設する国務院弁公庁意見
	自動部品	(18)	中国 NEV(新エネルギー車)規制	・新エネルギー車(NEV)(強制化率)...2018年(8%)、2019年(10%)、2020年(12%)。 パワトレ系部品の様変わりによる数量動向。	・各カーメーカーの新エネルギー車に対する動向等の情報収集。	
	日機輸	(19)	廃プラスチック等の輸入禁止	・中国環境保護省は、使用済みプラスチック等の輸入を、2017年末までに禁止とすることをWTOに通告しており、従来、原材料として有価で取引されてきた良質な廃プラスチックについても引き取りが拒否されている。	・プラスチック製品の製造大国である中国において良質な廃プラスチックの輸入を停止することにより、世界規模でエコサイクルが悪化する恐れがある。再生プラスチック等の原材料として利用される良質な廃プラスチックについては輸入を継続していただきたい。	
	日製紙 日機輸	(20)	大気汚染対策の不十分	・工場排水またはPM2.5の蔓延により、従業員の健康被害を心配している。 ・大気汚染が深刻であり、赴任者の健康被害が懸念される。	・公害の改善、渋滞緩和。 ・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。	
				(対応) ・2014年7月、「上海市大気汚染防止条例」を可決し。10月1日から施行。罰則の強化と長江デルタ地域における大気汚染防止の協力などを規定。		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法		
				<p>・2014年8月6日、中国財政部、国家税務総局及び工業情報化部は、「新エネルギー自動車の購置税(車両取得税)免除に関する公告」(2014年第53号公告)を連名で公表;2014年9月1日から2017年12月31日までの間、要件を満たした純粋電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車に対して車両取得税を免除。</p> <p>・2015年1月1日、中華人民共和国環境保護法が施行された。同法では排出権管理(第45条)、排出費(第43条)、排出総量規制(第44条)、汚染物質排出基準(第16条)に関する規定が新設され、行政による事業者に対する監督管理が強化された。</p>				
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	(1)	公証・認証取得の煩雑	<p>・中国政府関係当局に対し委任状、訴訟関連資料等を提出する際に、領事館認証を要求される。領事認証を得るには、大使館に2度出頭するなど煩雑であり、時間を要する。</p>	<p>・領事認証に代えてアポストイーユの付与のみで足りるようにしてほしい。・現状では、香港・マカオのみ適用範囲となっており、中国本土へ適用拡大を要望する。</p>	<p>・ハーグ条約(外国公文書の認証を不要とする条約)の中国本土への適用拡大・外国企業駐代表機構登記管理条例</p>		
			日機輸	(2)	地方による法規の運用・解釈の不統一	<p>・危険化学品安全管理に関し、同じ法律であっても、所在地の当局毎に、運用や法規制の解釈に大きな差があり、統一した方法で対応できない(個別最適が必要で負担が増加する)。</p> <p>・危険化学品の安全管理に関し、地方毎に運用や法解釈に大きな差がある。特に天津、青島、大連地区においては、リチウム電池搭載品の輸入際し、それがIATA等において危険物と扱われないボタン電池内臓品であっても審査に多大な時間を要し、輸入手続きが停滞する。</p>	<p>・地方による運用の差をなくして欲しい。</p> <p>・地方による運用の差をなくして欲しい。</p>	<p>・危険化学品安全管理条例</p> <p>・危険化学品登記管理弁法</p>
			日機輸		<p>(対応)</p> <p>・2015年8月12日に中国天津市において生じた危険化学品の大爆発事故の後、中国政府は、危険化学品に対する安全監督管理業務をより一層強化しようとしており、2016年11月29日に中国国务院弁公庁は、「危険化学品安全総統治方案」を公布した。当該事故を教訓に、中国中央政府主導で危険化学品に対する安全監督管理を行っていくとするもの。</p> <p>企業の安全生産主体としての責任を徹底することを業務目標とし、危険化学品の安全総統治業務は、国务院の安全生産委員会が組織・指導する。</p> <p>①準備段階:2016年12月には、各地域、各関連部門は総体的要求に基づき、具体的実施方案を制定し、危険化学品安全総統治に部署人員を動員し、広範な宣伝を行うこと。</p> <p>②整備段階:2017年1月から2018年3月には、業務を深く展開し、且つ段階的成果を挙げること。2018年4月から2019年10月には、更なるレベルアップを図り、各地域、各関連部門が定期的な監督指導を展開すること。</p> <p>③最終段階:2019年11月には、各地域、各関連部門が業務の成果をとりまとめて結果報告を作成し、且つ国务院安全委員会に送付する。</p>			
			日機輸	(3)	拡大生産者責任制度	<p>・「国务院弁公庁の拡大生産者責任制度推進方案公布に関する通知」が2016年12月25日付けで発布された。拡大生産者責任制度は企業の経営活動全体に係るが、政府の制度策定に関する情報公開と意見徴収が不十分なため、関連する企業にとって非常に不安がある。</p>	<p>・実効性のある制度にするために、今後、業界、企業と意見交換しながら、十分に意見徴収した上で、制度を推進してほしい。</p>	<p>・国务院弁公庁の拡大生産者責任制度推進方案公布に関する通知</p>
日機輸	(4)	行政手続の煩雑・遅延	<p>・弊社の出資者変更に伴い、商務局(外商投資)の批准は取れたが、その後の手続きにおいて工商局より出資者(日本)の役員全員の決議書が必要であると言われ、手続きが滞っている。</p> <p>・合弁契約締結後、商務委員会と外商投資企業認可取得を行う際に、多数回にわたる資料の提出要請があり時間を要す。</p> <p>一方、担当者が変更になると急速に手続きが進むケースがあり、基準が不透明。</p>	<p>・商務局の批准を取得した場合等、要の部署の批准があった場合はその後の期間の批准も簡素化し早急に承認をいただきたい。</p> <p>・人による対応格差の改善。</p> <p>・同一基準での運用。</p>				
自動部品								

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	製薬協	(5)	中国独自の医薬品検査規制	・中国で医薬品(医薬品原薬を含む)を輸入申請する際、その品質を確認するために、原産国(=輸出国)における規格・試験法とは別に、中国の検査機関が設定した規格・試験法が中国薬典を元に設定されている。また、輸入毎にこの中国独自の規格・試験法で当局指定の検査機関での検査を行うことが求められているが、原産国と異なる規格・試験方法であるため、検査に適合するかどうかの判断が難しい。	・原産国で承認された規格・試験方法の採用に向けた主要国薬典(日本薬局方、US局方、EU局方)の導入(中国独自の規格・試験法設定の廃止)および輸入毎の検査の廃止。	切却切輸入管理法:第三章	
	製薬協	(6)	現地製造許可のための現場査察	・中国で医薬品の製造許可を取得する際に、現場査察が実施されるが、該当する医薬品の商用スケールでの実生産のすべての工程の査察が行われる(動態査察)。商用スケールでは、原材料の調達、製造ラインの確保等、負担が大きい。また、査察用に製造された製品が商品として販売できるかが明確ではなく、廃棄リスクを抱え、生産スケジュールも立て難い。	・査察で必要とされる生産スケールの減免、または査察用に生産された製品が検査に合格した場合には販売できることを明確に許可して頂きたい。	・医薬品登録管理弁法62条	
24	法制度の未整備、突然の変更	医機連 建産協 日機輸 自動部品 フル工 自動部品 日機輸 日商 日鉄連	(1)	法制度・規則の頻繁な突然の変更	<p>・CFDA(食品薬品监督管理局)による医療機器業関連方案が矢継ぎ早に発効される。</p> <p>・外国人就労許可のパイロット政策の実施が開始された。改正のポイントは高級人材(A類)の流入を奨励し、一般的な人材(B類)の流入をコントロールし、上記以外の人材(C類)の流入を制限すること。2017年4月1日開始ですが、実務運用が見えておらず(実務窓口はまだ情報がない)、今後の赴任者の選定にも影響を与える可能性がある。</p> <p>・法制度・規則の突然変更により、経営環境が急変し、企業は対応に困ることがある。たとえば、2016年の9月21日に中国交通运输部、工信部、公安部、工商総局と質検総局により「超限超載認定基準」を発行し、輸送車両の規格(特に高さ)と最大積載量を定めた。影響として、国際共通40HQコンテナ車は規格違反(高さ)と認定され、一時的に使用不可となった。</p> <p>・安全対応措置について、安全監督局が突然来訪して、2016年9月公布、2017年3月から展開となる粉塵防爆法規に対する確認が実施された。結果として、集塵機等が法規に対して不適合となり、法規を満足できるよう改善の指示を受けた。</p> <p>・特に環境規制等の急激な変更で地方政府の知識・理解が乏しく拡大解釈による必要以上の処理設備導入や操業停止のリスクがある。 例:VOC規制:有機溶剤が対象とみられるが水溶性塗装も規制される。また、国際会議開催に絡む操業停止の指示がある。</p> <p>・少なくともよいと明記された法律文書が廃止された理由で義務が課されるような適用方法をやめて欲しい。文書で明記して欲しい。 (例:外国人 国外での保険料を所得に合算、税務申告)</p>	<p>・当該所轄広報への掲載だけでなく、公共放送で広く積極的に通知して欲しい。</p> <p>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。</p> <p>・条例発信前、業界に対する影響度、実施方法などについてきちんと検討していただきたい。</p> <p>・また業界に影響度の高いと見込まれる条例発行の際、企業に対してバッファ期間を与える。</p> <p>・中国では事件が起きた後、その地区だけに再発防止で超法規的な措置がでる。法規を超えた行政措置になっている。</p> <p>・規制導入時には各関係機関への説明と明確な規制値を提示頂くなど、十分な準備期間を設けて導入頂きたい。</p> <p>・文書にて改訂、明記して欲しい。</p>	<p>・蘇環局[2014]128号</p> <p>・SFDA 認証</p> <p>・CCC 認証</p> <p>・外国人来華工作許可制度パイロット実施法案</p>
	日商 日鉄連	(2)	法律の実施・運用の地域格差・不統一	<p>・関税、外国送金、資本出資などの運用において、東北省など地方と上海地域とで、解釈の違いがあり、事業上、その情報把握に苦慮している。</p> <p>・例:営業税から増値税に変更するにあたり、海外売上100%のコンサルティングサービスに対しては免税との規定がある。この規定の運用が地域毎に違い、ある地域では免税とされていたものが、突如免税不可となり、遡及して納税するよう求められた。</p>	<p>・法規制解釈の標準化。</p> <p>・制度運用の透明化。</p>	・中国法制	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸 日鉄連 日機輸	(3)	法律の実施運用規則の不備・発効遅延	<ul style="list-style-type: none"> 上位の法規制が発効しているにもかかわらず、その法律を実際に運用するための下位規則、規制物質リスト、ガイドライン等が公表されるのが遅く、実際の対応が困難。ガイドライン等が出揃って改善されたが、その他は改善されていない。 遵守すべき内容・規則として法令・通達によりどころとなるが、全国での当局の運用を顧みた際に必ずしも運用ルールが文書化されておらず、そのことが全国対応を行う多国籍企業にとっては不便につながるものが存在する。いまだに改善されないケースがある。 例えば、2016年9月に杭州で開催されたG20に関する杭州周辺の物流制限について、8月末になっても政府から明確な制限情報が出ておらず、企業間情報交換、もしくは物流業者から非正式な情報を頼らざるを得ない状況になった。物流業務の不安要素となった。 中国のWTO加盟時の「約束」に関するうち、「(国内)流通業の自由化」(外資の出資制限の廃止、地域制限・出資者資格要件の東南アジアの廃止)については、2004年6月に「外商投資商業分野管理法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたまま。 ネットワーク安全法について、「重要情報インフラ運営者」や「重要データ」等の範囲が不明瞭なまま法施行されており、外資系企業が中国国内の顧客から収集した具体的データにつき、中国国内で保存する義務があるか判断できない。この義務が幅広く適用されると、外資系企業には事実上の制約となる。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国国務院は2017年12月25日付で「中華人民共和国環境保護税法実施条例」(2018年1月1日から施行された「中華人民共和国環境保護税法」の実施細則を發布。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年5月2日、中国の国家インターネット情報弁公室は、「インターネット製品及びサービス安全審査弁法(試行)」を公布した。審査弁法は、「インターネット安全法」1(2016年11月7日公布)に関して初めて制定された付属法令として、2017年6月1日に「インターネット安全法」と共に施行された。同法は、「インターネット安全法」にいう「安全審査」について、ある程度、具体的に規定するものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 下位規則やガイド等の準備をしてから法律を発効して欲しい。(準備が出来るまでは発効しないで欲しい。) 運用を行う際に、迅速かつ明確な基準・考え方の発信を行う体制を徹底いただきたい。 実施細則の制定による実質的な開放。 「重要情報インフラ運営者」や「重要データ」等の範囲を法文で明確にし、その解釈の仕方について、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 网络安全法(ネットワーク安全法) 重要情報インフラ運営者に関する安全保護条例(意見募集稿)第18条 中華人民共和国環境保護税法 危険化学品安全管理条例 危険化学品登記管理弁法
	日製紙	(4)	現状と乖離している法律法規及び通達	<ul style="list-style-type: none"> 実務上対応できない法律法規がたくさんある。 残業に関する法律について、中国の労働法は残業時間上限を1日1時間、1ヶ月36時間と定めているが、ほとんど守られておらず、非現実的な規定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 実行性のある法律法規に修正して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国労働法第41条 中国 人社部発〔2014〕78号通達
	JEITA 医機連	(5)	基準・法律等の公布から施行までの期間不足	<ul style="list-style-type: none"> 株式取引に関する規制が即日発効となるため、対応に苦慮。 「医療機器取扱説明書とラベル管理規定」の法改正や、製品登録番号の変更等、製品包材・取扱説明書等における必要記載事項の内容変更について、その決定(通知)から施行までの(準備)期間が短いため、各工場における変更への対応が間に合わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正については、一定の猶予期間等の設置とともに外資系企業への十分な事前説明や情報提供を要望したい。 同(準備)期間の延長、猶予期間の設定等。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国「分離排出法」 中国「電子電気製品汚染制御管理弁法」等 中国証券監督管理委員会 広告〔2015〕18号「上場企業および監督者の株式保有高率規則」

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			・基準・法律等の新規策定・改正により、製品の仕様や設計、材料等に大きな変更を加えなければならないことがある。このような場合、十分な検討時間が与えられないと、企業にとって大きな負荷・負担となる。	・基準・法律等の新規策定・改正時には、業界へのインパクトを評価し、製品の仕様や設計、材料等に変更を伴う場合には十分な検討期間を与えていただきたい。	・医療機器の取扱説明書とラベル管理規定
	自動部品	(6)	法案策定手続の不透明	・政府関係機関による起案が突然廃案となった。 2014年に国家知的産権局から「職務発明条例草案」のパブコメ版が発表された。当該「職務発明条例草案」には、企業にとって非常に不利となる規定が多数含まれていて、職務発明者が企業に対し相当な額の奨励・報酬の支払を求める訴訟・紛争が増加する可能性があることが判明。本社知財部門、法務、現地の顧問弁護士と一緒に草案に対する曙光版の職務発明規定を作成した。しかし、2016年に当局による措置で、この草案は廃案になったことが分かり、この規定策定までに非常に多くの工数がかかった。	・政府関係機関は事前によりしっかりと起案をして、一般社会に公表した以上、履行をすべき。 中国の場合、多くの法規が沢山であることから、外資企業にとっては選別をすることが非常に厳しいと感じる。	・職務発明条例草案
	フル工 自動部品 日機輸	(7)	関連法令の矛盾、 関係当局・担当者 による法制度解釈 の不整合・不統一	・消防法等において法文上では曖昧な表現になっており、最終的な法解釈は、消防局の担当者の解釈で運用され、企業としては対策が必要なのか分からない。 突然、法律に従っていないとの見解を示され、改善を要求される。また、改善が完了するまで、対象施設の封鎖を要求される。 ・中国法体系全般にいえることだが、法令の不備や法令間の矛盾、またそれに伴う政府下級役人の拡大解釈見解変更が相次ぎ、その度に業務停止、翻弄されている。 例：CIE/CIES 二社統合手続では、関連法令の不備、政府役人の法令拡大解釈、見解変更が相次いだ。	・法律の明確化を実施し、末端の組織まで認識を統一して欲しい。 ・是正勧告に対する改善に一定期間の猶予が欲しい。 ・中国政府高官に政府下級役人の見解が介入しない洗練された法体系の整備を訴えて欲しい。	・環境規制 ・消防法等
	日機輸	(8)	行政規制簡素化	・「自由貿易港」とか外資自由貿易区に所在の外資商貿公司が行う三国貿易且つ最終目的地が中国大陸企業となる取引における政策の透明化、簡素化と規制の緩和または撤廃を求める。		
	日化協	(9)	不明な許可制度	・化学製品の製造に対して「生産許可」が製造サイト毎に必要な情報があるが、環境アセスメント等の評価費用内訳や所管省庁が不明。	・許可制度の中国国内での整備・標準化及び透明化の促進。	
	日商	(10)	外資民間プロジェクトの入札要件の地域間不統一	・入札法では、入札が必要となる工事の範囲を省政府レベルで決定することになっている。このため、外資民間プロジェクト(日系民間工事)についても、入札不要とされる地域と入札が必要とされる地域が存在する。必要とされる地域では、法規に則った入札手続実施が必要となるため、発注者の意向に沿わない業者選定リスクが有る他、費用・時間が掛かっている。	・全国統一の基準の明確化を図るとともに手続の簡素化をお願いしたい。	・入札法(主席令第21号) ・工事建設プロジェクト入札募集範囲及び規模の標準規定(国家発展計画委員会第3号令)
	日機輸	(11)	中国サイバーセキュリティ法制定による企業活動の制限	・同法では中国国内の個人情報を国外へ持ち出せないルールとなっており、具体的にどう規制されるのか不明瞭なため、今後の運用によっては企業活動が制限される懸念がある。グローバル標準の Office365 などの導入に際しては、独自システム構築など特別な対応が必要となる。 (対応) ・日本政府は、2017年3月以降の TBT 委員会においても、本法に対する懸念表明を行っている。	・本法にかかる当局や他企業の動向のモニタリング、情報収集と共有をお願いしたい。	・中国サイバーセキュリティ法

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
25 政府調達	日鉄連	(1)	政府調達における 自国製品の優先購入	<p>・2009年5月26日、政府投資プロジェクトで政府調達に属するものについて、中国政府は中国国内で調達できないなど、合理的な条件が無い限りにおいて、自国製品を優先的に購入(バイチャイナ)するよう通達。輸入する場合は政府部門の同意が必要となる。現時点で法的拘束力や実際の運用規定が不明。</p> <p>(対応)</p> <p>・2009年12月25日、中国政府は、設備産業の独自開発を奨励する『重大技術装備自主創新指導目録』を公布した。同目録は、政府が国内産業に対し独自開発を望む240種類の設備を列挙しており、国内企業にとっての指針となる。この目録に列挙された設備は、(1)政府の研究開発、(2)製品商業化への財政優遇措置、(3)独自開発製品の政府調達政策、(4)中国で初めて製造される重大技術設備の利用において各種の優遇措置を受けられる。基本的に、同目録は、2010年公布される予定の『政府調達自主創新製品目録』がどのような内容になるかを知る手がかりとなる。</p> <p>・2010年5月、政府調達国内製品管理弁法案を発表し、パブリックコメントを求めた。国内製品の定義(国内生産コスト比率50%超の最終製品)や認定方法を規定している。</p>	<p>・運用規定等の明確化、政府調達以外の分野への波及の回避。</p>	<p>・「内需拡大による経済成長促進の着実な実施に関して、プロジェクト建設への入札・応札の監督管理業務の更なる強化を行うことについての意見」(発改法規[2009]1361号附属書)</p>
	日機輸	(2)	WTO 政府調達協定への未加盟	<p>・GPA 協定加盟の動向・目途が不明瞭である(国営企業を除く等、対象範囲の特定を希望)。</p> <p>(対応)</p> <p>・2007年12月28日、中国はWTO 政府調達協定(GPA)加盟申請とイニシャル・オファーを行った。現在はオブザーバー国である中国のGPA加盟に向けた交渉が、2008年2月に持たれ、正式に始まった。</p> <p>・2007年12月、中国は政府調達加盟申請(初期オファー)を提出している。</p> <p>・2008年1月15日、財政部は政府機関の調達は、基本的に自国製品を対象とし、同部の許可無く他国製品の調達行為を禁止する旨を関連部門に通達を出した。同通達によれば、政府部門が他国製品を輸入する際は財政部の一連の審査を義務付ける。政府調達は技術移転や人材育成分野を優先させ、国が輸入を制限する産業や兵器などは国家発展改革委員会、科学技術部などの意見を仰ぐよう指示している。</p> <p>・2010年7月9日、中国はWTO 政府調達協定加入交渉で改訂オファーを提出した。改訂オファーには、協定対象として15の中央政府機関が追加されたが、中国の政府調達市場の大部分を占める国有企業や地方政府機関は対象から除外されている。なお、適用基準額は、初期オファーよりも引き下げられている。</p> <p>・2015年2月11日、WTO 政府調達委員会非公式会合で、中国は、自国の政府調達協定(GPA)加盟に向けた最新改訂オファーについて国有企業の範囲拡大を求めるGPA 締約国(米国、EU等)の要請を拒否した。</p>	<p>・最新情報の確認とご提供をいただきたい。</p>	
	日機輸	(3)	政府調達政策と自主創新政策との関係不明確	<p>・「政府調達政策」と「自主創新」に絡む規則が複雑である。</p>	<p>・最新情報の確認とご提供をいただきたい。</p>	
	日機輸	(4)	入札制度の形骸化	<p>・設備の入札において、入札自体が形骸化しており、費用・時間の無駄が生じている。或いは公正を著しく逸している場合がある。</p> <p>具体的には、落札後の価格交渉が常態化していること、買い手の意に沿わない落札結果の場合に一方的なやり直しがあることなど、一連のルールとフローが不明確である。</p> <p>2014年から引き続き大きな変化は無く、改善は見られない。設備購入決定後に、入札実施が決まった場合もあり、ルールが不明確な状態が続く。</p> <p>進展なし。(2018年1月時点)</p>	<p>・国際ルールに照らした入札規則として明文化(人治的な判断の余地を排除)し、買い手側の義務と責務も明確にして頂きたい。</p>	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <p>・2014年3月3日、中国商務部、機械・電気製品国際入札実施弁法(試行)を公布。実施弁法(試行)では、国際入札に係る権限ある当局を指定し、国際入札の対象となる機械・電気製品の範囲と例外を規定して別表にHSコードを付して掲示している。 ー商務部令2014年第1号【中国語】(http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201403/20140300504579.shtml)</p>		
	日機輸	(5)	政府購買に係る過大な資料要求	<p>・現在の政府購買は、年に2回、海外メーカーに様々な資料の提出を要求している。日本政府当局が公開發行する会社の「現在事項全部証明書」、「代表者証明書」を提出すること以外に、趣旨が不明瞭な「弁護士の証明」も要求している。なお、加えて、日本法務局発行の公証書と在日本中国大使館発行の認証書も要求している。日本政府当局が公式に発行する「現在事項全部証明書」、「代表者証明書」は既に権威性がある。民間の弁護士の証明や、法務局の公証や大使館の認証の必要性には疑問がある。</p> <p>また、年に2回も提出が必要か疑問である。中国と日本の制度の違いへの理解が望まれる。</p> <p>また、上記の資料の提出期限は厳しい。中国の15日稼働日となっているが、実際は13-15日くらいでの対応が求められる。資料は現状、全て政府関係(日本政府当局・日本の中国大使館)の認証等の作業が必要とされる。年末年始の時期となり、日本の政府当局も在日本中国大使館も休みとなり対応できないことがある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2010年6月21日、日本機械輸出組合は「中華人民共和国政府調達法実施条例(意見聴取稿)」について、財政部宛てに意見を提出した。</p>	<p>・政府購買の資料は、「現在事項全部証明書」と「代表者証明書」をそのまま提出すればよいものとし、「弁護士の証明」、法務局の公証、大使館の認証は不要とする。また年に2回ではなく、1回のみ提出とする。</p> <p>・政府購買の資料提出期限を、20稼働日に延長する。</p>	<p>・政府調達国内製品管理法(未公布)の第三条、第六条、第七条、第八条</p> <p>・政府調達輸入製品管理法</p>
26	その他	(1)	中国道路交通安全法による、車両本体高さ制限規程	<p>・現在中国向けに40ft HQ コンテナにて原紙輸出を行っている。</p> <p>2016年の中国道路交通安全法改正により、車両本体高さは4.0m超不可の高さ制限規程が出来た為、40ftHQ コンテナでは出荷不可となる。HQ コンテナによる輸送は一般的かつ国際的な手法であり、規制による物流への深刻な影響が懸念される。</p>	<p>・制限規定は廃止を願う。</p>	<p>・中国道路交通安全法</p>
	建産協	(2)	市況変動の大幅変動	<p>・政府による能力削減政策もあり、多くの輸出製品の基本となる鉄や樹脂などの材料が急激な値上がりとなっており、中国からの輸出競争力がなくなっている。</p> <p>段ボールについては、値上がりだけではなく供給も不足しており納期にも影響が出ている。</p>	<p>・政府主導による市況の安定化。</p>	
	日機輸	(3)	中国国家政策の外資企業への周知不十分	<p>・13次五ヵ年計画など国家重要政策について、中央政府の担当者が地方や外国まで出向いて中身を説明している。我社でも政府の考えをよく理解し、方針に沿って中国に貢献したいので、直接政府の話を聴いて政策の内容を深く理解したい。</p>	<p>・政府主催の外資大手向け政策勉強会の実施。</p> <p>・政府経済担当との定期交流会の実施。</p>	
	日農工 自動部品	(4)	過度なインターネット規制	<p>・TV会議システムが2017年10月以降使用できなくなった。通信業者からは、別の専用回線を引くことを提案されたが、費用が高く現実的でない。</p> <p>・本来自由なはずの情報閲覧が制限されて、駐在及び出張者の自由が制限されている。</p>	<p>・通信規制の緩和。</p> <p>・国による情報制限の撤廃。</p>	
	建産協	(5)	環境保護新税の導入と脱石炭化	<p>・環境に係る新税導入や石炭から天然ガスへの切替等による生産エネルギーの不安定化。</p>	<p>・計画的な切替と企業との会話。</p>	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。